

令和5年度
包括外部監査報告書
及び報告書に添えて提出する意見

令和6年3月

郡山市包括外部監査人

田 中 亮

目次

第1章 総論.....	4
第1 包括外部監査の概要.....	4
1 包括外部監査の種類.....	4
2 選定した特定の事件（テーマ）.....	4
3 特定の事件を選定した理由.....	4
4 包括外部監査の実施時期.....	4
5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格.....	4
6 監査の方法.....	5
7 包括外部監査の結果.....	5
8 利害関係.....	6
9 金額等の表示.....	6
第2章 補助金、負担金及び交付金の概要.....	7
第1 補助金等の概要について.....	7
1 補助金等の意義.....	7
2 補助金、負担金及び交付金の違いについて.....	8
3 補助金等の分類.....	8
4 郡山市の補助金等の適正化について.....	9
5 補助金等交付事務について.....	27
第2 監査対象とした補助金等の概要.....	45
1 監査対象とした補助金等の抽出方法及び監査手続.....	45
2 監査対象となった補助金・負担金・交付金.....	47
第3章 補助金等の全体に関する監査結果.....	63
1 交付要綱への補助する目的の明示.....	63
2 暴力団排除条項の創設.....	63
3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金について.....	65
第4章 個別補助金等の監査結果.....	68
第1 監査の視点.....	68
1 基本的視点.....	68
2 具体的視点.....	68
第2 監査の結果.....	70
1 政務活動費交付金.....	72
2 平和を考える市民の集い実行委員会負担金.....	73
3 職員互助会補助金.....	74

4	郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会負担金.....	76
5	ひとまちづくり活動支援事業補助金.....	77
6	クラウドファンディング活用促進補助金.....	79
7	地域集会所整備費補助金.....	82
8	防犯協会連合会運営費補助金.....	85
9	交通安全協会運営費補助金.....	88
10	郡山市国際交流協会運営費補助金.....	89
11	ビッグアイ管理費負担金.....	91
12	証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係る運営負担金.....	93
13	民生児童委員協議会連合会補助金.....	94
14	保健・福祉フェスティバル実行委員会負担金.....	96
15	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会補助金.....	97
16	社会福祉法人郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金.....	103
17	単位老人クラブ活動費補助金.....	104
18	敬老会実行委員会負担金.....	106
19	軽費老人ホーム事務費補助金.....	109
20	老人福祉施設等整備費補助金.....	112
21	郡山市保健委員会事業運営補助金.....	114
22	郡山市献血推進協会補助金.....	115
23	公益財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金.....	117
24	公益財団法人郡山市健康振興財団法人管理費補助金.....	119
25	感染管理認定看護師重点育成事業費補助金.....	120
26	救急告示病院等運営費補助金.....	121
27	結核予防事業費補助金.....	123
28	高齢者就業機会確保事業補助金.....	124
29	勤労者互助会補助金.....	126
30	商店街等照アップ事業費補助金.....	127
31	商店街等賑わいづくり事業費補助金.....	128
32	小規模事業指導費補助金.....	130
33	人材育成補助金.....	132
34	こおりやま産業博実行委員会負担金.....	133
35	中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金.....	134
36	こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金.....	136
37	事業承継支援補助金.....	138
38	BCP策定等支援補助金.....	140
39	融資返済計画変更等支援補助金.....	142

40	信用保証料等補助金.....	143
41	サマーフェスタ実行委員会負担金.....	148
42	郡山うねめまつり実行委員会負担金.....	152
43	一般社団法人郡山市観光協会運営費補助金.....	155
44	公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金.....	162
45	公益財団法人郡山コンベンションビューロー運営費補助金.....	170
46	新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金.....	176
47	企業立地補助金.....	181
48	操業補助金.....	183
49	雇用促進補助金.....	186
50	工業用水道関連支援事業補助金.....	190
51	私道整備事業費補助金.....	192
52	市街地再開発事業補助金.....	194
53	バス運行対策費補助金.....	196
54	自主防災連絡協議会補助金.....	200
55	全国音楽祭等参加支援事業費補助金.....	202
56	中学校体育大会参加費補助金.....	206
57	学校給食費補助金.....	210
58	郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金.....	219
59	郡山市民文化祭負担金.....	223
60	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金.....	225
61	企画展覧会負担金.....	227
62	郡山市体育協会補助金.....	228
63	郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金.....	230

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

(2) 監査対象部局

全部局

(3) 監査の範囲

令和4年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

3 特定の事件を選定した理由

補助金、負担金、交付金等（以下「補助金等」という。）は、地方自治法第232条の2において、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り市民や団体等に支出することができる」と規定されている一方で、補助金等の長期化による既得権化や団体等の過度な行政への依存（自立性の阻害）等の問題点も指摘されることから、当該事務の執行について包括外部監査人の立場から検討を加えることは意義が大きいものと判断したため。

4 包括外部監査の実施時期

令和5年8月9日から令和6年3月31日まで

5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

田 中 亮 （公認会計士）

(2) 補助者

齋藤紀朗（公認会計士）
宗形隆司（公認会計士）
小倉昇（公認会計士）
村上芳文（公認会計士・弁護士）
阿部哲（公認会計士）
半沢裕子

6 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- ② 経済性（無駄なコストがかかっていないか）
- ③ 有効性（目的とした成果をあげているか）
- ④ 効率性（より効果のでる方法はないか）
- ⑤ 公益性、必要性、妥当性（「郡山市補助金等適正化基本方針」に定める補助金等基本事項基準に準拠しているか）

(2) 主な監査手続

- ① 関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかについて関連文書の閲覧及びヒアリングを行った。また、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ② 経済的、効果的かつ効率的に事務が行われているかどうかを検討するため、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③ 補助金等の公益性、必要性及び妥当性を検討するため、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

7 包括外部監査の結果

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・ 11 件
意見・・・ 44 件

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1 報告書の表の数値

報告書中の数値は、原則、端数未満の金額は切り捨て、比率は小数点第 2 位を切り捨てしている。

2 監査結果

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、又は、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘事項】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘事項】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「法令等違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

本報告書に記載されている情報は、監査時点のものであり、公開情報、市から提出を受けた資料のほか、その内容に関する質問を基礎として試算している。

入手した資料や情報自体の妥当性・正確性までは包括外部監査人は十分に検証できていない場合がある。

第2章 補助金、負担金及び交付金の概要

第1 補助金等の概要について

1 補助金等の意義

補助金等は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠とし、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効な手段となってきた。郡山市補助金等の交付に関する規則において、補助金等や補助事業等について、以下のように定義づけられている。

郡山市補助金等の交付に関する規則より一部抜粋

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金、負担金（財政援助的性質の負担金に限る。）及び利子補給金並びに相当の反対給付を受けない給付金で別に定めるものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。
- (4)～(6)は省略

なお、補助金等の交付については、公益性が求められるだけでなく、その公益性が客観的にも認められる必要があるため、公益性の根拠についての説明責任が市に求められることを意識し、公益性の有無を継続的に検証する必要がある。

地方自治法より一部抜粋

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

「行政実例：昭和28年6月29日」

公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長又は議会であるが、この認定は全くの自由裁量ではないから、客観的にも公益上必要があると認められなければならない。

2 補助金、負担金及び交付金の違いについて

補助金	<p>団体等が特定の事業、研究等を実施する上で、又は、団体等を支援、育成する上で地方公共団体が、公益上必要のあると認めた場合に反対給付を求めることなく支出するもの。</p> <p>補助金を地方公共団体が支出するに当たっては規則、要領等を制定した上で手続を明確にすることが求められる。</p>
負担金	<p>法令又は契約等によって、以下のように地方公共団体が負担するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等が特定の事業を実施する上で地方公共団体が特定の利益を受けられる場合、応分の金額を支出する。 ・ 地方公共団体に財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められている場合、その負担区分により支出する。 <p>上記のほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合にその団体の必要経費に充てるため厚生各団体が取り決められた費用を支出する場合がある。</p>
交付金	<p>法令、条例、規則等により地方公共団体の事務を団体等に委託する場合において、その事務処理に対する報償として支出するもの。</p> <p>委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付されるものである。</p>

3 補助金等の分類

(1) 財源等分類

制度的補助	<p>① 法令等で市の負担が義務付けられているもの。</p> <p>② 国・県等の特定財源がある補助金等で市の負担割合が義務付けられているもの。</p>
市単独補助	<p>上記以外のもの。</p> <p>※ 単に国・県等の特定財源がある補助金等で市の負担割合が義務付けられていないものや、市の負担が義務付けられている場合であっても、市の負担割合が決まっておらず裁量の余地があるものを含む。</p> <p>※ 制度的補助であっても、市単独補助を上乗せ・横出ししているものを含む。</p>

(2) 事業内容分類

運営費補助	団体としての活動に公益性を認め、その運営費（人件費、管理費等）に対して補助するもの	
事業費補助	施設整備補助	建物等の建設、修繕等及び備品購入に対して補助するもの
	イベント補助	各種イベント、大会等の開催・参加に対して補助するもの（実行委員会負担金を除く）
	実行委員会負担金	実行委員会形式で行う事業に対して補助（負担）するもの
	利子補給・信用保証料補助	借入金の利子及び借入時の信用保証料に対して補助するもの
	その他事業補助	上記以外の事業に対して補助するもの

(3) 交付額または率による分類

定額補助	一定額を交付するもの
定率補助	補助すべき事業の所要額に一定の率を乗じて算出するもの

4 郡山市の補助金等の適正化について

(1) 「郡山市補助金等適正化基本方針」の策定の背景

補助金等は直接的な反対給付を伴わない支出であることから、一旦創設されると、長期化・固定化する傾向にある。

補助金等の見直しについては、これまでも行財政改革を推進する中で、各種事務事業の見直しとともに取り組んできたが、本市を取り巻く社会情勢は変化してきている。特に、人口減少、少子高齢化が今後ますます進むことが見込まれる中、財政状況はより厳しさを増しており、補助事業においても費用対効果を意識するとともに、行政が担う役割を明確にし、より一層の適正化・最適化を図ることが重要となる。また、現行の補助制度をより成果が上がる仕組みに「カイゼン」することは、真に補助が必要な事業に補助する仕組み作りにも繋がり、行政サービスの向上にも資するものとなる。

こうしたことから、平成31年1月に「郡山市補助金等適正化基本方針」を策定し、本方針に基づいた補助金等の適正化・最適化を推進している。

さらに、今日では、個人や企業が事業を支援する仕組みとして、クラウドファンディングなど新しい手法が拡大しているため、郡山市においてもこのような社会の動向を的確に捉えながら、補助金ありきではなく、必要な側面的支援の充実を図るなど、各種事業の更なる活性化に取り組んでいる。

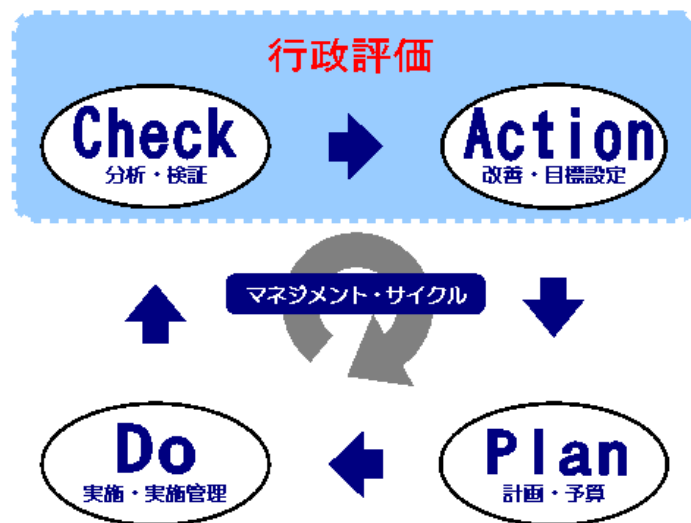
(2) 行政評価の概要

① 「行政評価」とは

郡山市では、統一された目的や視点のもとに行政活動を評価し、その成果を行政運営の改善につなげていく「行政評価」を行っており、「郡山市補助金等適正化基本方針」策定後は、すべての補助金等について、行政評価と同様に成果指標等に基づき毎年度評価を実施し、補助事業者が実施する事業内容に反映することとしている。

行政評価とは、「選択と集中」の理念に基づいた行政施策の効果的かつ効率的な推進と、「成果志向」による市民の視点に立った達成状況管理を主眼に、統一された目的や視点のもとに行政活動を評価し、その成果を行政運営の改善につなげていくことである。

これは、PDCA サイクルの一環であり、市の各所属による一次評価を経て、最終的に二次評価により評価を決定し、次年度の総合計画や予算編成に活かしている。以下のように、PDCA サイクルのうち、チェックやアクション部分を行政評価が担っている。



(出典：郡山市ウェブサイト)

「行政評価」の範囲には、政策評価、施策評価、事務事業評価があり、郡山市では施策を構成する事業単位で評価する「事務事業評価」に取り組んでいる。

② 事務事業評価とは

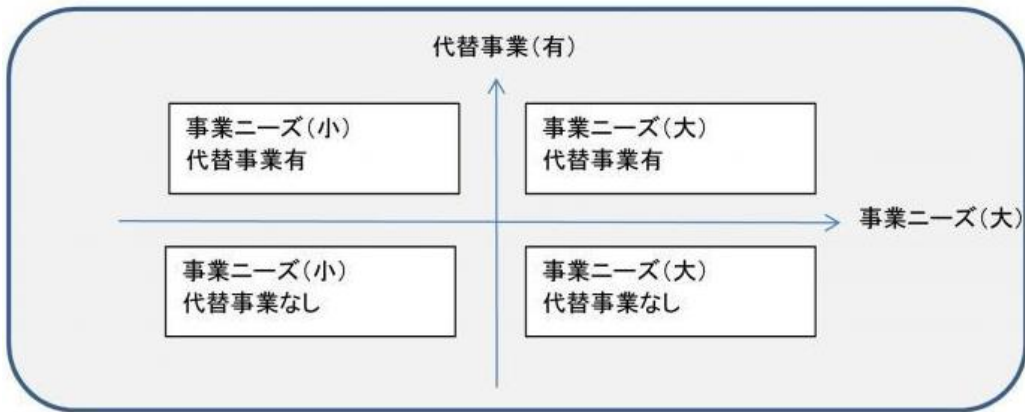
事務事業評価とは、事業活動や成果等の指標に客観的数値を用いながら、現状分析を行うことによって、方向性を判断しつつ、業務の改善・提案に結び付けていくことである。郡山市は、活動の翌年度に評価を行う事後評価を実施している。

③ 評価の視点

評価の客観性を確保するために、平成 26 年度から「事業継続性評価」と「事業手法評価」を導入して評価を実施している。

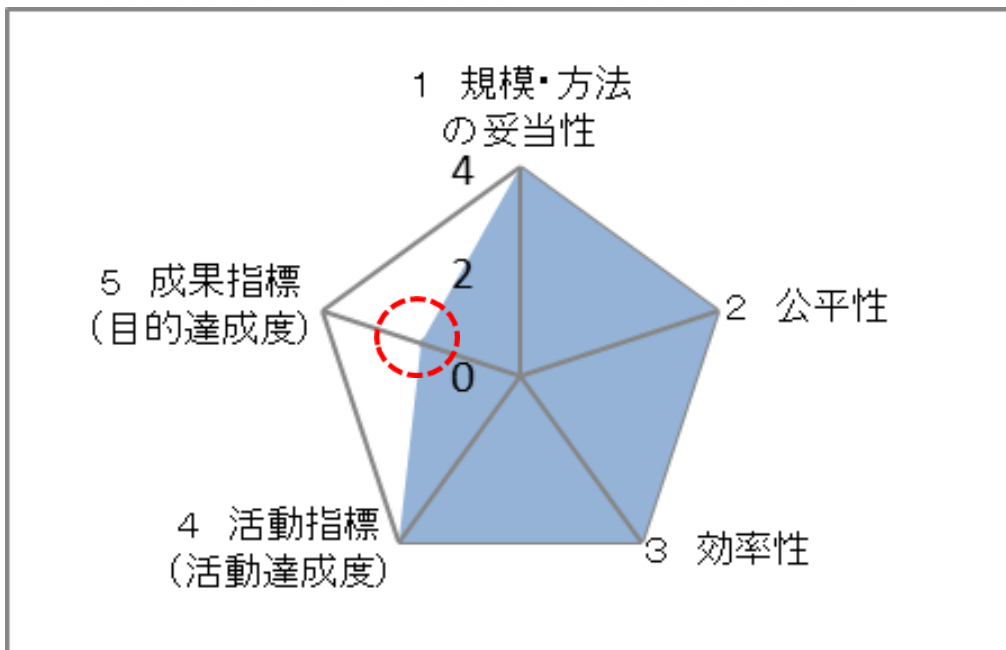
「事業継続性評価」は、事業利用者の増減をもとにした「事業ニーズの有無」と国・県等その他機関において同様の事業の有無をもとにした「代替事業の有無」の 2つの要素により、事業の継続性を評価している。

事業ニーズが小さく、代替事業がある場合には、原則事業を廃止することとしている。



(出典：郡山市ウェブサイト)

「事業手法評価」は、評価基準表により、5つの項目に1点から4点の評点を付し、事業の可視化を実施することである。グラフの形により、具体的な改善ポイントが明らかになるものである。



【評価基準表】

項目		評点	基準
1	規模・方法の妥当性	4	事業の規模・方法について対象者等の具体的なニーズに基づき、適宜見直しを行っている。もしくは、現段階では改善すべき点がない。
		3	事業の規模・方法について適宜見直しを行っている。
		2	事業の規模・方法について適宜見直しを行っているが、まだ見直しすべき点がある。
		1	事業の規模・方法について見直しを行っていない。
2	公平性	4	対象を限定しておらず、負担金等の受益者負担を徴している事業であり、受益者負担額が適切な事業、または受益者負担が適さない事業（※1）。
		3	対象を限定しておらず、負担金等の受益者負担を徴する必要がないと判断される事業（※2）、または対象が限定されており（※3）、負担金等の受益者負担を徴し、受益者負担額が適切な事業である。
		2	対象者が限定されており、負担金等の受益者負担を徴する必要がないと判断される事業、または対象が限定の有無にかかわらず、負担金等の受益者負担金を徴している事業であるが、受益者負担額の見直しを行っていない事業である。
		1	対象が限定の有無にかかわらず、負担金等の受益者負担を徴すべき事業であるが、受益者負担を行っていない事業である。
		※1 ・市民生活や農産業のために市が行わなければならない事業：防災、整備、相談、検診 ・市内部の基盤整備や資質向上：情報、研修、資産管理 ・義務教育（無償）に関する事業：授業、人員配置 ・市税等徴収、助成事業 ※2 ・市民向けのサービス提供：福祉・子育て等のサービス、講座、イベント ※3 ・対象：妊婦、高齢者、成人 等	
3	効率性	4	単位コストが低下傾向である。
		3	単位コストが維持または上昇傾向であるが、適時、単位コストの低下につながる取組みの見直しを行っている。
		2	単位コストが維持または上昇傾向であるが、単位コストの低下につながる取組みを行っているものの、その見直しを行っておらず、効果が生じていない。
		1	単位コストが維持または上昇傾向であり、単位コストの低下につながる取組みを行っていない。
		把握できない	活動又は成果の実績がないために単位コストが算出できない。
		R 4 新規	令和4年度新規事業。
		※令和3年度の単位コストが著しく低いために、令和4年度の単位コストが上昇したように見える場合であっても、実績値に対する評点を付してください。	

項目		評点	基準
4	活動目標 達成度	4	活動指標の達成度が75%以上である。
		3	活動指標の達成度が50%以上75%未満である。
		2	活動指標の達成度が25%以上50%未満である。
		1	活動指標の達成度が25%未満である。 または、活動指標を成果を達成するための手段として再検討を要する。
		活動に 至っていない	活動実績がない。
		※複数の指標で達成度が異なる場合は、平均した達成度で判断してください。 (例) 指標1：達成度55%、指標2：達成度75%の場合、平均は65%となり、評点は3となります。	
5	成果目標 達成度	4	成果指標の達成度が75%以上である。
		3	成果指標の達成度が50%以上75%未満である。
		2	成果指標の達成度が25%以上50%未満である。
		1	成果指標の達成度が25%未満である。 または、成果指標を目的（意図）の達成状況を把握するためのものに再検討を要する。
		成果に 至っていない	成果実績がない。
		※複数の指標で達成度が異なる場合は、平均した達成度で判断してください。 (例) 指標1：達成度55%、指標2：達成度75%の場合、平均は65%となり、評点は3となります。	

(出典：郡山市ウェブサイト)

④ 今後の方向性について

評価の実施により、今後の事業の方向性を以下のように分類する。

方向性	基準
拡 充	<ul style="list-style-type: none"> ・前倒しや情勢変更により、今後、さらに事業規模を拡大し、積極的な推進を図る事業。 ※ 対象の自然増加及び法律や制度改正による事業拡大は含まない。
改 善	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事業進捗に課題があり、概ね次のような事業改善が必要と思われる事業（事業手法評価（5角形のグラフ）で2点以下の項目がある事業）
	①活動の見直しを行う
	②計画どおりの活動を実施する
	③効率化の検討を行い、縮小又は活動の見直しを実施する
	④拡充の検討を実施する
	⑤社会環境の変化等の外部要因により現状の活動の見直しを行う
	⑥事業費の削減等「縮小」を視野に入れた検討を行う
	⑦事業のスクラップの検討を行う
⑧適正な使用料等の検討を行う	
統 合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業との統合により、事業の効率化を図る。
継 続	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおりに事業が推進されており、引き続き、年次計画に基づき、同様の手法、規模で継続して実施する事業 ・計画的に拡充が進捗している事業
休 止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性を再検討するため、一時的に休止する事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・制度的に一旦休止する事業
完 了	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的を達成したことにより完了する事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度へ移行することにより完了する事業
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化等により、事業の役割を完了する事業 ・事業継続性評価により代替事業があり、事業ニーズも減小傾向にあると判断できる事業

（出典：郡山市ウェブサイト）

(3) 「郡山市補助金等適正化基本方針」による補助金等の適正化について

既存の補助金等は、その時々社会情勢や行政課題を踏まえ、行政目的を達成するための手段の一つとして制度を創設し、交付を行ってきた。しかし一方で、目的達成や成果等の評価が十分になされないまま、長期的、硬直的な運用になっているものがある。補助金等は、基本的に永続するものではないことを常に意識するとともに、費用に対する効果、効率性の最大化を図るよう努める必要がある。

郡山市の補助金等については、平成10年度の当初予算編成時に「市単独補助金の見直し」として補助金等の必要性や効果、行政の公平性等の検討により整理合理化を行い、その後の見直しについては、行財政改革を推進する中で、各種事業の見

直しとともに取組み、毎年の予算編成時に一件毎の審査により補助金等の適正化に努めてきた。

国においては、平成26年12月27日に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策5原則の中で、「結果重視」を挙げ、具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行うとしている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても、地方行財政等の基本的な考え方として「経済・財政再生計画」のもと、国・地方を通じた経済再生・財政健全化へ取組み、行財政改革を推進することについて示している。

そのような中、郡山市において行う補助金等の適正化・最適化は、人口減少、少子高齢化がますます進むことが見込まれる等、郡山市を取り巻く社会情勢等の変化により財政状況が厳しさを増していく中、今後も持続可能な財政運営を図るための取組みである。郡山市の補助事業においてもE B P M（実証的な証拠に基づいた政策策定）を念頭に、以下に記載した枠内の(1)から(4)のとおり定期的な検証や評価を実施し、より適正な制度の構築、転換、運用が図られるよう取り組む。

なお、本方針は、既存補助金等の額の縮減そのものを目的とするものではなく、あくまで適正かつ効果的な補助制度の構築・運用を目指すことを目的としている。

郡山市補助金等適正化基本方針より一部抜粋

(1) 事業内容、成果（指標の設定）について

① 補助目的の明確化について

補助金等については、公益性を担保するため、補助する目的（理由）を具体的かつ明確にするとともに、補助金等交付要綱の中に規定します。

② 補助事業者が補助事業の成果を意識する仕組みの構築について

本市では、統一された目的や視点のもとに行政活動を評価し、その成果を行政運営の改善につなげていく「行政評価」を行っており、その手法を補助事業の評価としても使うこととします。

なお、補助事業の評価については、市側だけでなく、補助を受ける者についても認識のうえ行う必要があります。

そのため、今後補助事業については、補助金等所管課が指標設定及び評価を行うだけでなく、補助事業者についても補助金等の申請時に補助事業の目標となる活動指標（アウトプット）及び成果指標（アウトカム）を設定することができる仕組みをつくり、目的と補助効果の把握、検証が可能となる仕組みを構築します。

ただし、補助事業の成果が画一的なものなどは、補助事業者が指標を設定することが難しいため、省略できるものとします。

- ① 活動指標
事業によるサービスの提供量や活動の量を表す指標（アウトプット指標）。事業の実績や活動結果をあらわす指標。
- ② 成果指標
サービスの提供が市民生活にどのような成果や効果をもたらしているのかをあらわす指標（アウトカム指標）。成果指標については、市民にとってわかりやすく、かつ、施策や事業の評価に活用できる指標の設定を基本とする。

※活動指標と成果指標の例（手話通訳者養成講習会）

項目	指標
① 講習会開催数	活動指標
② 講習会受講者数	↑
③ 講習会受講者修了率	
④ 資格取得率・取得者数	様々な成果指標
⑤ 手話ボランティア登録率・登録者数	↓
⑥ 手話ボランティア稼働率・延べ稼働数	
⑦ 聴覚障がい者の社会活動参加度	最終的な成果指標

(2) 評価期間と評価方法について

本方針策定後、すべての補助金等について、行政評価と同様に成果指標等に基づき毎年度評価を実施し、補助事業者が実施する事業内容に反映することとします。

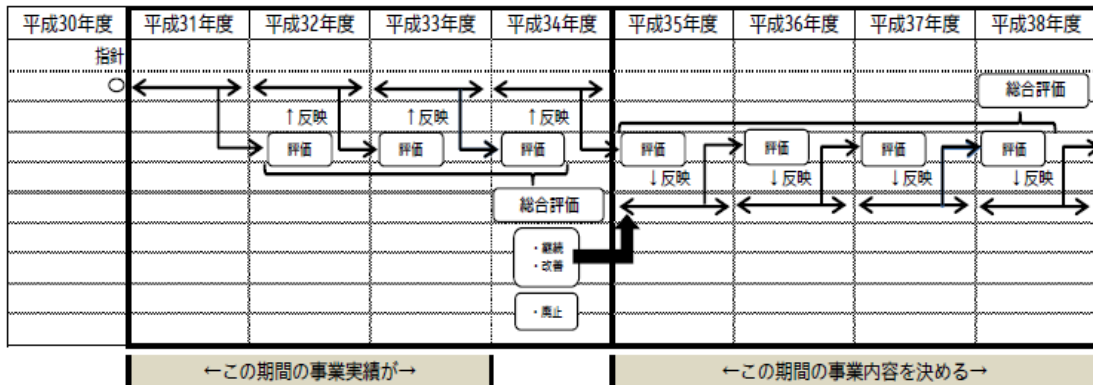
なお、制度的補助については、市単独での見直しは困難ですが、社会経済情勢が大きく変化している中、国や県の制度が市民ニーズに合致したものとなっているか、また、効率性や費用対効果などの観点からも検証を行う必要があり、市単独補助と同様に評価を行うこととします。

評価方法については、行政評価同様、客観性を確保するため、「事業継続性評価」と「事業手法評価」を導入して評価を実施します。

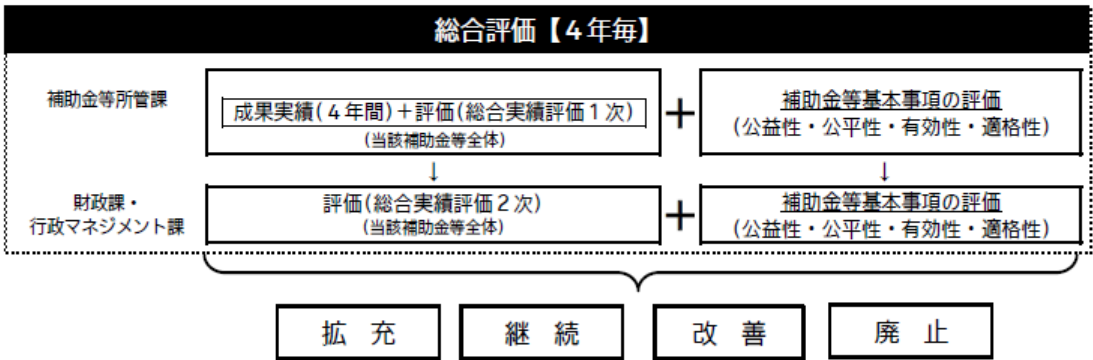
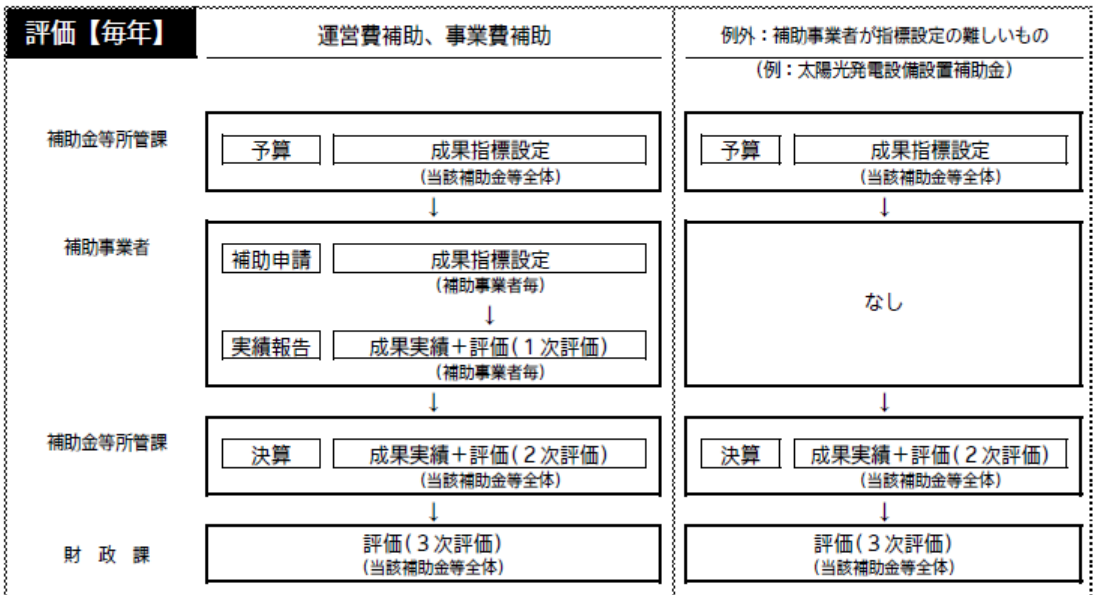
また、原則、定期的（4年毎）に期間内の成果実績の総合評価を行うとともに、補助金等基本事項（※1）の評価を合わせて行い、今後の補助事業の方向性についてゼロベースで判断することとします。

ただし、制度的補助について国・県補助金等が終了した場合や、制度的補助以外でも状況の変化等がある場合は、定期的な見直し前であっても、その時点で総合評価を行い、今後の補助事業の方向性についてゼロベースで判断することとします。

【評価の流れ】



【評価の方法】



(※1)

補助金等基本事項基準

公益性	①市や市民の利益につながるものである ②市民・団体等と行政の役割分担の中で真に補助すべき事業である ③市として保護・奨励すべき団体・事業である ④受益者負担とするべきものに対する補助等ではない
必要性	①団体等がまだ当初の目的を達成しておらず、補助の必要がある ②目的達成の見込みが十分にある事業等である ③国県補助や民間資金等の代替措置はない ④少額の補助金等の場合、補助がないと事業の実施が不可能な団体や事業である
妥当性	①対象経費、積算根拠等が明確で妥当性がある ②自己財源確保に向けた努力がなされている、または可能性がある ③社会情勢の変化等に応じ、補助内容等の見直しを行っている ④任意団体に対する補助の場合、最低限団体を構成するための規約等があり、責任の所在が明らかである ⑤団体等の財政状況を検証している ※多額の積立金、基金等を有していない ※決算において繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていない ※適正な監査機能を有している

(3) 終期の設定について

補助金等については、4年毎の定期見直しの際にゼロベースで見直しを行うため、原則、あらかじめ終期を設定することは行わないこととします。

ただし、補助期間を限定することで補助制度の効果が高まることが見込まれる補助金等については、終期を設定する「サンセット方式」の導入を検討します。

「サンセット方式」

各補助金等の交付要綱に原則として終期を設定することにより、その交付期間を明確にし、原則として、終期の到来により当該補助金等を廃止します。ただし、補助金を継続することが施策目的の達成のために、なお有効であると特に認められる場合は継続も可能とし、新たな終期を設定できるものとします。

【終期設定の例】

- ・ 設立初期で財政基盤が安定していない団体に対する運営費補助金
- ・ 再生可能エネルギー導入促進など奨励・モデル事業費補助金 など

終期を設定した補助金等については、補助金等交付要綱の附則に終期を規定することとします。

附則 (期間) ・この要綱は、平成〇年〇月〇日限り、その効力を失う。 ・この事業は、〇年〇月〇日～◇年◇月◇日までの期間実施する。など			
(4) 今後の補助事業の方向性について			
方向性	内容		備考
拡充	①補助事業の規模・内容を拡大		・施策として積極的に推進すべき補助事業
継続	①現行のまま補助を継続		・施策として推奨すべき補助事業 ・成果があがっている補助事業
改善	①削減	補助率を1/2以内に削減し 継続	補助率が1/2超のものについて、 補助率1/2以内へ適正化する。
		内容に応じて削減	内容に応じて個別に適正な補助率 (額)に削減する。 ・補助額に対して過大な繰越金・剰 余金・積立金等があるもの 等
	②他の補助金と整理・統合		内容の見直し
	③運営費部分の見直し		
	④別の形での支援(直営、委託費等)		
⑤公募制の導入			
廃止	①次年度廃止		4年以内の終期を設定
	②終期を定めて廃止		

(4) 郡山市の適正化に向けた具体的な取り組みについて

① 補助対象経費と対象外経費の明確化について

補助金等を交付する場合は、補助の対象となる経費を定めることが重要であり、補助対象経費は、補助目的となる事業の実施に必要な経費のみとしている。

このため、郡山市は補助対象事業における支出の全てを許容範囲とするのではなく、補助対象事業のうち、その内容と郡山市の支出費目(節・細節)に照らして整理し、補助対象経費については、補助金交付要綱に明確に規定した。

例えば「〇〇事業に要する経費」「市長が(特に)認める経費」等、抽象的な規定は、原則として、行わないこととし、補助対象経費として必要なものが新たにある場合は、その都度、補助金交付要綱の改正を行うこととした。

また、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう収支予算書・決算書の様式を以下のように見直しを行った。

〇〇事業 収支予算書

1 収入 単位：円

科目	本年度予算額	前年度予算額	差額	適 要
市補助金				
会費収入				
事業収入				
繰越金				
合計				

2 支出 単位：円

科目		本年度予算額		前年度予算額		差額		摘 要
事業内容	節・細節	うち補助対象		うち補助対象		うち補助対象		
〇〇 事業								
△△ 事業								
×× 事業								
予備費								
合計								

〇〇事業 収支決算書

1 収入 単位：円

科目	予算額	決算額	差額	適 要
市補助金				
会費収入				
事業収入				
繰越金				
合計				

2 支出 単位：円

科目		予算額		決算額		差額		摘 要
事業内容	節・細節	うち補助対象		うち補助対象		うち補助対象		
〇〇 事業								
△△ 事業								
×× 事業								
予備費								
合計								

② 補助率（額）の適正化について

補助率（額）については、「補助の目的の明確化」、「補助対象経費」と併せて、公正・公平性、透明性を確保する観点から積算根拠を示し、明確化を図ることとしている。

そのため、補助率（額）については、補助金等交付要綱に明確に規定している。補助金等は、郡山市の財政状況を勘案して予算の範囲内で交付することが前提となるため、補助金等交付要綱に「予算の範囲内において補助金等を交付する。」等の規定の整備を行うが、抽象的な規定は、原則として、使用しないこととしている。

なお、郡山市では、補助金の性質が「補助を受ける者が自主的に公益的な事業を行うことに対する支援」という観点から、補助率は、原則として、補助対象経費の2分の1以下とする。

ただし、国・県等の制度による補助事業のほか、施策を推進していく上において、特に市長が認めるものについては、この限りでないものとしている。

また、定額補助については、事業費の多寡にかかわらず一定額の補助金等が交

付され、事業費の見直しが反映しないため、原則、定率補助とし、あわせて上限を定めている。

これまでの補助金等において、補助率が2分の1を超えるものについて適正化を行う際に、補助金額の削減率が大きいため補助事業に多大な影響が出る恐れがあると想定される場合は、団体等との間で補助対象経費の精査や自主財源の確保、拡大を促したうえで、段階的に適正化を図るなどの激変緩和措置ができることとしている。

【補助金等交付要綱の規定（例）】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

※ 2分の1以内という意味は、補助対象経費の2分の1、かつ、市の予算の範囲内の額という意味である。なお、予算の範囲内で交付することを明確にするため、補助金等交付要綱の中に、「予算の範囲内において補助金等を交付する」という文言を入れることとする。

③ 歳出科目の見直しについて

補助対象事業費の全額または大部分を補助しているもので、本来市の実施すべき事務や業務を代行しているものについては、そもそも補助金等として支出することが適切であるか等、委託料など補助金等以外の手法への切り替えも含めて検討を行うものとしている。

検討した上で、当該事業を「継続」とする場合は、自主財源の確保及び当該事業の縮小等により、補助率が補助対象経費の2分の1以下となるように努め、団体等が補助金等に依存し過ぎない制度設計を検討している。

※ 補助と委託の区分について

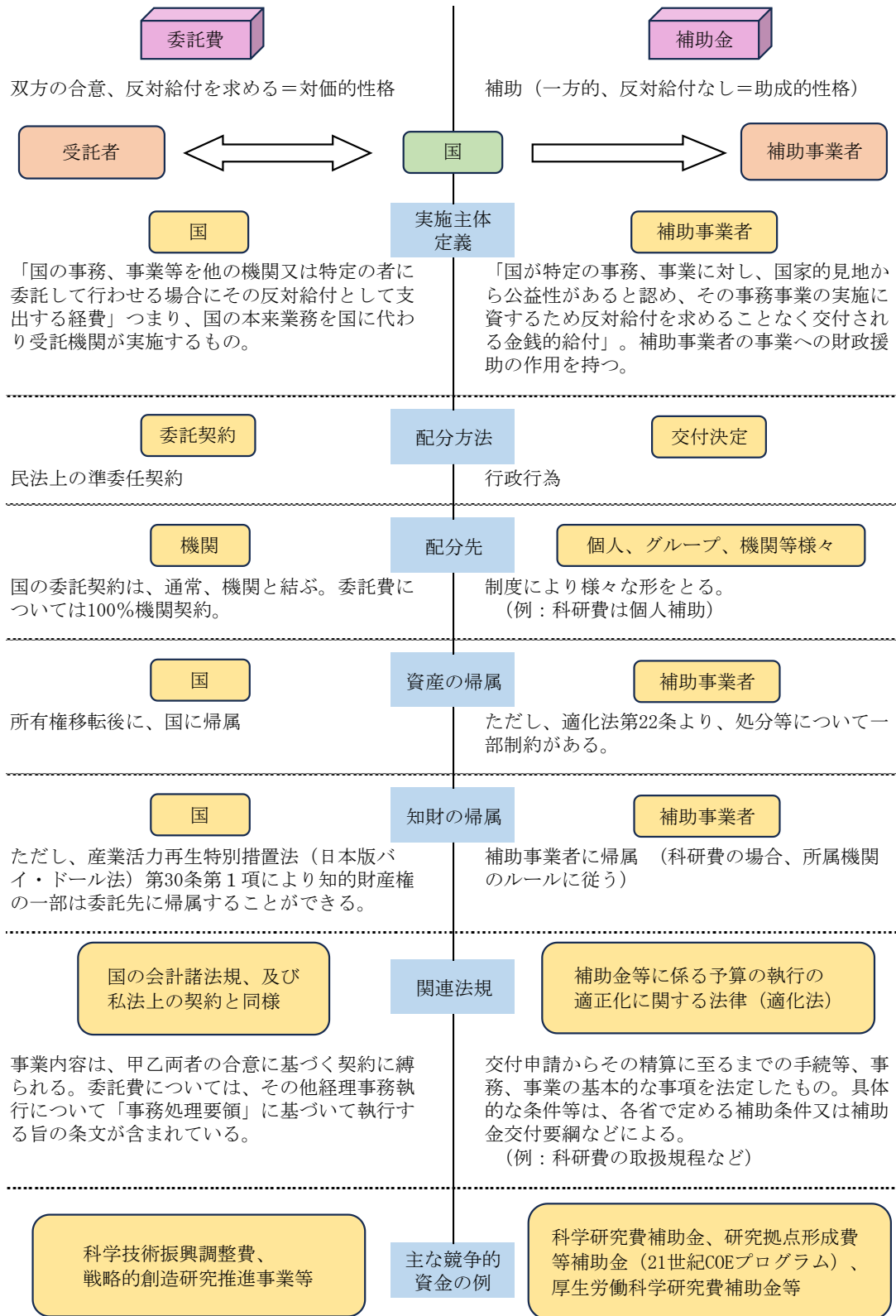
「委託」とは市が行わなければならない事業を、市に代わって他の主体が実施し、その反対給付として経費を支出するもので、事業実施主体は市であり、責任や成果は委託者である市に帰属する。

一方、「補助」により実施される事業実施主体は補助金等の交付を受けた側であり、その責任や成果も補助金等を受けた側に帰属する。

よって、事業実施についてどちらが主体となるかという視点で補助と委託のどちらが適切かを判断する必要がある。

反対に、扶助費や物品等の現物支給等歳出科目が補助金等以外のもので、実質的に補助金等と同様の目的で行っているものについては、補助金等の手法への切り替えも含めて検討を行うものとしている。

委託費と補助金の違い



(出典：「委託費と補助金の違い 資料5（文部科学省ウェブサイト）」)

④ 間接補助の見直しについて

補助金等の中には、市が補助対象とした団体等からさらに各構成団体等に再交付している「間接補助」がある。これは、実情に精通した交付団体等を通じて補助することにより、郡山市及び相手方双方にとって事務負担の軽減が図られる等の理由によるものである。

しかしながら、間接補助は、直接補助と比べ補助基準や用途の不透明化にもつながりやすく、また、補助による成果が分かりにくく、評価をしにくい要因となっている。

そのため、原則、補助金等を受けた団体から、個人または他の団体や関係組織への間接補助についてはできないものとし、現在、間接補助を行っているものについては、直接補助へ切り替えを行っているが、以下の場合については、やむを得ず間接補助を行う必要があると認め、間接補助を行うことができることとしている。

【間接補助を認める場合】

- ① 利子補給金の交付を受けるものが、その交付の目的に従い、利子を軽減して資金を融通する場合
- ② 補助金等交付団体が自主財源を上乗せして間接補助を行う場合
- ③ 間接補助を行うほうが効率性や効果を見たなかでも有意義である場合

しかし、間接補助については、間接補助事業者等に対し市の規定は直接適用されず、補助金等交付団体を通じて間接的に規制することとなるため、補助金等交付要綱において、再交付先への配分基準や審査基準を明記するとともに、補助金等交付団体が、当該基準を遵守し再交付することとする。また、実績報告にあたっては、再交付の実績に加え、再交付先における事業実績も併せて報告させることとしている。

⑤ 運営費補助の見直しについて

団体の運営費は、本来、当該団体の経常的な収益の範囲内で賄うべきものであり、仮に運営費が経常的な収益を上回っているならば、経常的な収益の増加を図る、または、管理経費の削減を図る等当該団体の自助努力によって収支の不均衡を解消すべきものと考えられる。

現在、運営費補助を行っているものの中には、個々の事業費補助に分けることが可能な場合でも、団体が交付対象となる事業を複数実施しているため、実務上の便宜から運営費補助としているものもあると考えられる。しかしながら、特定の事業に限定されていないため、補助による成果が分かりにくく、評価をしにくいものとなっている。

また、時間の経過とともに対象事業が不明確になり、補助制度創設当初の交付

目的と実態が変化しても、当該団体が存続する限り固定的に交付されるという懸念がある。

そのため、補助金等の交付にあたっては、事業費補助を原則とし、既存の運営費に対する補助金等についても事業費補助へ移行するよう見直しを行っているが、次の場合は、運営費についても補助することができるものとしている。

【運営費補助を認める場合】

① 団体の育成を主な目的とする場合

公益上必要とされる事業を行う団体で、経済的な運営基盤が必ずしも強固ではなく、援助が必要と認められる場合は、団体が自立して活動環境を整えるための一定期間に限り補助を行うことができるものとする。なお、その際は、以下の点に留意することとする。

ア 団体構成員から会費を徴収するなど、経常的な自主財源の確保に努めていること。

イ 直近の決算における繰越金の額が補助しようとする額と対比して多大ではないこと。

ウ 交付期間は通算3年以内とし、再度の交付は行わないこと。ただし、期間内であっても一定の自立が認められる場合は、その時点で補助を終了すること。

② 行政の施策を代替（補完）する団体の活動を支援する場合

行政の施策を代替又は補完して公益的な活動を行う団体で、その団体の存続が市にとって不可欠であり、代替できる団体が他にいない場合は、団体運営費を補助対象とすることができるものとする。なお、その際は、以下の点に留意することとする。

ア 団体構成員から会費を徴収するなど、経常的な自主財源の確保に努めていること。

イ 直近の決算における繰越金の額が補助しようとする額と対比して多大ではないこと。

ウ 市と団体の役割分担を明確化すること。

なお、運営費補助を行う場合は、団体の決算、経営状況の検証を行い、補助の妥当性を確認の上、決定することとしている。

また、運営費補助を行う場合でも、運営費と事業費を明確に区分することはもとより、運営費部分についても、交付先の運営全般を補助対象とするのではなく、補助対象経費の特定、目的・効果等について十分な検証を行った上で、補助金等交付要綱に定めるとともに、補助金等の名称についても運営費補助であることを明確にするため「〇〇運営費補助金」と名称の統一化を図っている。

⑥ 補助金等交付団体への指導について

ア 自主財源の確保について

郡山市として限られた財源の中で補助金等を交付している現状を踏まえ、団体等自らも補助金等の目的や主旨等を再確認するとともに、郡山市においては、団体等に補助金等は永続するものではないことを十分に説明し、成果の検証を通して、自立運営に向けた自主財源の確保等についても努めることを促している。

イ 団体等の繰越金について

団体等の決算書を確認することにより、団体等に繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証している。

ウ 補助金等で取得した備品等の管理について

団体等が補助金等を財源として取得した備品等については、「備品台帳」や「財産目録」等を整備する等、適正な維持管理を団体等に指導・助言し、さらに、財産の現状確認や使用状況等を把握するために、団体等に対し、必要に応じて監査等を実施し、適正な管理の徹底を促している。

⑦ 補助制度の透明性の確保について

補助制度について、郡山市のウェブサイト等を活用して広く市民に周知するとともに、補助事業の内容、成果等実績についても公表し、補助事業等への参加機会と補助制度の透明性を図る。

⑧ 新たな制度の創設について

郡山市では、平成 26 年度から協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体等から、その専門性、柔軟性等を生かした地域課題及び社会的課題の解決や市民サービスの向上等につながる公益的な事業を募集し、市と協働により実施する制度として「市民協働政策提案制度」を行っている。この制度は補助金等ではなく委託で行っているが、こうした制度に加え、補助制度等の財源を税だけで賄うのではなく、市民や企業からの寄附を募る、いわゆるクラウドファンディング等新たな手法の導入等についても今後、更なる検討を行っている。

⑨ 補助金等の交付と施設使用料の減免との関係について

補助事業者等が、補助金等の受領や公共施設使用料の減免など、複数の補助（支援）を受けている場合等、その補助（支援）のあり方について、使用料の見直し時期等に合わせ取り扱いを検討している。

5 補助金等交付事務について

(1) 郡山市補助金等の交付に関する規則

補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付、使用その他補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、「郡山市補助金等の交付に関する規則」（以下「規則」という。）を策定している。

郡山市補助金等の交付に関する規則より一部抜粋

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であるかどうかを調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかにその交付の決定をしなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書（第2号様式）により、補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等実績報告書（第7号様式）に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定した場合は、報告は要しないものとする。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び器具
- (3) その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要と認めて別に指定するもの

(2) 「補助金等交付事務マニュアル」

① マニュアルの目的

郡山市の補助金等交付手続について統一的なマニュアルを定め執行手続の適正化を図ることで、公平かつ適正で透明性の高い補助金等の制度の構築を目的とするため、「補助金等交付事務マニュアル」を令和3年5月に策定している。

② 補助金等交付事務に関する各手続きの原則

① 要綱の整備

(ア) 法令・規則の遵守

- ・ 補助金等交付手続については、地方自治法のほか、郡山市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）に従うこと。
- ・ 国県の要綱や市の条例・規則（郡山市商工業振興条例や同施行規則など）がある場合には、それらにも従うこと。

(イ) 個別事項は要綱で規定

- ・ 補助金等交付に係る共通事項は、規則で規定していることから、要綱では、補助の目的、補助対象事業、補助対象経費、申請書等の様式などの個別事項について規定すること。
- ・ 規則で「市長が別に定めるもの」となっている規定を適用する場合は、要綱に規定すること。
- ・ 原則、規則と要綱で補助金交付事務が分かるようにするため、要綱には「別に定める」などの規定はせずに、具体的に定めること。

(ウ) 補助の目的、補助対象経費の明確化

- ・ 補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。
他市の監査等で、公金でまかなうことがふさわしくないもの（交際費、慶弔費、懇親会費など）に対して補助金を支出していたことを指摘されている事例があり、本市においても明確に規定する必要がある。特に、要綱で補助対象経費を「〇〇事業の実施に要する経費」と大雑把にしているものは、見直しが必要。（「郡山市補助金等適正化基本方針（H31.1策定）」に基づく見直しを実施する。）
- ・ 補助額（補助率）についても、具体的に規定すること。（例：補助額は、補助対象経費の〇分の〇（又は具体的な額）以内で予算の範囲内で定める額な

ど)

(エ) 要綱の制定方法

- ・ 要綱の制定にあたっては、本マニュアルに示す標準的な要綱を基本とし、事務決裁規程に従い決裁を受けること。ただし、国や県が示した要綱等がある場合は、それを基本とする。
- ・ 要綱の制定にあたっては、「条例、規則等の制定改廃の手引き（総務法務課法規係）」に基づき行うこと。
- ・ 新たに制定する要綱は、その要綱に係る予算案が可決された後に決裁を受けること。

(オ) 要綱の周知

- ・ 要綱については、他の要綱と同様に、各所属においてウェブ公開すること。
- ・ 各所管課において、補助対象団体からの質疑等を蓄積しQ&A化するなど、基準の明確化に努めること。
- ・ 補助対象団体や各所管課内において補助対象経費や対象外経費の周知徹底を図り、共通認識のもとで執行すること。

② 交付申請・審査・交付決定

(ア) 交付申請の原則

- ・ 補助対象経費は、原則、交付決定後に着手した事業に要する経費であり、かつ当該年度の3月31日までに完了・履行の確認ができる見込みの事業に要する経費である。
- ・ 団体向けの運営費補助など4月1日から補助対象経費の予算執行が始まるものは、4月1日付けで交付申請・交付決定できるよう事務を進めること。
- ・ 交付申請の期日を具体的に指定する場合には、要綱に規定すること。

(イ) 交付申請の例外

- ・ 実績に基づき精算額で交付申請する補助金

※ 規則第4条第2項で規定する「補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付の申請することができる。」とは次の条件を満たすもの。

- ① 補助対象経費や補助単価が要綱上明確であり、かつ、補助事業等の執行の監督が不要な事業で、要綱に申請時期等が規定されているもの。
- ② 予算編成過程等において当該補助金の予算執行が意思決定され、予算上、所要額が確保されていること。（予算を超える申請があった場合、交付できない場合がある。）

例：郡山市公衆街路灯電気料補助金、住宅用太陽光発電システム設置費補助金など精算額で交付申請するものについては、交付申請の例外のため、必ず要綱で対象期間及び申請期間等を規定すること。※要綱の作成例を参照のこと

- ・ 「特別の事情による特例」に基づき要綱で補助申請期間等を規定する補助金
- ※ 規則第20条の3で規定する「特別の事情による特例」に基づき要綱に申請期間等を規定するものは次の条件を満たすもの。

① 補助金等の算定を事業期間中の数値（人数など）に基づき行うもの。

例：郡山市私立幼稚園運営費補助金（5月1日における園児の現員による）

事業着手後に交付申請するものについては、交付申請の例外のため、必ず要綱で対象期間及び申請期間等を規定すること。※要綱の作成例を参照のこと

(ウ) 交付申請書・交付決定通知書等

- ・ 交付申請時の添付書類は、規則で定める「事業計画書」「収支予算書」は必須（ただし、必要がないのであれば、要綱に規定することで省略は可能。

また、実績に基づく精算額での申請の場合は、事業報告書、収支決算書などと要綱に規定すること。）とし、「その他の書類」は要綱上具体的に規定すること。

- ・ 事業計画書と収支予算書については、要綱で規定した様式がある場合はそれを使用すること。
- ・ 事業計画書や収支予算書については、補助対象事業の内容や補助対象経費を明確にすること。また、補助対象経費として、「事業費一式」「事業に要する経費」など内容が具体的でない記述は、不可とする。
- ・ 交付申請書や交付決定通知書などの様式については、規則で規定しているものを使用すること。（別途定める様式を使用する場合は、要綱に規定すること。）
- ・ 団体等の申請については、総会等などの手続き後に行うこと。ただし、補助対象事業の着手が総会等の前になるやむを得ない理由（継続的なもので事業期間が年度当初からのものなど）がある場合は、総会等の前であっても事業着手前に申請すること。なお、補助金等の支払いは、総会后に行うことを原則とする。

添付書類である「補助事業等に係る収支予算書」等が、団体等の総会等の前で提出できない場合は、総会等に提出予定の収支予算書（案）に「この収支予算書（事業計画書）については4月〇日開催予定の総会等に提出予定のものと同じのものです。」などと記載したものを提出させ審査を行うこと。また、総会等終了後は速やかに承認された「補助事業等に係る収支予算書」等の提出を受け、申請書類と合わせて保管すること。

この場合の補助金等の支払いは、承認後の書類の提出後を原則とするが、総会等開催までの補助対象事業の執行に支障を及ぼす場合は書類の提出前でも支払うことができるものとする。なお、総会等で承認された「補助事業等に係る収支予算書」等が申請時と異なることとなった場合は、速やかに変更申請を提

出させること。

- ・ 申請団体の設立前の補助金申請については認められないため、団体設立後の申請とすること。
- ・ 補助事業の期間については、実際の事業期間に合わせ適切なものとするよう指導すること。特に、概算払を行った事業については、事業完了後精算を行い、差額が生じた場合は速やかに返納させる必要があるため、適切な完了予定日を設定させること。

(エ) 概算払の申出

- ・ 概算払については、地方自治法施行令第162条及び郡山市財務規則第77条及び第77条の2で規定されているが、支出の特例であり、安易に行うことは好ましくない。そのため、要綱に概算払の規定を設けたもので、申請人から交付の申請時に概算払の申出（補助金等交付規則第4条第2項）があり、かつその理由が妥当だと判断できるものに対して概算払を行うことができるものとする。
- ・ 具体的には、補助金等交付申請書（第1号様式）摘要欄に、概算払を希望する旨とその理由を記載させた上で、判断することとする。
- ・ 概算払を行う基準としては、補助対象者・団体において補助対象事業を実施するための自己資金に乏しく、概算払でなければ補助対象事業の執行に支障を及ぼす場合とする。

(オ) 交付申請書類の審査方法

◇ 審査方法

- ・ 当該申請書類の審査のほか、必要に応じてヒアリングや現地調査等により補助対象事業等の目的及び内容が適正であるかどうか調査すること。
- ・ 交付決定の起案は、事務決裁規程に従い決裁を受けること。（予算執行方針に従い、財政課へ合議を行うこと。）

◇ 主な審査内容

- ・ 補助金等交付申請書チェックリスト等に基づき審査を行うこと。
- ・ 所管課担当職員が審査の上、複数人でチェックを行うこと。

(カ) 事前着手

- ・ 交付決定前に着手した事業に要する経費は補助対象外だが、緊急を要する災害復旧工事など補助事業の着手以前に交付決定をすることが極めて困難な補助事業が想定されるものについては、要綱で事前着手の手続き及び様式等を規定すること。（国県補助金等の対象事業の事前着手届の様式については、国県等のものに準じたものを定めること。）
- ・ 国県補助金等の対象事業については、財務規則第16条第3項の規定及び予算執行方針に基づき当該収入の見込みが確実にってから交付決定を行うこと。ただし、国県等からの内示前に事業に着手させる必要がある事業については、

国県等に確認の上、事前着手の手続きにより進めること。

(キ) 補助対象団体との情報共有

- ・ 補助金等の趣旨や使途、補助対象事業、補助対象経費や対象外経費について、毎年度、交付申請前などに、補助対象団体と情報共有を図ること。

③ 交付決定後から実績報告までの進捗管理等

(ア) 申請の取下げ

- ・ 交付決定の内容等に不服がある補助事業者等は、当該申請の取下げをすることができる。なお、取下げについては、文書にて行わせること。

(イ) 内容等の変更

- ・ 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更（要綱に規定する必要がある。）の場合は、規則第9条第1項で規定する変更申請等の手続きを行う必要はない。
- ・ 補助対象外の経費変更については、変更申請等の手続きを行う必要はない。
- ・ ただし、認識等のずれにより手続き漏れとならないよう、内容変更が生じる場合は、変更申請が必要か否かに関わらず、事前に補助事業者等から報告を受けること。
- ・ 交付決定を受けた補助事業を廃止する場合も変更申請等の手続きを行うこと。

(ウ) 事業の進捗管理

- ・ 適宜、補助事業の進捗管理を行うこと。
- ・ 補助事業期間に完了しない見込みとなった場合は、その時点で補助事業者等から報告を受け、対応を指示すること。
- ・ 年度内に完了しない見込みとなった場合は、その時点で財政課担当班へ相談すること。
- ・ 概算払した補助事業が繰越となる場合は、一旦年度内で精算すること。

④ 実績報告・履行の確認・補助金の額の確定

(ア) 履行の確認

- ・ 通常払か概算払かを問わず、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行の確認を行うこと。

(イ) 実績報告の原則

- ・ 実績報告の提出は、事業完了後速やかに（事業完了の日から2箇月又は3月31日までのいずれか早い日まで）行わせること。添付書類である「収支決算書」が、団体等の総会等の前で提出できない場合は、総会等に提出予定の収支予算書（案）に「〇月〇日開催予定の総会等に提出予定のものと同一のもので

す。」などと記載したものを提出させ、審査を行うこと。また、総会等の後に承認となった収支決算書を提出させ、補助関係書類と併せ保管すること。なお、この場合、承認後の書類の提出を受けるまで補助金等の支払は行わないこととし、総会等の後に承認となった収支決算書は、出納閉鎖までの支払いが可能な時期までに提出させること。

- ・ 実績報告時の添付書類は、規則で定める「収支決算書」は必須とし、「その他の書類」は要綱上具体的に規定すること。
- ・ 事業報告書や収支決算書については、補助対象事業の内容や補助対象経費を明確にすること。また、補助対象経費として、「事業費一式」「事業に要する経費」など内容が具体的でない記述は、不可とする。
- ・ 提出書類だけでは補助対象経費かどうか確認できない場合は、ヒアリングなどにより用途を明確にすること。なお、補助対象経費と対象外経費が混在している場合には、補助対象経費の内容と金額を明確にすること。
- ・ 実績報告書や確定通知書などの様式については、規則で規定しているものを使用すること。（別途定める様式を使用する場合は、要綱に規定すること。）
- ・ 実績に基づき精算額で交付申請（規則第4条第2項）・決定した場合の補助金については、例外として実績報告は要しない。

(ウ) 領収書等の添付

- ・ 領収書等の添付を求める場合は、要綱に規定すること。（領収書等については、原本又は写しとする。）

(エ) 実績報告書の審査方法

◇ 審査方法

- ・ 当該報告書類の審査のほか、必要に応じてヒアリングや現地調査等により補助事業等の成果及び執行内容が適正であるかどうか調査すること。
- ・ 額の確定の起案は、事務決裁規程に従い決裁を受けること。（確定額が交付決定額と異なる場合のみ財政課へ合議を行うこと。）

◇ 主な審査内容

- ・ 補助金等実績報告書チェックリスト等に基づき審査を行うこと。
- ・ 所管課担当職員が審査の上、複数人でチェックを行うこと。

(オ) 額の確定

- ・ 実績報告書等により、補助対象事業、補助対象経費と補助額について確認・精査した上で、交付すべき補助金等の額を確定すること。
- ・ 額の確定通知については、省略可能だが、「額の確定」については、省略することができないので、起案により額の確定を行うこと。

(カ) 補助金の額の確定通知書

- ・ 額の確定を行った後、補助金等交付額確定通知書（第8号様式）により補助

対象者に通知すること。

- ・ 決定額と確定額が同額である場合は、要綱に定めることで通知を省略することができる。
- ・ 実績に基づき精算額で交付申請（規則第4条第2項）・決定した場合の補助金については、例外として実績報告は要しないが、額の確定通知の省略については、要綱に定める必要がある。（一律省略ではなく、補助金の内容等を判断して要綱に規定すること。）

(キ) 概算払の精算

- ・ 概算払の場合で、補助対象経費と補助金額について確認・精査し、確定額が既交付済額に満たない場合は、当該年度内に必ず精算し、差額がある場合は、期限を定めて返還を命じること。

⑤ 支払方法

(ア) 通常払の原則

- ・ 補助金の支払方法は、額の確定後の通常払を原則とし、補助金等交付決定通知書の摘要欄にその旨を明記すること。

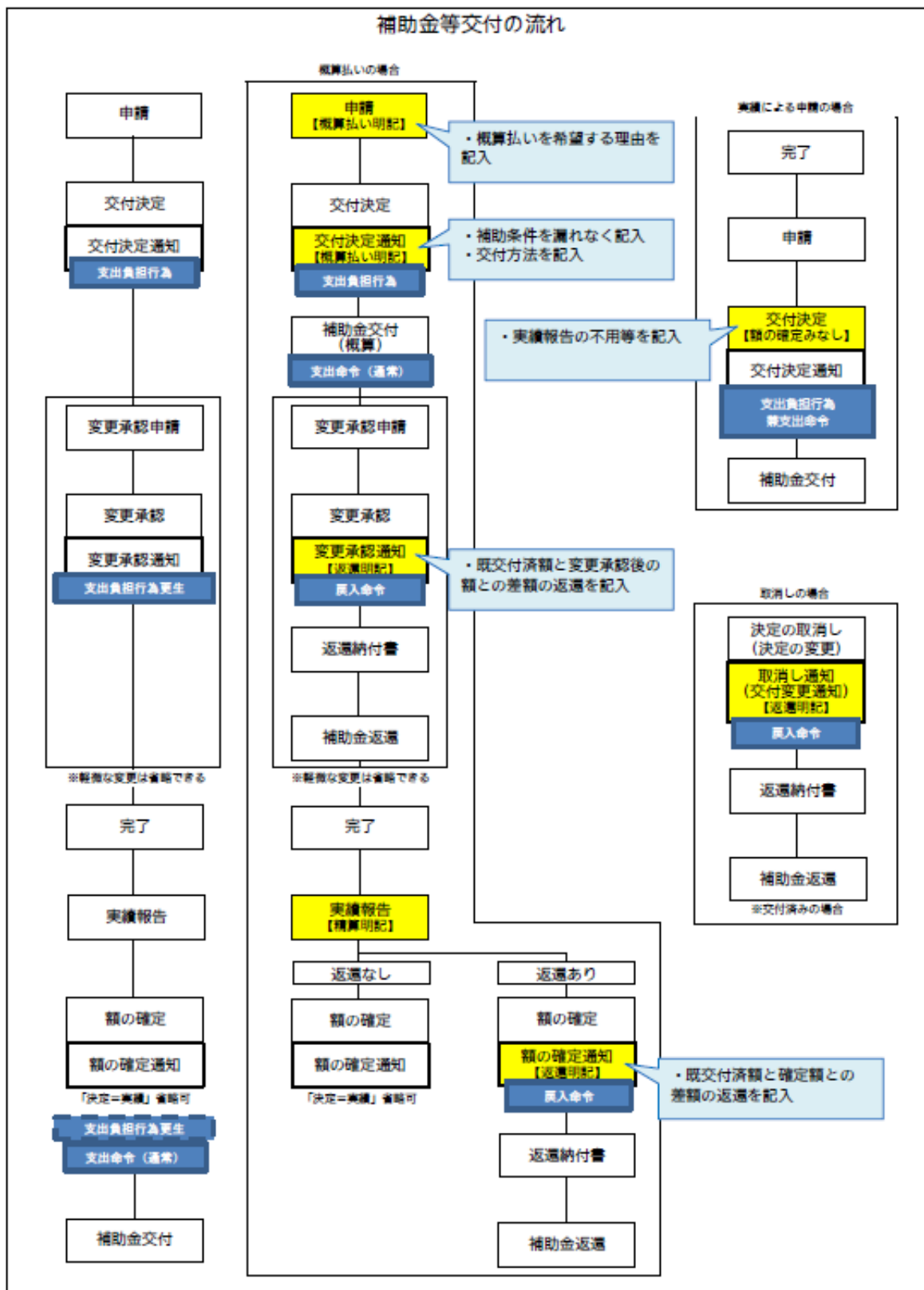
(イ) 概算払ができる場合（規則第16条の2）

- ・ 概算払については、地方自治法施行令第162条及び郡山市財務規則第77条及び第77条の2で規定されているが、支出の特例であり、安易に行うことは好ましくない。そのため、要綱に概算払の規定を設けたもので、申請人から交付の申請時に概算払の申出（補助金等交付規則第4条第2項）があり、かつその理由が妥当だと判断できるものに対して概算払を行うことができるものとする。
- ・ 具体的には、補助金等交付申請書（第1号様式）摘要欄に、概算払を希望する旨とその理由を記載させた上で、判断することとする。
- ・ 概算払を行う基準としては、補助対象者・団体において補助対象事業を実施するための自己資金に乏しく、概算払でなければ補助対象事業の執行に支障を及ぼす場合とする。

(ウ) 実績に基づく精算額での支払

- ・ 補助金等については、事業着手前の申請が原則だが、その例外として事業完了後の実績に基づく精算額で申請をすることができるものがある。この取扱いをできる事業とは、補助金等の使用目的が明らかであり、かつ、補助事業等の執行の監督が不要な事業とする。
- ・ 申請の時期が異なるだけで、額の確定後の通常払と同じ。

(3) 補助金交付事務の流れ



(出典：補助金等交付事務マニュアル)

(4) 様式の記載例

① 補助金等交付申請書

第1号様式(第4条関係)

郡山市長	年 月 日 申請人 住所 氏名 ㊟ (団体にあつては団体名 及び代表者氏名)				
補助金等交付申請書					
次の事業(事務)について、補助金等の交付を受けたいので、郡山市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により申請します。					
補助事業等の名称					
施 行 場 所					
総 事 業 費	円				
補助金等交付申請額	円				
事 業 の 目 的					
事 業 の 内 容					
着手、完了予定日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">着手</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">. .</td> <td style="width: 25%;">完了</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">. .</td> </tr> </table>	着手	. .	完了	. .
着手	. .	完了	. .		
添 付 書 類					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 概算払を希望する場合は記入すること。 記入がない場合は事業完了後の通常払となる。 </td> <td style="padding: 5px;"> 規則及び要綱で規定している添付書類を必ず記載すること。 </td> </tr> </table>		概算払を希望する場合は記入すること。 記入がない場合は事業完了後の通常払となる。	規則及び要綱で規定している添付書類を必ず記載すること。		
概算払を希望する場合は記入すること。 記入がない場合は事業完了後の通常払となる。	規則及び要綱で規定している添付書類を必ず記載すること。				
摘 要	概算払の申請 理由：自己資金がなく、実施前の準備等に充てる資金が必要であるため 金額：×××円 (一括 or 分割) 時期：4月中				

(出典：補助金等交付事務マニュアル)

② 補助金等交付決定通知書

第2号様式（第7条関係）

<p>(文書の記号)第 号</p> <p>指令文ではなく、通常の往復文とする。</p>	<p>申請者 住所 氏名 (団体にあっては団体名) 及び代表者氏名 様</p> <p style="text-align: center;">補助金等交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで提出された補助金等交付申請に対し、次のとおり補助金等を交付することと決定したので、郡山市補助金等の交付に関する規則第7条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郡山市長 印</p>
<p>補助事業等の名称</p>	
<p>補助金等交付額</p>	円
<p>規則と要綱で定める条件を明記すること。</p> <p>補助条件</p>	<p>(1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>軽微な変更とは、〇〇〇のことをいう。</p>
<p>補助金の交付について明記すること。 ※概算払いに関わらず</p>	<p>補助金の交付 概算払 ×××円（一括） 4月中 （事業完了後に通常払）</p>
<p>財産処分の制限に該当する場合。</p>	<p>財産処分の制限 補助事業等により取得し、又は効用の増加した（<u>具体的な財産を記入する</u>）を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納入したとき又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間（<u>具体的に記入する</u>）を経過した場合は、この限りでない。</p>

（出典：補助金等交付事務マニュアル）

③ 補助金等交付決定通知書（実績に基づき精算額で交付決定する場合）

第2号様式（第7条関係）

(文書の記号)第	号	申請者 住所		氏名 (団体にあっては団体名) 及び代表者氏名 様
指令文ではなく、通常の往復文とする。		補助金等交付決定通知書		
<p>年 月 日付けで提出された補助金等交付申請に対し、次のとおり補助金等を交付することと決定したので、郡山市補助金等の交付に関する規則第7条の規定により通知します。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実績に基づき精算額で交付決定するもの</div> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郡山市長 印</p>				
補助事業等の名称				
補助金等交付額				円
補助条件				
摘要	<p>補助金の交付 通常払</p> <p>規則第14条ただし書の規定に基づき、実績報告は要しないものとする。</p> <p>規則第15条第3項の規定に基づき、本通知の補助金等交付額は額の確定とみなすとともに、額の確定通知については省略する。</p> <p>財産処分の制限 補助事業等により取得し、又は効用の増加した（<u>具体的な財産を記入する</u>）を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納入したとき又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間（<u>具体的に記入する</u>）を経過した場合は、この限りでない。</p>			
補助金の交付について明記する。				
財産処分の制限に該当する場合。				

（出典：補助金等交付事務マニュアル）

④ 補助事業等内容変更等承認申請書

第3号様式（第9条関係）

年 月 日				
<p>郡山市長</p> <p style="text-align: right;">補助事業者等 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">団体にあつては団体名 及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">補助事業等内容変更等承認申請書</p> <p>年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、郡山市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により申請します。</p>				
補助事業等の名称				
総事業費	変更前	円	変更後	円
補助金等の額	既に通知を受けている額	円	変更後の見積額	円
変更（中止・廃止）の理由				
変更の内容				
添付書類				
摘 要	概算払の返還			
	①概算払を受けた額	×××円		
	②変更後の見積額	×××円		
	③差額（返還額）	×××円（①－②）		

概算払している場合

（出典：補助金等交付事務マニュアル）

⑤ 補助事業等内容変更等承認通知書

第4号様式（第9条関係）

(文書の記号) 第 号											
補助事業者等 住所 氏名 (団体にあっては団体名) 及び代表者氏名) 様 補助事業等内容変更等承認通知書											
年 月 日付けの補助事業等内容変更等承認申請について、次のとおり承認したので、郡山市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。											
年 月 日											
郡山市長 印											
補助事業等の名称											
変更の承認	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">補助金等交付額</td> <td style="width: 15%;">変更前</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 15%;">変更後</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>変更に係る補助条件</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	補助金等交付額	変更前	円	変更後	円	変更に係る補助条件				
	補助金等交付額	変更前	円	変更後	円						
変更に係る補助条件											
中止の承認	年 月 日から 年 月 日まで補助事業等を中止することを承認する。										
廃止の承認	補助事業等を廃止することを承認する。 <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">概算払している場合</div>										
指示事項	概算払の返還について ①既交付済額 ×××円 ②変更後交付額 ×××円 ③差額(返還額) ×××円 (①-②) 差額×××円は、別添の返納通知書兼現金等払込書により返還すること。										

(出典：補助金等交付事務マニュアル)

⑥ 補助金等交付取消通知書

第5号様式（第10条関係）

(文書の記号) 第	号	補助事業者等 住所 (氏名 (団体にあつては団体名) 及び代表者氏名) 様 補助金等交付取消通知書		
年 月 日付け (文書の記号) 第 号による補助金等交付決定通知に係る補助金等の交付については、次のとおりその決定の全部（一部）を取り消したので、郡山市補助金等の交付に関する規則第10条第3項（第17条第4項）の規定により通知します。				
年 月 日				
郡山市長		印		
補助事業等の名称				
補助金等交付額	取消前の額	円	取消後の額	円
取消しの理由				
取消部分の表示	概算払している又は交付済補助金がある場合			
指示事項等	概算払（交付済補助金）の返還について ①既交付済額 ×××円 ②取消後交付額 ×××円 ③差額（返還額） ×××円（①－②） 差額×××円は、別添の返納通知書兼現金等払込書により返還すること。			
摘要				

（出典：補助金等交付事務マニュアル）

⑦ 補助金等交付変更通知書

第6号様式（第10条関係）

(文書の記号)第 号

補助事業者等 住所
 (氏名 (団体にあつては団体名) 及び代表者氏名) 様)

補助金等交付変更通知書

年 月 日付け(文書の記号)第 号による補助金等交付決定通知に係る補助金等の交付の決定の内容等を次のとおり変更したので郡山市補助金等の交付に関する規則第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長 印

補助事業等の名称				
補助金等交付額	変更前の額	円	変更後の額	円
変更の理由				
変更した補助事業等の決定の内容等				
指示事項等	概算払の返還について ①既交付済額 ×××円 ②変更後交付額 ×××円 ③差額(返還額) ×××円(①-②) 差額×××円は、別添の返納通知書兼現金等払込書により返還すること。			
摘要				

概算払している場合

(出典：補助金等交付事務マニュアル)

⑧ 補助事業等実績報告書
第7号様式（第14条関係）

年 月 日				
<p>郡山市長</p> <p style="text-align: right;">補助事業者等 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">団体にあつては団体名 及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">補助事業等実績報告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、郡山市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により、その成果を次のとおり報告します。</p>				
補助事業等の名称				
施 行 場 所				
総 事 業 費	計 画 額	円	確 定 額	円
補 助 金 等 の 額	既に通知を受けている額	円	確 定 見 積 額	円
着 手 ・ 完 了 年 月 日	着 手	・ ・	完 了	・ ・
補助事業等の成果				
添 付 書 類	規則及び要綱で規定している添付書類を必ず記載すること。			
摘 要	<p>概算払の返還 概算払している場合</p> <p>①概算払を受けた額 ×××円</p> <p>②確定見積額 ×××円</p> <p>③差額（返還額） ×××円（①－②）</p>			

（出典：補助金等交付事務マニュアル）

⑨ 補助金等交付額決定通知書

第8号様式（第15条関係）

(文書の記号) 第 号		
補助事業者等 住所 氏名 (団体にあっては団体名) 様 及び代表者氏名 補助金等交付額決定通知書		
年 月 日付け (文書の記号) 第 号による補助金等交付決定通知に 係る補助事業等に関し、交付すべき補助金等の額を次のとおり確定したので、郡山市補 助金等の交付に関する規則第15条の規定により通知します。		
年 月 日		
郡山市長 印		
補助事業等の名称		
補助金等 の交付額	確 定 額 (A)	円
	既 通 知 額 (B)	円
	増 減 額 (A) - (B)	円
指 示 事 項 等	概算払の返還について ①既交付済額 ×××円 ②確定額 ×××円 ③差額 (返還額) ×××円 (①-②) 差額×××円は、別添の返納通知書兼現金等払込書により返還すること。	
指 示 事 項 等	財産処分の制限 補助事業等により取得し、又は効用の増加した(具体的な財産を記入する)を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納入したとき又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間(具体的に記入する)を経過した場合は、この限りでない。	

(出典：補助金等交付事務マニュアル)

第2 監査対象とした補助金等の概要

1 監査対象とした補助金等の抽出方法及び監査手続

(1) 監査対象等の選定

監査人が、総務部総務法務課に依頼した令和4年3月 郡山市議会定例会議案で提出された「令和4年度補助金等一覧表（補助金等の交付先が「団体」であるもの。原則として「個人」対象の事業は除く。）」を基礎として、以下の方法により監査対象を選定した。

① 原則

ア. 令和4年度の当初予算で、1件100万円以上

イ. 郡山市の単独補助（郡山市の自主財源）。

ウ. 国・県の制度補助があっても郡山市の独自の上乗せ割合が高い事業

② 総務部総務法務課と協議して、上記①のうち近年に郡山市包括外部監査で対象となった補助金等は除外した。また、できる限り幅広く所管部局の実施している補助金等を対象とした。

(2) 質問調査の実施

選定した補助金等について、包括外部監査人が作成した以下の質問調査票を各所管部局に送り回答を入手した。

補助金等質問一覧表

No.	質問項目
1	補助金等は公益上の必要性がありますか？
2	補助金交付要綱等（負担金の場合は、基本協定や覚書等）は作成されていますか？
3	補助金交付要綱等において、補助の目的、補助対象経費、申請書等の様式を具体的に規定していますか？
4	補助金申請事業者が、決算上多額の繰越金を有している場合、補助金の交付要件等のひとつとして審査の際に考慮すべき事項としていますか？
5	補助金交付要綱等は各所属において、Web公開していますか？
6	補助金交付の仕組みを直近5年間（平成30年度～令和4年度）で具体的に見直しを行いましたか？
7	当該補助金等については、終期が設定されていますか？
8	要綱上、補助対象経費から消費税を除外するなど、消費税の取り扱いは明確になっていますか？
9	補助金等交付申請者からは「補助金等交付申請書（第1号様式）」を入手していますか？
10	交付申請時の添付書類である、「事業計画書」「収支予算書」は入手していますか？（入手しない場合は、要綱に規定していますか？）
11	交付申請時の添付書類である、「その他の書類」がある場合、要綱上具体的に規定していますか？
12	補助金等の趣旨や使途、補助対象事業、補助対象経費や対象外経費について、毎年度、交付申請などに、補助対象団体と情報共有を図っていますか？
13	各所管課において、補助対象団体からの質疑等を蓄積しQ&A化するなど、基準の明確化に努めていますか？
14	補助対象事業で補助金を充当することができる備品等の購入や施設・設備の整備など、効果が複数年見込まれる固定資産の取得がある場合、それらの使用の限定や処分制限について、なんらかの形で周知していますか？また、「備品台帳」や「財産目録」等の整備はどのように指導・助言していますか？
15	事業費補助ではなく運営費（事業の直接実施に関係しない事務局経費等）に対する補助の場合、運営費そのものの経費削減等の条件や見直しのための期限等を設けていますか？
16	補助金等の交付事業に関して、事業実施の途中で進捗管理等のモニタリングを実施していますか？
17	補助金等交付申請者からは「補助事業等実績報告書（第7号様式）」を入手していますか？
18	実績報告時の添付書類である、「収支決算書」は入手していますか？
19	実績報告時の添付書類である、「その他の書類」がある場合、要綱上具体的に規定していますか？
20	実績報告時に領収書等の添付を求める場合は、要綱上に規定していますか？
21	補助事業者には、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類の保存期間を要綱に明記していますか？
22	実績報告書の提出は、事業完了の日から2か月又は3月31日までのいずれか早い日まで行わせていますか？
23	補助事業の実績報告を受けたときに、現地調査を実施したことはありますか？
24	通常払いか概算払いかを問わず、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行っていますか？
25	「補助金等交付決定通知書（第2号様式）」は、交付を決定した際に「速やかに」通知していますか？（決定から通知まで期間の期間ほどの程度でしょうか？）
26	成果指標等について、毎年度評価を実施していますか？
27	定期的（4年毎）に期間内の成果実績の総合評価を行っていますか？
28	総合評価の結果、拡充・継続・改善・廃止のどれに該当しますか？
29	直近3年間（令和2年度～令和4年度）で補助事業計画を変更・中止・廃止した事例はありますか？
30	直近3年間（令和2年度～令和4年度）で補助金等の交付決定を取り消したことや是正措置を命じたことはありますか？
31	直近3年間（令和2年度～令和4年度）で補助金等の一部または全部が返還を命じた事例はありますか？

(3) 関係資料の閲覧・質問等

質問調査の結果を参照しながら、所管部局で作成及び保管されている関連資料等を閲覧し、担当者等に質問を実施して事業内容を確認した。

2 監査対象となった補助金・負担金・交付金

(単位：千円)

No.	補助金等の概要				
1	補助金等名称			令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	政務活動費交付金			44,400	33,201
	部局名		所属名	財源区分	
	議会事務局		総務議事課	市 10/10	
	款	項	目		
議会費	議会費	議会費			
2	補助金等名称			令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	平和を考える市民の集い実行委員会負担金			6,806	4,644
	部局名		所属名	財源区分	
	総務部		総務法務課	市 10/10	
	款	項	目		
総務費	総務管理費	総務法務費			
3	補助金等名称			令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	職員互助会補助金			8,764	7,162
	部局名		所属名	財源区分	
	総務部		職員厚生課	市 10/10 または 1/2 (対 象経費による)	
	款	項	目		
総務費	総務管理費	職員厚生費			
4	補助金等名称			令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協 会負担金			6,154	6,154
	部局名		所属名	財源区分	
	政策開発部		DX 戦略課	市 10/10	
	款	項	目		
総務費	総務管理費	情報政策費			

5	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	ひとまちづくり活動支援事業補助金		1,200	248
	部局名		所属名	財源区分
	市民部		市民・NPO活動推進課	市 10/10
	款	項	目	
総務費	総務管理費	市民協働推進費		
6	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	クラウドファンディング活用促進補助金		1,000	143
	部局名		所属名	財源区分
	市民部		市民・NPO活動推進課	国 5/10
	款	項	目	
総務費	総務管理費	市民協働推進費		
7	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	地域集会所整備費補助金		28,341	28,291
	部局名		所属名	財源区分
	市民部		市民・NPO活動推進課	その他 3/10
	款	項	目	市 7/10
総務費	総務管理費	市民協働推進費	年度により財源区分の変動有	
8	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	防犯協会連合会運営費補助金		6,100	6,100
	部局名		所属名	財源区分
	市民部		セーフコミュニティ課	市 10/10
	款	項	目	
総務費	総務管理費	市民安全費		

9	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	交通安全協会運営費補助金		2,200	2,200
	部局名		所属名	財源区分
	市民部		セーフコミュニティ課	市 10/10
	款	項	目	
総務費	総務管理費	市民安全費		
10	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	市国際交流協会運営費補助金		3,862	3,164
	部局名		所属名	財源区分
	文化スポーツ部		国際政策課	市 10/10
	款	項	目	
総務費	総務管理費	国際政策費		
11	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	ビッグアイ管理費負担金		98,995	101,665
	部局名		所属名	財源区分
	市民部		市民課	市 10/10
	款	項	目	
総務費	総務管理費	市民ふれあいプラザ及び 市民交流プラザ費		
12	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係る運 営負担金		4,788	4,788
	部局名		所属名	財源区分
	市民部		市民課	市 10/10
	款	項	目	
総務費	戸籍住民基本台 帳費	戸籍住民基本台帳費		

13	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	民生児童委員協議会連合会補助金		15,457	14,963
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健福祉総務課	
	款	項	目	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費		
財源区分		市 10/10		
14	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	保健・福祉フェスティバル実行員会負担金		3,800	531
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健福祉総務課	
	款	項	目	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費		
財源区分		市 10/10		
15	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(福)郡山市社会福祉協議会補助金		100,964	100,768
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健福祉総務課	
	款	項	目	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費		
財源区分		市 10/10		
16	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(福)郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金		66,519	61,535
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健福祉総務課	
	款	項	目	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費		
財源区分		市 10/10		

17	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	単位老人クラブ活動費補助金		9,803	9,488
	部局名		所属名	財源区分
	保健福祉部		健康長寿課	市 2/3 国 1/3
	款	項	目	
民生費	老人福祉費	健康長寿費		
18	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	敬老会実行委員会負担金		52,060	0
	部局名		所属名	財源区分
	保健福祉部		健康長寿課	市 10/10
	款	項	目	
民生費	老人福祉費	健康長寿費		
19	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	軽費老人ホーム事務費補助金		159,388	139,596
	部局名		所属名	財源区分
	保健福祉部		健康長寿課	市 10/10
	款	項	目	
民生費	老人福祉費	健康長寿費		
20	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	老人福祉施設等整備費補助金		223,100	0
	部局名		所属名	財源区分
	保健福祉部		介護保険課	市 10/10 (10万円未満切捨)
	款	項	目	
民生費	老人福祉費	介護保険事業費		

21	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	市保健委員会補助金		11,486	9,889
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健所総務課	
	款	項	目	
衛生費	保健衛生費	保健所総務費		
財源区分		市 10/10		
22	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	市献血推進協議会補助金		1,200	508
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健所総務課	
	款	項	目	
衛生費	保健衛生費	保健所総務費		
財源区分		市 10/10		
23	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(公財)郡山市健康振興財団事業費補助金		47,190	9,018
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健所総務課	
	款	項	目	
衛生費	保健衛生費	保健所総務費		
財源区分		市 10/10		
24	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(公財)郡山市健康振興財団法人管理費補助金		32,107	25,501
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健所総務課	
	款	項	目	
衛生費	保健衛生費	保健所総務費		
財源区分		市 10/10		

25	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	感染管理認定看護師重点育成事業費補助金		4,000	1,181
	部局名		所属名	
	保健福祉部		健康政策課	
	款	項	目	
衛生費	保健衛生費	保健所健康政策費		
26	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	救急告示病院等運営費補助金		94,170	89,620
	部局名		所属名	
	保健福祉部		健康政策課	
	款	項	目	
衛生費	保健衛生費	保健所健康政策費		
27	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	結核予防事業費補助金		7,075	6,261
	部局名		所属名	
	保健福祉部		保健・感染症課	
	款	項	目	
衛生費	保健衛生費	保健所保健・感染症費		
28	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	高齢者就業機会確保事業補助金		7,870	7,870
	部局名		所属名	
	産業観光部		産業雇用政策課	
	款	項	目	
労働費	労働諸費	労働諸費		

29	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	勤労者互助会補助金		12,602	10,679
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
労働費	労働諸費	労働諸費		
30	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	商店街等照アップ事業費補助金		9,403	11,561
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
31	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	商店街等賑わいづくり事業費補助金		4,916	2,013
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
32	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	小規模事業指導費補助金		47,115	47,015
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		

33	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	人材育成補助金		1,345	533
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
34	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	こおりやま産業博実行委員会負担金		10,000	8,360
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
35	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金		1,650	0
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	支給実績なし
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
36	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金		5,000	689
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 1/2 国 1/2
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		

37	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	事業承継支援補助金		3,800	0
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	支給実績なし
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
38	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	BCP策定等支援補助金		1,500	368
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
39	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	融資返済計画変更等支援補助金		3,838	500
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		
40	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	信用保証料等補助金		156,551	138,851
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業雇用政策課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	商工振興費		

41	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	サマーフェスタ実行委員会負担金		18,600	18,600
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		観光課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	観光物産費		
42	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	郡山うねめまつり実行委員会負担金		22,500	21,039
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		観光課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	観光物産費		
43	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(一社)郡山市観光協会運営費補助金		50,877	49,660
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		観光課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	観光物産費		
44	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(公財)郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金		35,050	34,034
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		観光課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	観光物産費		

45	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(公財)郡山コンベンションビューロー運営費補助金		35,125	31,346
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		観光課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	観光物産費		
46	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金		1,000	0
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業創出課	支給実績なし
	款	項	目	
商工費	商工費	産業創出費		
47	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	企業立地補助金		116,466	50,024
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業創出課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	産業創出費		
48	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	操業補助金		129,569	115,885
	部局名		所属名	財源区分
	産業観光部		産業創出課	市 10/10
	款	項	目	
商工費	商工費	産業創出費		

49	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	雇用促進補助金		3,100	1,500
	部局名		所属名	
	産業観光部		産業創出課	
	款	項	目	
商工費	商工費	産業創出費		
		財源区分		市 10/10
50	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	工業用水道関連支援事業補助金		64,432	76,630
	部局名		所属名	
	産業観光部		産業創出課	
	款	項	目	
商工費	商工費	工業用水道費		
		財源区分		市 10/10
51	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	私道整備事業費補助金		5,000	4,537
	部局名		所属名	
	建設部		道路建築課	
	款	項	目	
土木費	道路橋りょう費	道路建設費		
		財源区分		市 10/10
52	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	市街地再開発事業補助金		507,040	283,676
	部局名		所属名	
	都市構想部		都市政策課	
	款	項	目	
土木費	都市計画費	都市計画費		
		財源区分		国 1/2 県 1/4 市 1/4

53	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	バス運行対策費補助金		105,681	124,893
	部局名		所属名	財源区分
	都市構想部		総合交通政策課	市 10/10
	款	項	目	
土木費	都市計画費	公共交通対策費		
54	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	自主防災連絡協議会補助金		3,930	2,935
	部局名		所属名	財源区分
	総務部		防災危機管理課	市 10/10
	款	項	目	
消防費	消防費	消防防災費		
55	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	全国音楽祭参加支援事業費補助金		17,714	7,670
	部局名		所属名	財源区分
	学校教育部		学校教育推進課	市 10/10
	款	項	目	
教育費	小中学校費	学校教育推進費		
56	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	中学校体育大会参加費補助金		14,800	13,851
	部局名		所属名	財源区分
	学校教育部		学校管理課	市 10/10
	款	項	目	
教育費	小中学校費	学校管理費		

57	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	学校給食費補助金		368,400	882,085
	部局名		所属名	財源区分
	学校教育部		学校管理課	新型コロナ感染症対応地方 創生臨時交付金のため、市 の方針で定められた額また は割合となる
	款	項	目	
教育費	小中学校費	学校管理費		
58	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	明るいまちづくり推進委員会協議会負担金		5,910	5,910
	部局名		所属名	財源区分
	学校総務部		生涯学習課	市 10/10
	款	項	目	
教育費	社会教育費	生涯学習費		
59	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	郡山市民文化祭負担金		3,250	2,711
	部局名		所属名	財源区分
	学校総務部		中央公民館	市 10/10
	款	項	目	
教育費	社会教育費	生涯学習費		
60	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	(公財)郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金		52,319	50,192
	部局名		所属名	財源区分
	文化スポーツ部		文化振興課	市 10/10
	款	項	目	
教育費	社会教育費	文化振興費		

61	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	企画展覧会負担金		29,700	29,700
	部局名		所属名	
	教育総務部		美術館	
	款	項	目	
教育費	社会教育費	美術館費		
		財源区分		市 10/10
62	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	市体育協会補助金		13,000	11,339
	部局名		所属名	
	文化スポーツ部		スポーツ振興課	
	款	項	目	
教育費	保健体育費	スポーツ振興費		
		財源区分		市 10/10
63	補助金等名称		令和4年度 当初予算	令和4年度 決算額
	郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金		6,500	7,333
	部局名		所属名	
	文化スポーツ部		スポーツ振興課	
	款	項	目	
教育費	保健体育費	スポーツ振興費		
		財源区分		市 10/10

第3章 補助金等の全体に関する監査結果

1 交付要綱への補助する目的の明示

郡山市補助金等適正化基本方針の「3 補助金等の適正化について (1)事業内容、成果（指標の設定）について ①補助目的の明確化について」において、「補助金等については、公益性を担保するため、補助する目的（理由）を具体的かつ明確にするとともに、補助金等交付要綱の中に規定します。」との記載がある。

また、補助金等交付事務マニュアルにおいても、「補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。」との記載がある。

しかしながら、補助金等交付事務マニュアルにおいて記載されている、補助金等交付要綱を作成する場合に参考とすべき「標準的な要綱例」は、要綱を定める趣旨（目的）の記載はあるものの、補助の目的自体を記載する文例になっていない。そのため、各補助金等の交付要綱では、補助金等を交付する目的自体が曖昧となっている。

「補助金等交付事務マニュアル」から一部抜粋

4 標準的な要綱例

補助金等交付要綱を作成する場合は「標準的な要綱」を参考に制定すること。ただし、国県補助金関連で国県から提示された要綱がある場合は、それらを基本とすること。

郡山市〇〇負担金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、〇〇〇〇に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

※具体的な事業内容及び事業名を規定する。

【意見】

補助する目的自体を公益性の観点から踏まえて記載した文例を、補助金等交付事務マニュアルの「標準的な要綱例」に追加すべきである。

2 暴力団排除条項の創設

暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与

することを目的として、平成24年12月1日に「郡山市暴力団排除条例」を制定している。

「郡山市暴力団排除条例」より一部抜粋

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(公共工事等における措置)

第8条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として県規則第4条に規定する者をいう。次条において同じ。）の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約並びに給付金の交付の相手方からの除外その他の必要な措置を講ずるものとする。

同条例第8条において、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないもの）についても、給付金の交付の相手先から除外その他の必要な措置を講ずることになっている。

しかしながら、郡山市の補助金等交付行政の土台となる「郡山市補助金等の交付に関する規則」において、暴力団排除に関する規定がない。

【意見】

補助金等交付行政から暴力団を排除するためには、交付申請の対象者からの排除と、仮に誤って交付されてしまった場合の取り消し及び返還の規定を明確化しておく必要がある。

「郡山市補助金等の交付に関する規則」において、暴力団排除について明確化されたい。また、特に不要な場合を除き各補助金等の交付要綱にも暴力団排除条項を記載されたい。

3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金について

令和2年度の包括外部監査（テーマ：公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について）において以下の指摘事項があり、市では以下の対応を講じることとしている。

監査の結果（抜粋）	対応状況（抜粋）
「郡山市指定管理者制度ガイドライン」によると、指定管理料の積算には共通経費が入っていない。事業体が継続的に活動するためには共通経費は欠かせないものであるため、市と公社の間で共通経費をどのように取り扱うかを確認しておく必要がある。	指定管理料の積算における共通経費の取扱いについては、令和3年3月に改訂した「郡山市指定管理者制度ガイドライン」により、令和4年度の指定管理公募案件から、共通経費（一般管理費）を計上しております。

上記の市の対応のとおり、現行の「郡山市指定管理者制度ガイドライン」の指定管理料の積算として下記のとおり規定されている。

費目/細目	計上する内容 (単価×数量)	積算の考え方
一般管理費	施設特性に応じ、計上の有無を検討すること。	

市の外郭団体が指定管理者となっている施設は以下のとおりである。

全ての施設について現行の指定期間は令和5年度で満了するため、令和5年度において次期指定期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年）に係る指定管理者の選定を行っており、下表はその選定結果に基づき記載したものである。

団体名	団体所管課	選定单位名称	選定単位内施設名	選定単位所管部課
社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団	保健福祉総務課	総合福祉センターほか福祉施設	福祉センター	保健福祉総務課
			中央老人福祉センター	
			中央デイ・サービスセンター	
			富久山デイ・サービスセンター	
		障害者福祉施設	障害者福祉センター	障がい福祉課
			花かつみ豊心園	
			緑豊園	
		更生園・希望ヶ丘学園	更生園	障がい福祉課
			希望ヶ丘学園	
		湖南地区福祉・集会施設	湖南デイ・サービスセンター	健康長寿課
			サニー・ランド湖南	
		逢瀬荘	逢瀬荘	健康長寿課
		地域交流センター	三穂田地域交流センター	健康長寿課
喜久田地域交流センター				
日和田地域交流センター				
西田地域交流センター				
中田地域交流センター				
八山田こども公園・希望ヶ丘児童センター	八山田こども公園	こども家庭未来課		
希望ヶ丘児童センター				
公益財団法人 郡山市文化・学び振興公社	文化振興課	麓山地区集会施設	労働福祉会館	産業雇用政策課
			男女共同参画センター	
		市民文化センター	市民文化センター	文化振興課
		ふれあい科学館	ふれあい科学館	文化振興課
		歴史・文化施設	開成館、安積開拓入植者住宅(旧小山家、旧坪内家)、安積開拓発祥地(旧立岩邸)	文化振興課
			文学の森資料館(文学資料館、久米正雄記念館)	
大安場史跡公園				
公益財団法人 郡山市観光交流振興公社	観光課	畜産振興センター	畜産振興センター	園芸畜産振興課
		郡山カルチャーパーク	郡山カルチャーパーク	公園緑地課
		都市公園	21世紀記念公園	公園緑地課
			麓山公園	
			野鳥の森学習館	
			五百淵公園	
			荒井中央公園	
		平成記念郡山こどものもり公園		

一方、上記3団体については、各団体の一般管理費を補助対象として以下のとおり法人管理費補助金が交付されている。(単位：千円)

団体名	補助金名	令和4年度 交付額	令和5年度 予算額	令和6年度 当初予算
(社福) 郡山市社会福祉事業団	(福) 郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金	61,535	62,548	63,089
(公財) 郡山市文化・学び振興公社	(公財) 郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金	50,192	52,754	52,365
(公財) 郡山市観光交流振興公社	(公財) 郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金	34,034	35,124	35,971

【指摘事項】

「郡山市指定管理者制度ガイドライン」に基づき指定管理料の積算において一般管理費を計上している場合には、従来どおりの法人管理費補助金を交付すると二重に支出される可能性があることから、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲を整理する必要がある。

特に指定管理料の積算を行う施設所管部署（選定単位所管部署）と法人管理費補助金の交付を行う団体所管部署が異なる施設については、両部署で調整を行う必要がある。

第4章 個別補助金等の監査結果

第1 監査の視点

1 基本的視点

- (1) 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- (2) 経済性（無駄なコストがかかっているか）
- (3) 有効性（目的とした成果をあげているか）
- (4) 効率性（より効果のでる方法はないか）
- (5) 公益性、必要性、妥当性（「郡山市補助金等適正化基本方針」に定める補助金等基本事項基準に準拠しているか）

2 具体的視点

主に以下の点について、関連資料の閲覧、担当課等への質問及び分析（他の中核市との比較、過年度比較等も含む）等を実施した。

- ・補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- ・要綱で、補助の目的、補助対象事業年度、補助対象経費、申請書等の様式等の個別事項について規定しているか。
- ・補助金等の金額の算定、交付時期、期間等は適切か。予算は適切に算定され決定されているか。
- ・規則で「市長が別に定めるもの」となっている規定を適用する場合は、要綱に規定しているか。
- ・補助の目的、補助対象経費について、要綱上具体的に規定しているか。
- ・委託料など補助金等以外の手法への切り替えが可能ではないか。
- ・補助対象経費として必要なものが新たにある場合は、その都度要綱の改正を行っているか。
- ・補助額（補助率）について、具体的に規定しているか。
- ・補助率は、補助対象経費の2分の1以下になっているか。
- ・原則、定率補助となっているか。
- ・要綱について、各所属においてウェブサイト公開しているか。
- ・各所管課において、補助対象団体からの質疑等を蓄積しQ&A化するなど、基準の明確化に努めているか。
- ・交付申請時の添付書類は適切に提出されているか。
- ・交付申請書の内容は、「補助金等交付申請書チェックリスト」に照らして妥当か。
- ・交付申請書の内容は、所管課担当職員が審査の上、複数人でチェックされているか。

- 補助金等の趣旨や使途、補助対象事業年度、補助対象経費や補助対象外経費について、毎年度、交付申請前などに、補助対象団体と情報共有を図っているか。
- 適宜、補助事業の進捗管理を行っているか。
- 補助金等交付決定通知書は、交付決定した際に「速やかに」通知しているか。
- 通知決定通知書の内容は、「補助金等通知決定通知書チェックリスト」に照らして妥当か。
- 実績報告時の添付書類は適切に提出されているか
- 交付申請書の内容は、「補助金等実績報告書チェックリスト」に照らして妥当か。
- 実績報告書の内容は、所管課担当職員が審査の上、複数人でチェックされているか。
- 実績報告書の提出は、事業完了の日から2か月又は3月31日までのいずれか早い日まで行わせているか。
- 成果指標等について、毎年度評価を実施しているか。
- 補助金等について終期を設定しているか。
- 定期的（4年毎）に期間内の成果実績の総合評価を行っているか。
- 総合評価の結果、拡充・継続・改善・廃止のどれに該当するか。
- 間接補助の場合は、交付要綱において、再交付先への配分基準や審査基準が明記されているか。
- 運営費補助の場合、「〇〇運営費補助金」と名称が統一化されているか。
- 団体等に繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性に問題はないか。

第2 監査の結果

No.	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
第3章 補助金等の全体に関する監査結果				
1	1 交付要綱への補助する目的の明示		○	63
2	2 暴力団排除条鋼の創設		○	64
3	3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金について	○		67
第4章 個別補助金等の監査結果				
4	6 クラウドファンディング活用促進補助金		○	80
5	7 地域集会所整備費補助金		○	84
6	8 防犯協会連合会運営費補助金	○		86
7	〃		○	87
8	10 郡山市国際交流協会運営費補助金		○	91
9	13 民生児童委員協議会連合会補助金		○	95
10	14 保健・福祉フェスティバル実行委員会負担金		○	97
11	15 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会補助金		○	99
12	17 単位老人クラブ活動費補助金		○	105
13	19 軽費老人ホーム事務費補助金		○	111
14	〃		○	111
15	21 郡山市保健委員会事業運営補助金		○	115
16	〃		○	115
17	22 郡山市献血推進協会補助金		○	116
18	23 公益財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金		○	118
19	〃		○	118
20	29 勤労者互助会補助金		○	127
21	31 商店街等賑わいづくり事業費補助金		○	129
22	32 小規模事業指導費補助金		○	131
23	〃		○	131
24	34 こおりやま産業博実行委員会負担金		○	134
25	36 こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金	○		138
26	41 サマーフェスタ実行委員会負担金		○	150
27	〃	○		151

28	〃		○	152
29	42 郡山うねめまつり実行委員会負担金		○	155
30	43 一般社団法人郡山市観光協会運営費補助金		○	161
31	〃		○	161
32	44 公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金		○	169
33	45 公益財団法人郡山コンベンションビューロー運営費補助金		○	176
34	46 新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金		○	180
35	47 企業立地補助金		○	183
36	48 操業補助金		○	186
37	49 雇用促進補助金		○	189
38	51 私道整備事業費補助金	○		194
39	53 バス運行対策費補助金		○	199
40	55 全国音楽祭参加支援事業費補助金		○	206
41	〃		○	206
42	〃		○	206
43	56 中学校体育大会参加費補助金		○	210
44	〃		○	210
45	57 学校給食費補助金		○	216
46	58 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金		○	222
47	〃	○		222
48	59 郡山市民文化祭負担金		○	225
49	〃	○		225
50	60 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金		○	227
51	62 郡山市体育協会補助金		○	229
52	〃		○	229
53	〃		○	230
54	〃		○	230
55	63 郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金		○	232

※ 指摘事項又は意見に該当する事業を抜粋

【議会事務局/総務議事課】

1 政務活動費交付金

(1) 交付金の概要

① 目的

本交付金は、「郡山市政務活動費の交付に関する条例」（以下「交付条例」という。）に基づき交付されている。交付条例は、「郡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」（交付条例第1条）の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、監査対象年度である令和4年度の交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

（単位：円）

交付対象者	交付対象事業（各会派の政務活動）
志翔会	9,582,668
新政会	7,190,794
郡山市議会公明党	4,707,286
緑風会	4,673,989
立憲民主党郡山	2,981,393
自由民主党郡山市議団	336,900
日本共産党郡山市議団	2,400,000
虹とみどりの会	1,144,685
無所属の会	182,806

② 交付対象（事業内容）

本交付金の交付対象事業である政務活動費は、その交付により市議会議員の調査研究その他の活動に資することを目的としている。

本交付金の交付対象経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費（以下「活動費」という。）である（交付条例第5条）。

③ 交付額

活動費は、議会の定めるところによる会派に対して交付する（交付条例第2条）。活動費の額は、各月の初日における各会派の所属議員の数に100,000円を乗じて得た月額（交付条例第3条）になるが、議員改選の際の日割計算等の特例規定もある。

④ 交付方法

活動費は、上期(4月から9月までの期間)、下期(10月から3月までの期間)の各期別に上期分を4月に、下期分を10月に交付する(交付条例第4条)。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	45,600,000	45,600,000	44,400,000
(下段は補正後予算額)	—	44,500,000	43,900,000
決算額 (円)	25,978,444	26,409,583	33,200,521
執行率 (%)	56.9	59.3	75.6
補助件数 (件)	9	9	9
1件当たり補助金額 (円)	2,886,493	2,934,398	3,688,946

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【総務部/総務法務課】

2 平和を考える市民の集い実行委員会負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

本負担金は、「平和を考える市民の集い実行委員会負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、「平和を考える市民の集い実行委員会」が行う郡山市核兵器廃絶都市宣言に基づく啓発事業の円滑な運営を図るための実行委員会に対する負担金の交付に関して必要な事項を定めるものである。

交付対象者	交付対象事業
平和を考える市民の集い実行委員会	郡山市核兵器廃絶都市宣言に基づく啓発事業

② 交付対象(事業内容)

本負担金の交付対象事業である「郡山市核兵器廃絶都市宣言に基づく啓発事業」は、具体的には、「中学生長崎派遣事業」として、次代を担う中学生に平和の尊さや核廃絶の必要性を認識してもらうよう、長崎に派遣することをを行う事業を中心としている。

令和4年度は、「2022 ナガサキへのメッセージ」として郡山市の24名の中学生を派遣し、8月7日～10日にかけて、長崎平和公園を訪問し、平和記念式典

に参加するなどした。

本負担金の交付対象経費は、交付要綱において「報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費その他の事業の運営に要する経費」とされている。

③ 交付額

交付要綱において、「運営に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定めるものとする」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる」とされている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	6,054,000	6,354,000	6,806,000
決算額 (円)	62,905	1,176,791	4,643,591
執行率 (%)	1.0	18.5	68.2
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	62,905	1,176,791	4,643,591

(※) 令和2年度、令和3年度の予算の執行率が低いのは、コロナ禍であったので、事業の中心である派遣事業がなく、予算に比して決算額が少額となっている。

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【総務部/職員厚生課】

3 職員互助会補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市職員互助会補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、「郡山市職員互助会の事業の円滑な運営を図るため」の補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
郡山市職員互助会	会員の健康管理及び文化体育レクリエーション及び会員の福利厚生事業等

郡山市職員互助会とは、郡山市の職員で構成される会員の生活安定を図り、職務に専念し、市政に尽瘁できるように会員の相互共済することをもって目的とした組織である。正職員及びフルタイム会計年度任用職員等により構成されて、加入率は100%となっている。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象事業である「会員の健康管理及び文化体育レクリエーション等、会員の福利厚生事業」は、地方公務員法42条「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」との規定に基づき、郡山市職員互助会が実施している事業につき補助金を交付するものである。

令和4年度は、郡山市職員互助会は、スポーツ大会開催経費やライフプランセミナー等の開催を行っており、その行事等に対して補助金を交付している。

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「人件費、行事費、選択式福利厚生事業費」とされ、それぞれ一定の上限割合が定められている。

③ 交付額

交付要綱において「対象経費ごとの補助上限のうち予算の範囲内で定める額」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「必要があると認めるときは、概算払の方法により交付することができる」とされている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	8,493,030	8,675,379	8,763,903
決算額 (円)	6,161,511	6,424,303	7,161,959
執行率 (%)	72.5	74.0	81.7
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	6,161,511	6,424,303	7,161,959

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【政策開発部/D X戦略課】

4 郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会負担金

(1) 補助金の概要

① 目的

本負担金は、「郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、郡山地域の住民、企業、市町村、学術研究機関等における情報通信技術の支援及び推進を図るため、郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会に対する負担金の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会	左記協議会が行う①ICT 交流事業②情報化人材育成・研修事業③ICT 高度利用推進事業

② 交付対象（事業内容）

本負担金の交付対象者である「郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会」は、公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構と連携し、テクノポリス圏域内の「産・学・官」の情報交流、情報化社会に対応する人材の育成、ICT 関連の新たな産業創出や高度利用を推進し、郡山地域の高度情報化を図ることを目的とし、①ICT 交流事業②情報化人材育成・研修事業③ICT 高度利用推進事業を行っている。

具体的には、令和4年度は、ICT 事業として、ビックパレットふくしまにおける展示会での作品発表、情報化人材育成・研修事業としてアプリケーション作成者への市長賞などの顕彰授与、ロボット制作教室の開催、ICT 高度利用推進事業として「DX セミナー」等の開催を行った。

本負担金の交付対象経費は、交付要綱において「賃金、報酬、報償費、需用費その他の協議会の運営に要する経費」とされている。

③ 交付額

交付要綱において、「予算の範囲内で定める額」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「概算払の方法により交付することができる」とされている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	6,154,000	6,154,000	6,154,000
決算額 (円)	5,729,000	6,154,000	6,154,000
執行率 (%)	93.0	100	100
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	5,729,000	6,154,000	6,154,000

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【市民部/市民・NPO活動推進課】

5 ひとまちづくり活動支援事業補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市ひとまちづくり活動支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱には、「郡山市の多彩な市民力や地域資源を生かした協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体が実践する市民生活の向上や地域の振興に貢献すると認められる公益的活動及び当該活動を展開していく中で必要となる専門的知識や手法等を習得するための人材育成活動」に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、監査対象年度である令和4年度の交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

(単位：円)

交付対象者	交付対象事業（公益的活動）
楽都郡山 Dance F E S 実行委員会	195,000
ハーベストカフェ	53,000

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象事業である「公益的活動」や「人材育成活動」は、町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体、特定非営利活動法人等の団体によって継続的に行われる「子どもや高齢者の

ための地域づくり活動支援事業」や「まちづくり活動支援事業」からなる。令和4年度については、交付対象者である楽都郡山 Dance F E S 実行委員会は、令和4年7月17日に、郡山駅前広場で行われたダンスフェスを運営し、ハーベストカフェは同年10月29日から7回に渡り、郡山市内の古民家で市内の小学生等を対象にけん玉、折り紙、だるまさんが転んだ等の昔ながらの遊びを体験できる場を提供するという事業を行った。

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において補助対象活動に要する経費で、講師・専門家に対する謝礼等の報償費、旅費、需用費、委託費、役務費、備品購入費等その他の経費と定められている。

③ 交付額

交付要綱において、「補助対象経費の2分の1以内の額とし、1団体につき20万円を限度」としている。また、旅費、食糧費及び備品購入費については、個別に限度額が定められている。

④ 交付方法

交付要綱において、「必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる」とされている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	1,200,000	1,200,000	1,200,000
決算額 (円)	382,000	283,000	248,000
執行率 (%)	31.8	23.5	20.6
補助件数 (件)	2	2	2
1件あたり補助金額 (円)	191,000	141,500	124,000

※ 予算と決算額の差異が大きいことについて、市担当課に質問したところ、令和4年度まではコロナ禍の影響を受け市民活動団体の活動は縮小傾向が続いたとの回答があった。なお、令和5年度は申請件数が復調し、申請は5団体からあり、執行率も78.6%まで上がる見込みであるとのことであった。

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【市民部/市民・NPO活動推進課】

6 クラウドファンディング活用促進補助金

(1) 交付金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市クラウドファンディング活用促進補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、市民公益活動を支援するためクラウドファンディングを活用して資金を調達する市民活動団体に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとされる。監査対象年度である令和4年度の交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

(単位：円)

交付対象者	交付対象事業（市民公益活動）
復活！高倉人形プロジェクト実行委員会	72,000
特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク	71,000

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象である「市民公益活動」とは、市民等が自主的かつ自発的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、営利、宗教、政治上の目的に関連する活動等は除かれている（交付要綱第2条2号、郡山市協働のまちづくり推進条例第2条5号）。

市民公益活動は、市民等が自主的かつ自発的に行うものであり営利を目的としないものであるため、資金調達が難しい面がある。従前は、一定規模の資金を集めるには、事業者自らが資金を出資することや金融機関から借入れを行うことといった方法があったが、それらには固有の限界があった。

一方、クラウドファンディングとは、インターネットを經由して多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みをいい、純粋に寄附として行われるものや、商品等を売買する形で行われるもの等がある。

クラウドファンディングを利用することで、インターネットを經由して全国各地の者から少額であっても多数の寄附を集めることができるため、結果として多額の資金を集める可能性がある。個別に資金調達するよりは効率的である。ただし、クラウドファンディングによる資金調達では、公益活動への共感を集めることが必要で、事業者の意欲や創意工夫や用途の明確化、不正に流用されないための管理体制が必要となる。

この点、郡山市が始めた本事業は、資金調達を必要とする者がクラウドファンディングを利用しようとする場合、クラウドファンディングサービスを提供してい

るインターネット事業者に支払う手数料を市が補助金として事業者に交付するものである。

令和4年度については、上記2件の交付対象者に本補助金を交付した。それぞれ、「高倉人形プロジェクト」は人形浄瑠璃の伝承のための活動資金、「こおりやま子ども若者ネットワーク」は10代の社会参加のための拠点整備に関する資金の調達をクラウドファンディングで行い、それぞれ、数十万円から百万円を超える額の資金調達を行うことができた。

③ 交付額

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「クラウドファンディング実施に要する事業者を支払う利用手数料（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は対象経費の10分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で予算の範囲内で定める額とする。」（交付要綱第5条第1項）となっており、補助の限度額は20万円とされている（交付要綱第5条第2項）。

④ 交付方法

交付要綱において、概算払の方法により交付することは規定されておらず、実績報告を提出後に確定額により交付される。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	1,000,000	1,000,000
決算額 (円)	—	36,000	143,000
執行率 (%)	—	3.6	14.3
補助件数 (件)	—	1	2
1件あたり補助金額 (円)	—	36,000	71,500

(3) 監査の結果

【意見】

執行率について

令和4年度における本補助金の交付先は2件でそれぞれ7万円程と当初予算の100万円に比して、低調な執行率であった。

この点に関し、「郡山市市民活動サポートセンター」（郡山市の市民活動支援事業の委託先）が本補助金の説明とともにクラウドファンディングに関する相談会を通年で行っており、毎年一定数（10件以上）の相談を受けている。

しかし、それでも申請が年間で2件と低調な要因として、プロジェクトの立案等に時間を要するなど資金需要側のクラウドファンディングを実施するまでの道のりが困難という面があるようである。

郡山市としては、今後も「郡山市市民活動サポートセンター」と連携し、持続可能な資金調達手段であるクラウドファンディングを市民活動団体が活用できるよう支援していくとともに、より活用しやすい助成制度となるよう制度のあり方を検討していく、とのことである。

この点、監査人としても、クラウドファンディングによる資金調達によって市民活動団体が活性化することは良いことであり、郡山市においてはより活用しやすい助成制度となるよう制度のあり方を検討していただきたい。

私見ではあるが、例えば、本補助金の限度額は、1交付先あたり年間で20万円とされている（交付要綱第5条第2項）ところ、資金調達額が大規模になるほどクラウドファンディング運営事業者を支払わなければならない手数料は多くなると考えられるため、限度額を上げる点を検討してもよいかもしれない。

また、クラウドファンディングは、調達した資金の用途の明確化や（純粋な寄附ではないやり方では）御礼の商品を配布する等の寄附者とのやりとりが生じるが、そのことを適切に行わなければ寄附者からの信頼を失い市民活動団体の評判が著しく落ちる危険性がある。そのような事態から郡山市の評判までも落とさないように市民活動団体へ何らかの働きかけができるかどうかを検討してもよいかもしれない。

さらに、交付対象事業である「市民公益活動」は広く解釈され、本補助金の対象が絞られてはいないことも周知が必要である。具体的には、交通安全啓発活動、犯罪防止活動、公共の場の清掃活動といった諸活動や犯罪被害者・遺族や交通事故被害者・遺族及び自然災害・原発事故により被害を受けた方々への支援活動、子ども食堂の運営やひとり親世帯への支援のため等の資金調達のためのクラウドファンディングにも本補助金が使える可能性があることを広く市民に知ってもらいたい。

加えて、令和3年度は1件、令和4年度は2件であった案件を徐々に積み重ね情報を蓄積することで将来の申請者に有用な情報を提供できるようにもなってほしい。

以上のように、様々な制度・運用のあり方を検討できるが、クラウドファンディング自体が近年に始まった活動であるから引き続き試行錯誤を行い、利用した市民の活動により郡山市が活性化するよう知恵を絞ってほしい。

【市民部/市民・NPO活動推進課】

7 地域集会所整備費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市集会所整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、コミュニティの健全な育成を図るため集会所を整備する町内会、自治会その他の自治組織に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとされている。令和4年度の交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業 (交付金額)
百合ヶ丘町内会（百合ヶ丘集会所）	集会所の整備事業 (1,120,000円)
南吉田町内会（南吉田集会所）	同上 (310,000円)
膳部区（膳部集会所）	同上 (250,000円)
郡山市喜久田町東百合ヶ丘町内会 (東百合ヶ丘集会所)	同上 (1,260,000円)
中ノ入区（中ノ入集会所）	同上 (12,985,000円、なお財産区繰入金3,935,000円が含まれている。)
赤津区（赤津集会所）	同上 (8,096,000円、なお財産区繰入金4,356,000円が含まれている。)
川曲行政区（川曲集会所）	同上 (850,000円)
鬼生田第三区（鬼生田三区地区集会所）	同上 (500,000円)
小中里集会所管理運営組合（小中里集会所）	同上 (1,000,000円)

静コミュニティセンター管理運営委員会 (静コミュニティセンター)	同上 (170,000円)
原田町内会(原田集会所)	同上 (440,000円)
七ツ池地区集会所運営委員会 (七ツ池地区集会所)	同上 (410,000円)
大谷区(大谷集会所)	同上 (190,000円)
手代木行政区(手代木集会所)	同上 (710,000円)

② 交付対象(事業内容)

本補助金の交付対象事業である「集会所の整備事業」は、各町内会等が集会所を整備するに当たり必要な費用を補助するものであり、事業の要件として①町内会等の活動を助長するもの、②町内会等の自主事業であること、③町内会等が所有し管理するものであること、④実施方針及び工事契約の相手先を町内会等の総会で決定すること等(交付要綱第2条第1項)がある。また、一度、交付を受けた町内会等は、交付を受けた年度から5年間は交付を受けることができない(同条第2項)。

地域コミュニティの健全な育成のためには、コミュニティの交流場所である集会所は必要不可欠であり、各町内会からの要望もあるため、郡山市は補助金を交付している。

令和4年度は、上記、14の町内会の集会所整備事業に対して、数十万円から多いところで1,300万円弱の金額の補助金を交付した。

③ 交付額

本補助金の交付対象経費は、交付要綱の別表において①新築、増築及び改築工事に要する経費、②模様替え及び修繕工事に要する費用、③土地整備工事に要する費用、④前記のほか市長が特に必要と認めるものに要する費用、⑤設計料及び水道加入金、⑥建物の購入に要する経費と規定されている。

一方、門、さく、へい、植樹等の工事、管理人等の住居の用に供する部分の工事などの一部の経費は、補助対象経費には含めず、無軌道な補助金の浪費を防止している(交付要綱第3条第2項)。

また、交付額については、①新築、増築及び改築工事に要する経費については「工事費または工事实費のうち、いずれか低い額の3分の2以内」としており、②から⑤においても、同様に「3分の2以内」という限定がついている。

また、交付額の総額も 1,500 万円が限度となっている（同条第 1 項）。

④ 交付方法

市長が、各町内会等から実績の報告を受けたあとに、これを審査し、補助金の額を確定する。一括払の方法により交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額 (円)	86,432,000	39,240,000	28,341,000
(下段は補正後予算額)	92,082,000	47,650,000	—
決算額 (円)	89,522,000	46,260,000	28,291,000
執行率 (%)	97.2	97.0	99.8
補助件数 (件)	36	32	14
1 件当たり補助金額 (円)	2,486,722	1,445,625	2,020,785

(3) 監査の結果

【意見】

少額の整備費に対する取り扱いについて

上記(1)①の記載のとおり、補助対象先ごとへの補助金額をみるに、金額が最大だと 1 千万円を超えている。金額が大きい 2 団体のうち、最大の交付先である中ノ入集会所は、建物の外壁及び内装の全面改修を行うため 12,985,000 円の補助金の交付を受けた。また、赤津集会所は集会所の周りの土地のアスファルト舗装整備に 8,096,000 円を交付したが、簡易舗装ではなく、掘削 20 c m の本舗装のため金額が多額になった。

一方で、上記 2 団体以外の補助対象者は、内装整備や機器の取り換え更新など小規模な整備であったので比較的少額に抑えられている。ほとんどは 1,000,000 円以下の補助であり、少ないところであれば 170,000 円であった。

本補助金は、補助の上限額が 15,000,000 円（交付要綱第 3 条第 1 項）と多額であるため、補助金交付額に大きな差ができてしまうようである。現状では大規模修繕も少額の取り換え更新も同じ申請手続きに乗せることになっているが、交付金額や交付事務、交付対象の機器等を見るに、大規模修繕と比較的小規模な金額で済む機器の取り換えは同一の手続きにのせる必要はないと思料する。

大規模修繕であれば、複数の工事業者の見積もりを広い地域からとるなど金額を抑える指導をするとともに、少額の機器の取り換え更新であれば簡易な手続き

で交付を可能にし、5年に一度しか申請できない点を緩めるなどの変更を図るのもよいかもしれない。

現状の15,000,000円だけを上限額とすると集会所間での均等性に欠くと思われる事案も生じかねないため、上限額を区分した交付手続の新設や多額の交付を伴う案件はより慎重な手続きを行うなど、改善のための検討をしてほしい。

参考：赤津集会所（アスファルト舗装整備前の状況、補助額8,096,000円）

写真の左側建物が赤津集会所であり砂利面の部分をアスファルトで本舗装した。



（出典：郡山市交付申請書 添付写真）

【市民部/セーフコミュニティ課】

8 防犯協会連合会運営費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市交通防犯関係補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、郡山地区防犯協会連合会、郡山北地区防犯協会連合会の事業の円滑な推進を図るための補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

（単位：円）

交付対象者	交付対象事業（各連合会の運営費）
郡山地区防犯協会連合会	3,630,000
郡山北地区防犯協会連合会	2,470,000

② 交付対象（事業内容）

本負担金の交付対象事業である郡山地区防犯協会連合会及び郡山北地区防犯協会連合会の運営は、地域安全運動として、警察や金融機関による広報活動の際に、チラシ等を配布すること、年末年始の地域安全運動としてパトロール、機関紙による広報、功労者への顕彰等を行っている。

令和4年度は、コロナ禍であったため、規模を縮小した部分もあったが、上記のような地域安全のための諸活動を実施した。

③ 交付額

交付要綱において、両連合会へ補助額は、郡山地区防犯協会連合会へ3,630,000円、郡山北地区防犯協会連合会へ2,470,000円と金額が定められている（交付要綱第2条）。

交付要綱では補助対象経費を定めてはおらず、運営費全般として広報活動費や（職員の）給料手当として利用されている。

④ 交付方法

交付要綱において、「市長が必要と認めるときは概算払の方法により交付することができる」とされている（交付要綱第5条）が、両連合会とも定額を概算払している。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	6,100,000	6,100,000	6,100,000
決算額 (円)	6,100,000	6,100,000	6,100,000
執行率 (%)	100	100	100
補助件数 (件)	2	2	2
1件あたり補助金額 (円)	3,050,000	3,050,000	3,050,000

(3) 監査の結果

【指摘事項】

① 代表者名義が市長（個人）である場合の交付決定について

郡山地区防犯協会連合会の代表は郡山市長（個人）であった。補助金等交付申請書の提出先は郡山市であるから、郡山地区防犯協会連合会の代表としての市長（個人）が、市長（市）に対して申請書を提出し郡山市が審査のうえ市長（市）の名義で交付決定をしている。

このように、同一人物が双方の代理を行っているものであり、形式的には申請するものと申請をチェックする者が同一であるので、利益相反と捉えられる可能性がある。

このような場合は、他市の例をみると「市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者を定める規則」という規則に則り、市長が（市に申請をする）相手方団体の代表であるときは、郡山市は、「臨時代理」が市長を代理する形式をとっている。この規則（またはこの規則に類する取り決めなど）は、現状、郡山市にはないとのことであるが、これを機会に郡山市の関係部局全体で策定を検討すべきである。

なお、本補助を受けている郡山地区防犯協会連合会は、過去から歴代の郡山市長が会長に就任していたようである。この点、私見では、市長自らが会長になる必要性は感じられなかった。規定の策定とは別に、市長が外部団体の会長を兼務する必要性についても再確認し、必要がない役職については変更を求めてもよいかもしれない。

【意見】

② 交付金額の定期的な見直しについて

郡山北地区防犯協会連合会の令和4年度の収支決算によると、会員からの会費収入が465,000円のところ、郡山市からの補助金収入が2,470,000円と差が大きかった。もう一方の交付先である郡山地区防犯協会連合会は同会費収入が約1,475,000円であり補助金収入が3,630,000円となっているので、郡山北地区防犯協会連合会の会費収入は相対的に少ない。

防犯協会の活動は地域の方々が恩恵を受けるので、補助金ではなく地域の方々等関係者の会費の収入でまかなえるのが理想である。この点、郡山北地区防犯協会連合会としても、「賛助会員を増やす努力（依頼や広報）を行っているが、コロナ禍、物価高等の影響もあり会費の増加が難しい状況」とのことである。

本交付金額は、上記(2)の交付金額の推移及び件数で、過去3年間の当初予算額と決算額が同額であることから見て取れるように、2つの連合会に対して予め定まった金額を交付するという運用である。

この運用では、過去の踏襲ということであるから、交付金額の妥当性について変更・見直しが働きづらいと思われる。他の団体に対する補助金も含め、単に過去を踏襲するのではなく、市の財政状況や住民の要望等にも照らし、適正な交付金額規模を見出せるよう留意してほしい。

【市民部/セーフコミュニティ課】

9 交通安全協会運営費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市交通防犯関係補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、郡山地区交通安全協会及び郡山北地区交通安全協会事業の円滑な推進を図るための補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

（単位：円）

交付対象者	交付対象事業（事業の円滑な推進）
郡山地区交通安全協会	1,511,000
郡山北地区交通安全協会	689,000

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象事業である郡山地区交通安全協会及び郡山北地区交通安全協会は、郡山市内における各種交通安全街頭活動の運営主体となり、各種交通安全団体が実施する行事へ積極的に参加するなど、市民の交通安全意識の高揚を図るための活動をしている。本補助金は、その運営を資金面で支援する補助金である。

令和4年度は、春の交通安全運動、シートベルト着用強化月間、秋の交通安全運動、年末年始の交通安全運動などを行い地域の交通安全を推進している。令和4年の郡山市における交通事故発生状況は、前年と比べ交通事故件数、死亡者数、負傷者数ともに減少しているとのことで、活動による一定の成果があったものと考えられる。

③ 交付額

交付要綱において、郡山地区交通安全協会は「1,511,000円以内」、郡山北地区交通安全協会は「689,000円以内」と定められた上限金額を交付している。

交付要綱では本補助金の交付対象経費の項目は特に定められていない。

④ 交付方法

交付要綱第5条において、「市長が必要と認めるときは概算払の方法により交付することができる」とされ、両交通安全協会に対し定額を概算払いしている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	2,200,000	2,200,000	2,200,000
決算額 (円)	2,200,000	2,200,000	2,200,000
執行率 (%)	100	100	100
補助件数 (件)	2	2	2
1件当たり補助金額 (円)	1,100,000	1,100,000	1,100,000

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【文化スポーツ部/国際政策課】

10 郡山市国際交流協会運営費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

郡山市の国際交流の一層の推進を図るため、国際交流を実施する郡山市国際交流協会の運営費を補助するものである。

② 交付対象（事業内容）

補助の対象となる経費は、協会の運営に要する経費であり、郡山市国際交流協会運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別表に規定されている。

③ 交付額

補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

交付要綱より一部抜粋

（補助対象経費及び補助額）

第2条 補助の対象となる経費は、協会の運営に要する経費で別表のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

別表（第2条関係）	
対象経費	経費の内容
職員給与等	職員給与等
共済費	職員社会保険料、勤労者互助会費等
旅費	交通費及び日当（事業費分を除く）
需用費	消耗品費（事業費分を除く）
役務費	銀行振込手数料
負担金	社会保険協会年会費

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。

交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

交付要綱より一部抜より抜粋

（交付の申請）

第3条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 総会資料その他協会の会議資料

（実績報告等）

第6条 補助事業の実績報告は、補助事業完了後速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より抜粋

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等実績報告書（第7号様式）に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定した場合は、報告は要しないものとする。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	3,762,000	3,773,000	3,862,000
(下段は補正後予算額)	4,762,000	—	—
決算額 (円)	4,762,000	3,773,000	3,163,686
執行率 (%)	100	100	81.9
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	4,762,000	3,773,000	3,163,686

(3) 監査の結果

【意見】

交付要綱の規定内容について

交付要綱上の交付申請時の添付書類として「会員名簿」が規定されているが、実際は「役員名簿」が添付されている。実態に合わせて交付要綱上の添付書類を「役員名簿」に修正されたい。

【市民部/市民課】

11 ビッグアイ管理費負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

本負担金は、ビッグアイ管理規約（以下「管理規約」という。）に基づき交付されている。管理規約は、区分所有者の管理費及び個別経費の負担を定めている（管理規約25条）。交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
ビッグアイ管理組合	ビッグアイの管理

② 交付対象（事業内容）

本負担金は、郡山市駅前にある郡山市のランドマーク的な建物である「ビッグアイ」における管理費相当である。「ビッグアイ」は、個人、郡山市、福島県、三菱UFJ信託銀行株式会社他2社が共有しており、郡山市は持分の対象である「市民プラザ」の管理費を負担している。

管理費であるため、その内訳は一定の項目となる。固定費として共用部の維持管理費として清掃・環境衛生・設備運転保守・建築設備保全・保安警備等及び損害保険料であり、変動費としては光熱水費、電話料（防災用連絡回線）等がある。

③ 交付額

市は固定費部分で87,628,499円、変動費部分については実費精算額を交付している。

④ 交付方法

固定費及び変動費は月ごとで交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	96,362,000	98,017,000	98,995,000
(下段は補正後予算額)	—	—	106,178,000
決算額 (円)	94,421,118	95,784,232	101,664,984
執行率 (%)	97.9	97.7	95.7
補助件数 (件)	1	1	1
1件あたり補助金額 (円)	94,421,118	95,784,232	101,664,984

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【市民部/市民課】

12 証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係る運営負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

本負担金は、郡山市と地方公共団体情報システム機構との間で合意した「証明書等自動交付サービス契約約款」に基づき地方公共団体情報システム機構が提供するコンビニ等での証明書交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）へ料金を支払うものである。

「証明書等自動交付サービス契約約款（市町村契約編）」（以下「本契約約款」という。）によると、市区町村が委託者として、地方公共団体情報システム機構に対して「コンビニ交付」の事務を委託している（契約約款第1条）。

交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
地方公共団体情報システム機構	証明書等自動交付サービス

② 交付対象（事業内容）

「コンビニ交付」とは、マイナンバーカード（または住民基本台帳カード）を利用して市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービスをいう。当該サービスは平成22年2月から開始し、全国に広まっている。郡山市は平成28年3月からサービスに参加（マイナンバーカードを利用）し、現在は、福島県内の6割を超える市町村が本サービスに参加している。

③ 交付額

本契約約款に基づき定められた料金を交付している。

④ 交付方法

本契約約款の定めた方法に従い支払っている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	4,788,000	4,788,000	4,788,000
決算額 (円)	4,787,037	4,787,037	4,787,037
執行率 (%)	99.9	99.9	99.9
補助件数 (件)	1	1	1
1件あたり補助金額 (円)	4,787,037	4,787,037	4,787,037

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【保健福祉部/保健福祉総務課】

13 民生児童委員協議会連合会補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市社会福祉団体補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、社会福祉事業に寄与する団体に対して補助金を交付することで社会福祉団体の活動を促進し、福祉の増進と健全な地域発展を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付対象は、民生児童委員の資質向上及び相互交流、関係機関との連絡調整等、活動及び研修に要する経費とする。

（出典：交付要綱別表）

③ 交付額

ア 活動費補助金

基準に基づいて算定した額の合計金額の範囲内で、かつ予算の範囲内で定める額。

（基準）

民生委員協議会会長	30,000 円に民生委員協議会会長である民生児童委員数を乗じて得た額
民生委員協議会副会長	24,000 円に民生委員協議会副会長である民生児童委員数を乗じて得た額
民生委員協議会会長及び民生委員協議会副会長以外の民生委員	21,000 円に民生委員協議会会長及び民生委員協議会副会長以外の民生児童委員数を乗じて得た額

イ 研修費補助金

7,500 円に民生児童委員数を乗じて得た額の 3 分の 1 の範囲内で予算の範囲内で定める額。

ウ 民生委員協議会会長研修費補助金

12,000 円を限度とする額に民生委員協議会会長である民生児童委員数を乗じて得た額。

(出典：交付要綱別表)

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長は、必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

(出典：郡山市補助金等交付に関する規則第 16 条の 2 第 1 項)

(出典：交付要綱第 5 条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額 (円)	15,456,500	15,456,500	15,456,500
決算額 (円)	14,507,244	14,685,000	14,962,631
執行率 (%)	93.8	95.0	96.8
補助件数 (件)	1	1	1
1 件当たり補助金額 (円)	14,507,244	14,685,000	14,962,631

(3) 監査の結果

【意見】

マニュアルの見直しについて

履行確認について、年度内（3月31日まで）に履行確認が行えるよう業務の見直しを行うか、マニュアルの見直しの対策をとることが望まれる。

補助金等交付事務マニュアルでは、「通常払か概算払かを問わず、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行うこと」とあり、本事業の履行確認については、毎月各方部民生委員協議会から市へ提出される「民生委員協議会活動報告書」において、研修の実施内容も含め定期的に行われている。しかし、市担当課への質問による回答では、各方部協議会から連合会への実績報告が年度を跨ぐとのことである。各方部協議会から連合会への実績報告が年度を跨ぐことが実態としてある場合、マニュアルが業務実態と乖離し形骸化しているため、業務見直し、またはマニュアル見直しの対応が必要となる。

【保健福祉部/保健福祉総務課】

14 保健・福祉フェスティバル実行委員会負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

本負担金は、「保健・福祉フェスティバル郡山負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、保健・福祉フェスティバル郡山実行委員会が行う保健・福祉フェスティバル事業の円滑な運営を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

② 交付対象(事業内容)

負担金の交付対象は、会場設営委託費、印刷製本費、消耗品費その他の事業の運営に要する経費とする。

(出典：交付要綱第3条)

③ 交付額

予算の範囲内において定める。

(出典：交付要綱第3条)

④ 交付方法

市長は、必要と認める時は、概算払の方法により交付することができる。

(出典：交付要綱第7条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	3,800,000	3,800,000	3,800,000
決算額 (円)	—	206,766	530,224
執行率 (%)	—	5.4	13.9
補助件数 (件)	—	1	1
1件当たり補助金額 (円)	—	206,766	530,224

※ 令和2年度は補助申請前に中止を決定

令和2年度から令和4年度まで著しく執行率が低くなっている。これは、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大及び収束目途が不透明の状況下で、イベントの中止または開催形式変更を余儀なくされたものであり、結果的に執行率が低くなったことはやむを得ないものとする。尚、コロナ前の令和元年度の執行率に問題

はなかった。

(参考) 令和元年度 (会場開催)

交付額 : 3,800,000 円 決算額 : 3,512,949 円 (執行率 92.4%)

(3) 監査の結果

【意見】

事業完了日の変更について

事業完了日の変更について、補助条件とおりに対応されることが望まれる。

要綱第8条では、「実績報告は、当該完了の日の属する年度の2月末日までに報告するもの」とあるが、実績報告及び事業完了年月日は、令和5年3月17日に変更されており、事業完了日変更の報告が無かった。

補助金等交付決定通知書(第2号様式)の補助条件3.では、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けることとあるが、その形跡を確認できなかった。

市担当課への質問による回答では、事業完了日変更に係る変更申請書(第3号様式)を、市担当者及び実行委員会事務局担当者ともに失念していたとのことである。市長への報告及び指示の形式の指定はないため、現場では口頭で変更の報告を行っていた可能性もありうるが、第三者が確認しても分かるように、形跡を残すべきであるとする。

【保健福祉部/保健福祉総務課】

15 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「社会福祉法人郡山市社会福祉協議会補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の健全な運営及び協議会が行う社会福祉事業に対して補助金を交付し、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の健全な運営や民間福祉団体の活動振興を目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条及び市作成資料)

② 交付対象 (事業内容)

ア 協議会の運営に要する費用のうち役員及び事務局職員の人件費並びに光熱水費に要する経費

イ 福祉活動専門員(*1)の設置に要する経費

*1 社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱

(平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号厚生省社会・援護局長通知) に基づく

- ウ 地区社会福祉協議会の運営に要する経費
- エ 福祉バスの管理及び運営に要する経費
- オ 協議会のボランティア基金の設置に要する経費
- カ 地域福祉センターの整備及び運営に要する経費
- キ 協議会の福祉基金に積み立てる基金
- ク 地区社会福祉協議会の在宅福祉サービス部会が実施する事業で次に掲げるものに要する経費
 - 食事サービス事業
 - いきいきサロン事業
 - 友愛訪問サービス事業
 - 福祉マップ作成事業
 - 介護支援事業
- ケ 訪問介護事業、訪問入浴介護事業及び居宅介護支援事業に要する経費

(出典：交付要綱第 2 条)

③ 交付額

補助基準の範囲内（別表）で市長が定める。

(出典：交付要綱第 2 条)

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

(出典：郡山市補助金等交付に関する規則第 16 条の 2 第 1 項及び交付要綱第 6 条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額 (円)	106, 143, 246	105, 733, 513	100, 963, 438
決算額 (円)	102, 683, 751	97, 685, 068	100, 767, 659
執行率 (%)	96. 7	92. 3	99. 8
補助件数 (件)	1	1	1
1 件当たり補助金額 (円)	102, 683, 751	97, 685, 068	100, 767, 659

(3) 監査の結果

【意見】

履行確認の不実施について

補助対象事業の履行確認を行うことが望まれる。

補助金等交付事務マニュアルでは、「通常払か概算払かを問わず、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行うこと」とあるが、履行確認が行われていない。

市担当課への質問による回答では、履行確認が行われていない理由として、補助金の使途が主に人件費、光熱費等であること、年度末の実績報告を受けての精算を行っており、概算過払い分については、戻入されているためとのことである。また、進捗確認等のモニタリング、現地調査も同様に行われておらず、定期（4年毎）の成果実績の総合評価も行っていない。

マニュアルに定められている手続きがなされずに済んでいることはマニュアルの形骸化を招き問題である。また、補助金の交付の妥当性についての検証がなされていないことも問題であると考える。

別表

対象経費	基準額	補助額等
協議会の運営に要する費用のうち役員及び事務局職員の人件費並びに光熱水費に要する経費	1 人件費 (1) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程第2条第1項の規定に基づく報酬並びに第3条第1項の規定に基づく報酬及び通勤手当 (2) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会職員給与規程第2条第1項並びに社会福祉法人郡山市社会福祉協議会嘱託職員等の雇用に関する規程第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づく給与 (3) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第31条第4項の規定に基づく事業主負担額 (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第161条第1項の規定に基づく事業	対象経費から基準額の各号に掲げる経費に係る収入額を控除した額

	<p>主負担額</p> <p>(5) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 82 条第 1 項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>(6) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 69 条第 2 項の規定に基づく拠出金</p> <p>(7) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款第 10 条第 1 項の規定に基づく掛金</p> <p>(8) 公益財団法人郡山市健康振興財団等との業務委託契約に基づく職員健康診断に要する経費</p> <p>(9) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)第 35 条第 2 項の規定に基づく一般拠出金</p> <p>(10) 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社郡山市勤労者互助会運営規程第 8 条第 1 項の規定に基づく郡山市勤労者互助会の会費</p>	
	2 光熱水等	実費相当額
福祉活動専門員の設置に要する経費	1 人件費(事務局職員の人件費に要する経費に係る基準額に準ずる。)	事務局職員の人件費に要する経費に係る補助額等に準ずる
	2 活動費 旅費及び事務経費(備品費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等)	55,000 円を限度として市長が認める額
地区社会福祉協議会の運営に要する費用のうち職員の人件費に要する経費	1 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会嘱託職員等の雇用に関する規程第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づく給与	2 分の 1
	2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 31 条第 4 項の規定に基づく事業主負担額	
	3 健康保険法第 161 条第 1 項の規定に	

	<p>基づく事業主負担額</p> <p>4 厚生年金保険法第 82 条第 1 項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>5 子ども・子育て支援法第 69 条第 2 項の規定に基づく拠出金</p> <p>6 公益財団法人郡山市健康振興財団等との業務委託契約に基づく職員健康診断に要する経費</p> <p>7 石綿による健康被害の救済に関する法律第 35 条第 2 項の規定に基づく一般拠出金</p> <p>8 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社郡山市勤労者互助会運営規程第 8 条第 1 項の規定に基づく郡山市勤労者互助会の会費</p>	
福祉バスの管理及び運営に要する経費	協議会が所有する福祉バスの管理運営及び運行に要する経費	予算の範囲内で定める額
協議会のボランティア基金の設置に要する経費	ボランティア基金積立金	予算の範囲内で定める額
地域福祉センターの整備及び運営に要する経費	地域福祉活動の拠点となる地域福祉センターの整備及び運営に要する経費	予算の範囲内で定める額
協議会の福祉基金に積み立てる資金	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会福祉基金積立金	予算の範囲内で定める額
地区社会福祉協議会の在宅福祉サービス部会が実施する事業に要する経費	地区社会福祉協議会の在宅福祉サービス部会が実施する事業のうち食事サービス事業、いきいきサロン事業、友愛訪問サービス事業、福祉マップ作成事業及び介護支援事業に要する経費	<p>1 均等割</p> <p>1 地区 40,000 円</p> <p>ただし、郡山地区社会福祉協議会については、1 支部につき 40,000 円とする。</p> <p>2 世帯割</p> <p>地区社会福祉協議会の 4 月 1 日現在の</p>

		加入世帯 1 世帯につき 16 円
訪問介護事業、 訪問入浴介護事業及び居宅介護支援事業に要する経費	1 ホームヘルプサービスセンターの 管理部門職員の人件費 (1) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会職員給与規程第 2 条第 1 項並びに社会福祉法人郡山市社会福祉協議会嘱託職員等の雇用に関する規程第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づく給与 (2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 31 条第 4 項の規定に基づく事業主負担額 (3) 健康保険法第 161 条第 1 項の規定に基づく事業主負担額 (4) 厚生年金保険法第 82 条第 1 項の規定に基づく事業主負担額 (5) 子ども・子育て支援法第 69 条第 2 項の規定に基づく拠出金 (6) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款第 10 条第 1 項の規定に基づく掛金 (7) 公益財団法人郡山市健康振興財団等との業務委託契約に基づく職員健康診断に要する経費 (8) 石綿による健康被害の救済に関する法律第 35 条第 2 項の規定に基づく一般拠出金 (9) 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社郡山市勤労者互助会運営規定第 8 条第 1 項の規定に基づく郡山市勤労者互助会の会費	対象経費から基準額の各号に掲げる経費に係る収入額を控除した額
	2 情報処理機器のリース料	予算の範囲内で定める額
	3 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	基準額で算出した

	における訪問介護事業、訪問入浴介護事業及び居宅介護支援事業に要する経費（上記1及び2に掲げるものを除く。）の実支出額から4月1日から6月30日までに当該事業に基づく実収入額を控除した額	額
--	--	---

（出典：交付要綱別表（第2条関係））

【保健福祉部/保健福祉総務課】

16 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「社会福祉法人郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団の安定的な運営を支援することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付対象は、役員報酬、職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、退職給付、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、手数料、保険料、賃借料、諸会費、その他の事業団の本部事務局に要する経費とする。

（出典：交付要綱第2条）

③ 交付額

補助対象経費から事業団の法人管理に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内において市長が定める。

（出典：交付要綱第3条）

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長は必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

（出典：郡山市補助金等交付に関する規則第16条の2第1項及び交付要綱第6条）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	69,110,000	69,137,000	66,519,000
決算額 (円)	66,608,049	65,243,816	61,534,937
執行率 (%)	96.3	94.3	92.5
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	66,608,049	65,243,816	61,534,937

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【保健福祉部/健康長寿課】

17 単位老人クラブ活動費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市社会福祉団体補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、社会福祉事業に寄与する団体に対して補助金を交付し、社会福祉団体の活動を促進し、もって福祉の増進と健全な地域発展を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

② 交付対象(事業内容)

補助金の交付対象は、郡山市単位クラブにおける、社会奉仕活動、生きがい活動、健康増進活動とする。

(出典：郡山市老人クラブ補助金交付要領別表(第2関係))

③ 交付額

ア 会員数25～44名……………年額 47,000円を限度とする。

イ 会員数45～99名……………年額 60,000円を限度とする。

ウ 会員数100名以上……………年額 75,000円を限度とする。

※会員とは、当該年度4月1日現在の在籍者をいう。

(年度の途中に設立されたクラブに係る会員は、補助金交付申請年月日現在の在籍者とし、補助基準額は、年額を12で除した額に、補助金交付申請月から当該年度末までの月数を乗じた額。1,000円未満の端数が生じる場合は、切り捨てる。)

(出典：郡山市老人クラブ補助金交付要領別表(第2関係))

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長は、必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

(出典：郡山市補助金等交付に関する規則第 16 条の 2 第 1 項、交付要綱第 5 条及び第 7 条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額 (円)	10,557,750	10,017,750	9,802,750
決算額 (円)	9,546,784	9,270,614	9,487,259
執行率 (%)	90.4	92.5	96.7
補助件数 (件)	176	170	171
1 件当たり補助金額 (円)	54,243	54,533	55,481

(3) 監査の結果

【意見】

マニュアルの見直しについて

履行確認について、年度内（3月31日まで）に履行確認が行えるよう業務の見直しを行うか、マニュアルの見直しの対策をとることが望まれる。

履行確認の実施状況を確認したところ、4月上旬に実施されていた。

一方、補助金等事務マニュアル上は、6ページ「通常払い、概算払を問わず履行確認を年度末（3月31日）までに行うこと」、11ページQ10「補助事業の会計年度は何によって決まるのか。」では、「当該履行のあった日とは、履行の確認を行った日となります。なお、履行の確認は実績報告に基づき行うものとします。」とあり、本来は補助事業の対象年度内に履行確認が行われていなければいけないが、遵守されていなかった。

市担当課に質問したところ、履行確認が年度内に行われない理由として『ほとんどの老人クラブは、実績報告書及び次年度の申請書を作成するにあたり、多くの誤りが見られることから、対面でチェックをしながら、その場で修正していく必要がある。これに対応するため、市内各地域で提出会場を設定し、担当が訪問、受付を行っているが、事務対応上また対象者が高齢者であることも配慮すると、4月に実績報告書と申請書を同時に受け付けざるを得ないため。』との回答があった。

しかし、補助金申請書、決定通知書、実績報告書の日付は、いずれも、4月1日、4月1日、3月31日の日付で作成されており、上記の市からの回答と相違する。

また仮に、実績報告書と申請書を年度末以降に同時に入手せざるを得ない実態である場合には、マニュアル等が業務実態と乖離し形骸化しているため、業務見直

し、またはマニュアル見直しの対応が必要となる。

なお、単位老人クラブ活動補助金の交付を規定している交付要綱では、第6条で、「補助事業完了の日から60日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出し、補助事業の成果を報告しなければならない。」とあり、補助金申請書では、事業完了日は、当該年度の3月31日であるので、要綱だけを考えると、3月31日から60日以内に提出されていけば良いということとなる。

【保健福祉部/健康長寿課】

18 敬老会実行委員会負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

本負担金は、「郡山市敬老会実行委員会負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、各地区の実行委員会に負担金を交付し、市内に住所を有する者で、敬老会に招待される日の属する年において75歳に達する者を対象に実施する敬老会の円滑な運営を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

負担金の交付対象は、事務費、祝品費その他の事業の運営に要する経費とする。

（出典：交付要綱第2条）

③ 交付額

表1に定められたもののうち、予算の範囲内において定める額とする。

（表1）

対象経費	負担金の額
事務費	$((\text{対象者数} + \text{実行委員数}) \times 210 \text{円}) + 50,000 \text{円}$
祝品費	$(\text{対象者数} + \text{実行委員数}) \times 840 \text{円}$
その他の事業の運営に要する経費	予算の範囲内で定める額

（出典：交付要綱第2条第1項及び別表第1第（2条関係））

なお、実行委員の数は、敬老会対象者の数に応じ、表2に定める数以下とする。

(表 2)

敬老会対象者数	実行委員の数 (来賓を含む)
100 人未満	43 人
100 人以上 150 人未満	44 人
150 人以上 200 人未満	45 人
200 人以上 250 人未満	46 人
250 人以上 300 人未満	47 人
300 人以上 350 人未満	49 人
350 人以上 400 人未満	50 人
400 人以上 450 人未満	52 人
450 人以上 500 人未満	53 人
500 人以上 550 人未満	55 人
550 人以上 600 人未満	56 人
600 人以上 650 人未満	58 人
650 人以上 700 人未満	59 人
700 人以上 750 人未満	61 人
750 人以上 800 人未満	62 人
800 人以上 850 人未満	64 人
850 人以上 900 人未満	65 人
900 人以上 950 人未満	67 人
950 人以上 1,000 人未満	68 人
1,000 人以上 1,050 人未満	70 人

備考 敬老会対象者数が 1,050 人以上の実行委員数 (来賓を含む。) は、70 人に 1,050 人以上となる部分 50 人につき 1 人を加えた人数とする。

(出典：交付要綱第 2 条第 2 項及び別表第 2 (第 2 条関係))

④ 交付方法

負担金の交付は、交付すべき負担金の額が確定した後に行うことを原則とし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

(出典：郡山市補助金等交付に関する規則第 16 条の 2 第 1 項及び交付要綱第 5 条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	50,401,000	50,175,000	52,060,000
(下段は補正後予算額)	—	3,267,665	8,078,916
決算額 (円)	—	—	—
執行率 (%)	—	—	—
補助件数 (件)	—	—	—
1件当たり補助金額 (円)	—	—	—

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、敬老会は中止された。令和5年度より、市内一斉の敬老会は廃止。

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(補足)

敬老会については、令和4年度までは「郡山市敬老会実行委員会負担金交付要綱」に基づき、市内全域において各町内会等と市が組織する実行委員会に対し負担金を交付することとしていた。令和5年度からはそれまでの開催方法を見直し、同要綱を改正した「郡山市敬老会補助金交付要綱(令和5年7月1日施行)」により、敬老会を開催する各町内会等に対し補助金を交付することとした。

《郡山市敬老会補助金の概要》

ア 目的

各地区の自治会等の地域団体に対して補助金を交付し、市内に住所を有する者で、敬老会に招待される日の属する年において75歳に達する者を対象に開催する敬老会の円滑な運営を図ることを目的としている。

(出典：郡山市敬老会補助金交付要綱第1条)

イ 交付対象

補助金の交付対象は、敬老会の開催に要する経費とし、報償費、印刷製本費、消耗品費、通信費、賃借・使用料、委託料、手数料等とする。

(出典：郡山市敬老会補助金交付要綱第2条)

ウ 交付額

自治会等の敬老会対象者の人数に400円を乗じて得た額に、人数により振り分けられた定額分を加算した額を限度に予算の範囲内において市長が定める。

【定額分】

対象者数	金額
～500人	50,000円
501～1,000人	75,000円
1,001人～	100,000円

(出典：郡山市敬老会補助金交付要綱第2条第2項及び別表第1 (第2条関係))

エ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

(出典：郡山市補助金等交付に関する規則第16条の2第1項及び郡山市敬老会補助金交付要綱第5条)

【保健福祉部/健康長寿課】

19 軽費老人ホーム事務費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用(事務費)の減免を行った社会福祉法人に対する補助金を交付し、軽費老人ホームA型及びケアハウスの入所者の経済的負担を軽減することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：郡山市軽費老人ホームA型利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第1条)

(出典：郡山市ケアハウス利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第1条)

② 交付対象(事業内容)

ア 軽費老人ホームA型

補助金の交付対象は、軽費老人ホームA型の運営のための事務費のうち、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業者負担金、旅費、庁費、修繕費、委託料、入所者保健衛生費、備品購入費、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金とする。

(出典：郡山市軽費老人ホームA型利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第3条)

イ ケアハウス

補助金の交付対象は、ケアハウス運営のための事務費のうち、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業者負担金、旅費、庁費、修繕費、委託料、入所

者保健衛生費、備品購入費、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金とする。

(出典：郡山市ケアハウス利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第2条)

③ 交付額

ア 軽費老人ホームA型

補助対象経費の年度間実支出額または軽費老人ホームA型事務費補助金交付基準第2(各月の補助基準額は、各月初日における入所者の人数に事務費(月額)を乗じて得た額)により算出した補助基準額の年度間合計額のいずれか少ない方の額から、利用料徴収基準に基づき入所者全員から徴収する事務費の年度間合算額を控除した額に、軽費老人ホームA型事務費補助金交付基準第3に規定する特別運営費を加えて得た額に10分の10を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)で、予算の範囲内とする。

(出典：郡山市軽費老人ホームA型利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第3条)

イ ケアハウス

補助対象経費の年度間実支出額またはケアハウス事務費補助金交付基準第2により算出した補助基準額の年度間合計額のいずれか少ない方の額から、利用料徴収基準に基づき入所者全員から徴収する事務費の年度間合算額を控除した額に、ケアハウス事務費補助金交付基準第3に規定する特別運営費を加えて得た額に10分の10を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)で、予算の範囲内とする。

(出典：郡山市ケアハウス利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第2条第3項)

④ 交付方法

ア 軽費老人ホームA型

市長は、必要があると認めるときは、各四半期ごとに当該期間における補助事業者の軽費老人ホームA型設置運営の状況に応じ、概算払の方法により補助金を交付することができる。

(出典：郡山市軽費老人ホームA型利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第7条)

イ ケアハウス

市長は、必要があると認めるときは、各四半期ごとに当該四半期における補助事業者のケアハウスの設置運営の状況に応じ、概算払の方法により補助金を交

付することができる。

(出典：郡山市ケアハウス利用料基準及び事務費補助金交付に関する要綱第7条第1項)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	159,575,000	158,942,000	159,388,000
(下段は補正後予算額)	144,000,000	140,942,000	—
決算額 (円)	139,178,000	136,255,000	139,596,000
執行率 (%)	96.6	96.6	87.5
補助件数 (件)	5	5	5
1件当たり補助金額 (円)	27,835,600	27,251,000	27,919,200

(3) 監査の結果

【意見】

① 補助対象経費の庁費について

費用項目を明確に規定することが望まれる。

要綱で補助の対象となる経費が費用区分毎に明確に定められている中で、庁費については、補助金所要額内訳書(第3号様式(第3条関係))のどの費用区分が庁費に対応しているのかが不明確である。郡山市補助金等適正化基本方針における適正化に向けた具体的な取組みのひとつである補助対象経費と対象外経費の明確化の観点から、庁費という規定をせずに、第三者が見てもわかるように、費用区分毎に規定されることが望ましい。

【意見】

② 補助対象経費の入所者保健衛生費について

社会福祉法人会計基準に合わせた勘定科目に読み替えた時に、どの費用が補助の対象経費となるかを要綱で明確に規定することが必要と考える。

要綱では、事務費の入所者保健衛生費が補助の対象となる経費として明記されているが、社会福祉法人共生福祉会が提出した補助金所要額内訳書(第3号様式(第3条関係))では、事業費の保健衛生費が補助対象経費として申請がされ、それが採択されていた。

その理由として、社会福祉法人の会計は、社会福祉法人会計基準第18条により勘定科目が定められており、事務費「保健衛生費」の項目はなく、事業費「保健衛生費」に補助対象経費である、事務費の入所者保健衛生費を計上しているとのことであった。

しかし、これについても郡山市補助金等適正化基本方針における適正化に向けた具体的な取組みのひとつである補助対象経費と対象外経費の明確化の観点から、要綱で補助対象経費として定めている事務費の入所者保健衛生費は、社会福祉法人会計基準ではどの費用に読み替えることができるのかを、客観的に判断ができるように、当該補助金要綱第2条第2項のように明確に定めることが望まれる。

【保健福祉部/介護保険課】

20 老人福祉施設等整備費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、高齢者施設を整備する者に対し補助金を交付し、施設の整備を促進することで、要介護度の高い入所待機者の解消を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条及び市作成資料）

② 交付対象（事業内容）

補助金交付の対象は、下記表に挙げる施設及び整備区分であり、対象経費は、整備に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等）とする。

対象となる施設等	整備区分
特別養護老人ホーム（ユニット型を原則とし、定員29名以下の場合にあっては、併設されるショートステイ用居室を含む。）	創設
介護老人保健施設	創設
老人短期入所施設	改修

※ 「創設」とは新たに施設を整備することをいう。

※ 「改修」とは、次に掲げる設備を既存の施設に対し新たに設置する工事（既存の設備の強化のため、市長が必要と認める工事を含む。）を行うことをいう。

ア スプリンクラー設備

イ 自動火災報知機

ウ 消防機関へ通報する火災報知設備

エ 防犯対策を強化するために必要な安全対策のための設備

オ 非常用自家発電設備

カ 防災対策を強化するために必要な安全対策のための設備

- キ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのゾーニング環境等の設備
- ク 倒壊の危険性のあるブロック塀等

(出典：交付要綱第2条及び別表(第2条関係))

③ 交付額

工事費または工事請負費及び工事事務費(工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額)とし、予算の範囲内において市長が定める。

(出典：交付要綱第2条及び別表(第2条関係))

④ 交付方法

市長は、必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。また市長は必要と認めるときは、補助事業に係る出来高に応じて補助金の一部を交付することができる。

(出典：交付要綱第5条及び第6条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度 (R2→R3繰 越明許費)	令和3年度	令和4年度
当初予算額(円) (下段は補正後予算額)	501,869,000 74,487,000	74,487,000	—	223,100,000
決算額(円)	—	74,487,000	—	—
執行率(%)	—	100	—	—
補助件数(件)	—	1	—	—
1件当たり補助金額(円)	—	74,487,000	—	—

補助金の利用について、令和2年度、令和4年度と決算額が0円となっている。市担当課よると、以下の理由により決算額が0円となるケースが発生しているとの回答を得た。

- ア 公募への応募が無かったため。
- イ 公募選定事業者の意向により、補助を利用しなかったため。
- ウ 選定事業者が整備を辞退したため。

ニーズに合わせて、補助金の交付対象施設及び整備区分、対象経費や補助金額を検討していくことが大切であると考えますが、交付金額を毎年度評価と成果実績の総合評価に基づく評価は行われているので、この事象はやむを得ないことと考える。

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【保健福祉部/保健所総務課】

21 郡山市保健委員会事業運営補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市保健委員会事業運営補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、郡山市保健委員会の経費について補助金を交付し、市民の自主的な地域活動を促進し、市民の健康保持・増進の基盤づくり、保健衛生思想の向上、生活環境の整備を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付対象は、郡山市保健委員会が、補助金交付の目的を達成するために要する経費とする。

（出典：交付要綱第2条）

③ 交付額

予算の範囲内において定める。

（出典：交付要綱第2条）

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とする。

（出典：郡山市補助金等交付に関する規則第16条の2第1項）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	11,486,000	11,486,000	11,486,000
決算額 (円)	9,378,381	10,017,136	9,888,799
執行率 (%)	81.6	87.2	86.0
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	9,378,381	10,017,136	9,888,799

(3) 監査の結果

【意見】

① 概算払の根拠について

概算払の根拠について、要綱で規定されることが望ましいと考える。

資料閲覧したところ、概算払がなされていることが確認されたが、要綱上は概算払の規定が存在しない。郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2第2項では、「補助金等の交付の目的を達成するため、または補助事業等の性質上必要があると認めるときは、市長が別に定めるところにより、(中略)全部または一部を概算払の方法により支出することができる」と規定されているため、概算払が行われていること自体は問題ではないと考えるが、他の補助金の規定では、要綱に概算払の規定が存在し、それに従い支払いがされているため、本補助金においても要綱上で概算払の規定を設けることが望ましい。

【意見】

② 補助対象経費について

補助対象経費について、要綱に明確に定めることが望まれる。

市担当課へ質問した回答によると、補助対象経費について市の歳出予算に準ずる費目の整理は実施されているものの、補助金交付要綱には規定してこなかったとのことであった。

郡山市補助金等適正化基本方針では、「補助対象経費については、補助金交付要綱に明確に規定します。」「〇〇事業に要する経費等、抽象的な規定は、原則として、行わないこととします。」とあるため、本来は補助対象経費について補助金交付要綱に明確に規定する必要がある。

【保健福祉部/保健所総務課】

22 郡山市献血推進協会補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市献血推進協会補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、郡山市献血推進協会の運営に要する経費を補助し、献血の実績向上を図り、市民の適正医療を確保することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条及び第2条)

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付対象は、郡山市献血推進協会の運営に要する経費とする。

（出典：交付要綱第2条）

③ 交付額

予算の範囲内において市長が定める。

（出典：交付要綱第2条）

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

（出典：郡山市補助金等交付に関する規則第16条の2第2項及び交付要綱第5条）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	1,200,000	1,200,000	1,200,000
(下段は補正後予算額)	600,193	726,973	507,384
決算額 (円)	600,193	726,973	507,384
執行率 (%)	100	100	100
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	600,193	726,973	507,384

(3) 監査の結果

【意見】

補助対象経費について

補助対象経費について、要綱に明確に定めることが望まれる。

市担当課へ質問した回答によると、補助対象経費について市の歳出予算に準ずる費目の整理は実施されているものの、補助金交付要綱には規定してこなかったとのことであった。

郡山市補助金等適正化基本方針では、「補助対象経費については、補助金交付要綱に明確に規定します。」「〇〇事業に要する経費等、抽象的な規定は、原則として、行わないこととします。」とあるため、本来は補助対象経費について補助金交付要綱に明確に規定する必要がある。

【保健福祉部/保健所総務課】

23 公益財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市健康増進等事業費補助金要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、公益財団法人郡山市健康振興財団に対して補助金を交付し、郡山市における保健医療に係る諸対策の円滑な推進並びに総合的な健康管理及び健康増進を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条及び第2条）

② 交付対象（事業内容）

ア 調査研究事業、地域連携事業、育成研修事業の実施に必要な給与、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金とする。

イ 健康維持増進事業の実施に必要な給与、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金並びに財産購入費とする。

（出典：交付要綱別表（第3条関係））

③ 交付額

ア 調査研究事業、地域連携事業、育成研修事業

補助対象事業に係る収入のうち、当該事業に充当できる財源を控除した額とし、予算の範囲内で定める。

イ 健康維持増進事業

補助対象事業に係る収入、その他公益財団法人郡山市健康振興財団の収入のうち、当該事業に充当できる財源を控除した額とし、予算の範囲内で定める。

（出典：交付要綱別表（第3条関係））

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

（出典：郡山市補助金等交付に関する規則第16条の2第1項）

（出典：交付要綱第6条）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	31,673,000	37,893,000	47,190,000
決算額 (円)	25,290,180	14,515,355	9,017,034
執行率 (%)	79.8	38.3	19.1
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	25,290,180	14,515,355	9,017,034

(3) 監査の結果

【意見】

① 補助対象事業及び経費について

補助対象事業及び経費について、どの事業のどの費用に補助金が充てられているのかを明確に確認できる仕組みを構築すべきと考える。

補助対象先から提出されている資料上、どの事業のどの費用に補助金が充てられているのかが不明確であった。また、補助金等交付申請額及び補助金確定額の根拠が示せる資料も存在していなかった。

補助対象事業及び対象経費は要綱上で明確に規定されており、要綱で定められている対象経費に対して補助金が充てられていることを客観的に確かめられる必要があるため、その対応を検討いただきたい。

【意見】

② 概算払について

概算払について、一括払いではなく分割払いも含めて検討することが望まれる。

令和3年度、令和4年度は執行率が低くなっている原因として、市担当課から新型コロナウイルス感染症拡大により事業を大幅に縮小していたことと回答があった。事業縮小はやむを得ないことと考えられるが、2年に渡って補助金の半分以上が返還されている点、令和2年においても執行率は8割を下回っている点、また当該財団は自主財源もある点から、概算払の方法については検討する余地があると考えられる。また、事務局が同じ保健所内にあるということで、進捗管理の精度を高め、必要な補助金額を必要なタイミングで交付できる仕組みづくりを構築されることが望まれる。

【保健福祉部/保健所総務課】

24 公益財団法人郡山市健康振興財団法人管理費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「公益財団法人郡山市健康振興財団管理費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、市民の健康管理及び健康の保持・増進に寄与することを目的に設立された、公益財団法人郡山市健康振興財団の安定的な運営を支援することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条及び市作成資料）

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付対象は、役員報酬、給与手当、福利厚生費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、手数料、租税公課、負担金、委託費、その他の財団の法人管理に要する経費とする。

（出典：交付要綱第2条）

③ 交付額

補助対象経費から財団の法人管理に係る収入額を控除した額とし、予算の範囲内で定める。

（出典：交付要綱第3条）

④ 交付方法

補助金の交付は、交付すべき補助金等の額が確定した後に行うことを原則とし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付する。

（出典：郡山市補助金等交付に関する規則第16条の2第1項及び交付要綱第6条）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	30,947,000	31,847,000	32,107,000
決算額 (円)	26,926,642	28,443,252	25,500,864
執行率 (%)	87.0	89.3	79.4
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	26,926,642	28,443,252	25,500,864

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【保健福祉部/健康政策課】

25 感染管理認定看護師重点育成事業費補助金

(2) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、感染管理認定看護師(*1)を育成する事業を行う市内の第二次病院群輪番制病院(*2)に対し補助金を交付し、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症への医療提供体制の強化を図るとともに、市民が安心して医療を受けられる環境を整備することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

*1 感染対策における高度な専門知識及び能力を有する者として、公益社団法人日本看護協会が認定する看護師をいう。

(出典：交付要綱第2条)

*2 第二次病院群輪番制病院

一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院
一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院
一般財団法人慈山会医学研究所附属坪井病院
一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
医療法人明信会今泉西病院
公益財団法人星総合病院
公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院

(出典：交付要綱別表(第2条関係))

② 交付対象(事業内容)

補助金の交付対象は、事業に要する経費のうち、日本看護協会が認める感染管理に係る専門課程の受講に要する入学検査料、入学金、授業料、実習費、教材費、認定審査料、交通費、宿泊費等の当該課程の修了に必要な経費とする。ただし、他の補助金の交付対象となる経費または寄付金その他の収入については、補助対象経費から除く。

(出典：交付要綱第3条第1項及び第4項)

③ 交付額

補助対象経費の全額とし、事業の対象となる看護師1人当たり200万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(出典：交付要綱第3条第2項及び第3項)

④ 交付方法

市長は、必要と認める時は、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(出典：交付要綱第9条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	—	4,000,000
決算額 (円)	—	—	1,181,000
執行率 (%)	—	—	29.5
補助件数 (件)	—	—	1
1件当たり補助金額 (円)	—	—	1,181,000

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【保健福祉部/健康政策課】

26 救急告示病院等運営費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市救急医療施設運営費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、傷病者の救急搬送を受入れし、診療する事業を行う市内の病院等に補助金を交付し、救急医療体制の確立を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条及び附則第3項)

② 交付対象(事業内容)

交付対象は、表1における事業者及び対象経費とする。

(出典：交付要綱第2条及び附則第3項の表)

③ 交付額

補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い方の額とする。

ア 表1に定める基準額

イ 表1に定める対象経費の実支出額

(出典：交付要綱第2条)

(表1)

事業者	基準額	対象経費
次のいずれかの事業者とする。 (1) 公的病院等 公益財団法人星総合病院 公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院 (2) 私的病院等 一般財団法人太田総合病院 附属太田熱海病院 一般財団法人太田総合病院 附属太田西ノ内病院 一般財団法人慈山会医学研究所附属坪井病院 一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院 医療法人明信会今泉西病院	病院ごとに、当該年度において救急搬送を受け入れた数(当該年度の4月1日から当該年度の9月30日の間に救急隊によって搬送されてた傷病数に2.05を乗じた数)に13,000円を乗じて得た額とする。ただし、20,000,000円を上限とする。	傷病者の救急搬送を受け入れし、診療する事業の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 給与費 常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等 (2) 材料費 薬品費、診療材料費、医療消耗品費等 (3) 経費 消耗品費、光熱水費、燃料費等 (4) その他の費用 研究研修費、図書費等

(出典：交付要綱附則第3項)

④ 交付方法

市長は、必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

(出典：交付要綱第5条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	92,519,000	93,091,000	94,170,000
決算額 (円)	88,723,000	89,451,000	89,620,000
執行率 (%)	95.8	96.0	95.1
補助件数 (件)	7	7	7
1件当たり補助金額 (円)	12,674,714	12,778,714	12,802,857

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【保健福祉部/保健・感染症課】

27 結核予防事業費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市結核予防事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。）第 53 条の 2 の規定に基づき、結核に係る定期健康診断を行う学校または施設（国、都道府県または市町村の設置する学校または施設を除く）の設置者に対し、その経費の一部を補助し、結核の蔓延防止を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第 1 条及び市作成資料）

② 交付対象（事業内容）

交付対象となる経費は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の 3 の規定に基づき、学校または施設の設置者が同法第 53 条の 2 による健康診断に支弁した費用とする。

（出典：交付要綱別表（第 2 条関係））

③ 交付額

予算の範囲内で交付するものとし、その額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の額については、切り捨てるものとする。

表 1 の基準額の欄に定める額

表 1 の対象経費の欄に定める額（寄付金その他の収入がある場合は、これらを控除した額。）

（表 1）結核予防事業費補助金算定基準

基準額	対象経費
次により算定した額の合計額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の 3
1. 医療機関でツベルクリン反応検査を受けたものの延数×418 円	

2. 医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数×454 円	の規定に基づき、学校又は施設の設置者が同法第53条の2による健康診断に支弁した費用。
3. 医療機関で70 mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×478 円	
4. 医療機関で100 mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×506 円	
5. 医療機関で直接撮影を受けた者の延数×1,767 円	
6. 医療機関で精密検査を受けた者の延数×7,994 円	
医療機関で精密検査を受けた者のうち、直接撮影を省略した場合、その延数×6,494 円とし、直接撮影のみの場合は、精密検査を受けた者の延数×1,767 円とする。	

④ 交付方法

補助金の交付は、補助事業の実施に基づき、精算額で行うものとする。

(出典：交付要綱第3条第2項)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	6,043,000	6,123,000	7,075,000
決算額 (円)	6,043,000	6,123,000	6,261,000
執行率 (%)	100	100	88.4
補助件数 (件)	32	30	30
1件当たり補助金額 (円)	188,843	204,100	208,700

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

28 高齢者就業機会確保事業補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、高齢者の就業機会確保と社会参加を促進し、高齢者の生きがいと地域社会の活性化を図り、郡山

市高齢者就業機会確保事業の円滑な運営を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

② 交付対象（事業内容）

交付対象となる経費は、補助金の交付対象は高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める補助対象経費及びその他の交付対象事業の実施に要する経費とする。

(出典：交付要綱第2条)

③ 交付額

補助金の額は、国交付要綱に定める補助対象基準額の10分の5以内で予算の範囲内で定める額とする。

(出典：交付要綱第2条)

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2及び交付要綱第6条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	7,870,000	7,870,000	7,870,000
決算額 (円)	7,870,000	7,870,000	7,870,000
執行率 (%)	100	100	100
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	7,870,000	7,870,000	7,870,000

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

29 勤労者互助会補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市勤労者互助会育成事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、市内の中小企業に勤務する労働者の福利厚生を充実し、郡山市勤労者互助会育成事業の円滑な運営を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

交付対象となる経費は、郡山市勤労者互助会事務局の管理運営に係る人件費及びその他の管理運営費並びに事業の実施に係る人件費、広告宣伝費、自主事業費、健康維持増進事業費、割引助成費、会員の共済事業に係る経費、映画券購入費、報奨費及びその他の交付対象事業の実施に要する経費とする。

（出典：交付要綱第2条）

③ 交付額

補助金の額は、対象経費の10分の2に相当する額のうち、予算の範囲内で定める額とする。

（出典：交付要綱第2条）

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2及び交付要綱第6条）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	12,602,000	12,602,000	12,602,000
決算額 (円)	10,910,160	11,111,052	10,678,323
執行率 (%)	86.5	88.1	84.7
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	10,910,160	11,111,052	10,678,323

(3) 監査の結果

【意見】

補助金額の妥当性の検証について

「郡山市補助金等適正化基本方針」において、団体等の繰越金・余剰金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証することとしている。

特に、団体としての活動に公益性を認め、運営費を補助する場合においては、当該団体等の財政状況を検証することとしている。

この点、当補助金については、補助金交付申請書添付の収支予算書上では、前期繰越金の記載はなく、収支が一致しており、繰越金はないこととなっている。

ただし、補助金交付申請において、団体等の貸借対照表などの繰越金の有無を判断できるような資料は徴求しておらず、繰越金の発生状況について、どのように審査しているかを市担当課へ質問したところ、補助金交付申請上、繰越金の有無など団体等の財政状況は補助交付の条件となっておらず、審査の際に考慮すべき事項としていないとの回答があった。

申請に際して、団体等の貸借対照表などの財政状況を検証できる資料を徴求したうえで、これを検証するとともに、補助対象経費の一部を繰越金で賄うことができる場合は補助金額の減額を行うなど、補助金の必要性及び補助金額の妥当性について適切に検証することが望まれる。

【産業観光部/産業雇用政策課】

30 商店街等照アップ事業費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商工業振興条例」（以下「条例」という。）及び「郡山市商工業振興条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき交付することとされ、商工業の活性化のため必要な施策を講ずることにより、商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の育成強化に努めるとともに企業立地を促進し、もって本市商工業の振興を図ることを目的とする。

また、商店街に街路灯を設置し、夜間でも安心して買い物ができる環境を整備することを目的として創設された。

（出典：条例第1条、施行規則第1条）

② 交付対象（事業内容）

交付対象となる経費は、街路灯（公衆街路灯を除く。）の電気料金（1月分から12

月分)を支払った合計額とする。

(出典：施行規則第2条、同別表第1)

③ 交付額

補助対象経費の100分の80に相当する額以内の額。

(出典：施行規則第2条、同別表第1)

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業の実績に基づき精算額で交付決定を受けて支給する。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第15条、16条の2)

(出典：施行規則第6条、同別表第3)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	12,039,000	10,729,000	9,403,000
(下段は補正後予算額)	—	—	11,561,000
決算額 (円)	10,034,000	9,600,000	11,561,000
執行率 (%)	83.3	89.4	100
補助件数 (件)	60	59	58
1件当たり補助金額 (円)	167,233	162,711	199,328

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

31 商店街等賑わいづくり事業費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商工業振興条例」(以下「条例」という。)及び「郡山市商工業振興条例施行規則」(以下「施行規則」という。)に基づき交付することとされ、商工業の活性化のため必要な施策を講ずることにより、商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の育成強化に努めるとともに企業立地を促進し、もって本市商工業の振興を図ることを目的とする。

(出典：条例第1条及び施行規則第1条)

② 交付対象（事業内容）

交付対象となる経費は、組合または商工団体の活性化及び地域振興のための市、まつり等の実施に要する費用とする。

（出典：施行規則第2条及び同別表第1）

③ 交付額

補助対象経費の100分の30に組合または商工団体の構成員のうち本市内の商工業者の人数の当該構成員の人数に対する割合を乗じて得た額以内の額とする。ただし、補助額は、1組合または1商工団体につき50万円を限度とする。

（出典：施行規則第2条及び同別表第1）

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2及び施行規則第5条の2）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	5,021,000	4,476,000	4,916,000
決算額 (円)	922,000	1,227,000	2,013,000
執行率 (%)	18.3	27.4	40.9
補助件数 (件)	3	5	7
1件当たり補助金額 (円)	307,333	245,400	287,571

(3) 監査の結果

【意見】

補助対象経費の明確化について

本補助金の交付対象経費は、施行規則において「組合または商工団体の活性化及び地域振興のための市、まつり等の実施に要する費用」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、報償金（物品・謝礼）は補助対象外とされている。

郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、以下のように規定されている。

(ウ) 補助の目的、補助対象経費の明確化

・補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。
他市の監査等で、公金でまかなうことがふさわしくないもの（交際費、慶弔費、懇親会費など）に対して補助金を支出していたことを指摘されている事例があり、本市においても明確に規定する必要がある。特に、要綱で補助対象経費を「〇〇事業の実施に要する経費」と大雑把にしているものは、見直しが必要。（「郡山市補助金等適正化基本方針（H31. 1 策定）」に基づく見直しを実施する。）

本補助金について、補助対象外とする経費については、施行規則・要綱などにおいて、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。

【産業観光部/産業雇用政策課】

32 小規模事業指導費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商工業振興条例」（以下「条例」という。）及び「郡山市商工業振興条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき交付することとされ、商工業の活性化のため必要な施策を講ずることにより、商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の育成強化に努めるとともに企業立地を促進し、もって本市商工業の振興を図り、会議所または商工会の地区の商工業者の経営及び技術の改善発達を支援すること目的とする。

（出典：条例第1条及び施行規則第1条）

② 交付対象（事業内容）

交付対象となる経費は、会議所または商工会の地区商工業者の経営及び技術の改善発達のための事業に要する費用とする。

（出典：施行規則第2条及び同別表第1）

③ 交付額

市長が別に定める均等割額、会員割額及び事業費割額の合計額以内の額。

均等割額	1団体当たり1,000千円
会員割額	前年度末時点の会員数に応じ、500～2,500千円
事業費割額	総事業費のうち県補助金の対象となる「経営改善普及事業」（人件費、経営改善普及事業費、地域中小企業活性化対策事業費）の前年度決算額～前年度の県補助金を控除した額に100分の30以内を乗じた額

（出典：施行規則第2条及び同別表第1）

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2及び施行規則第5条の2)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	50,915,000	49,261,000	47,115,000
決算額 (円)	51,734,000	49,261,000	47,015,000
執行率 (%)	101.6	100	99.7
補助件数 (件)	13	13	13
1件当たり補助金額 (円)	3,979,538	3,789,307	3,616,538

(3) 監査の結果

【意見】

① 交付決定通知書の保管について

交付決定通知書の日付の記載がない(案)のみが保管されていた。当該(案)は適切に決裁され、補助事業者に送付された通知書そのものと内容に相違ないとのことであるが、その写しは保管されていなかった。

保存に関して条例や規則で明確にルールが規定されているものではないが、総務法務課文書係からは、電子データの保存に関して、交付決定通知書の日付及び文書番号が入った最終版(送付版)のファイルとして保管するとの手引きが示されているとのことであり、当該ルールが十分に浸透していないことを示唆する状況であった。保管ルールの浸透・徹底が望まれる。

【意見】

② 事業の効果について

事業目的として「会議所または商工会の地区の商工業者の経営及び技術の改善発達を支援すること」とされているが、事業の成果指標は「会員数」、「経営指導員による指導の件数」とされており、経営及び技術の改善発達を示すような指標とされていない。経営及び技術の改善発達の視点から、経営や技術の改善発展の度合いを表すような適切な成果指標を掲げ、補助目的の達成に有効なものか検証することが望まれる。

【産業観光部/産業雇用政策課】

33 人材育成補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商工業振興条例」（以下「条例」という。）及び「郡山市商工業振興条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき交付することとされ、商工業の活性化のため必要な施策を講ずることにより、商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の育成強化に努めるとともに企業立地を促進し、もって本市商工業の振興を図ることを目的とする。

また、本補助金は、社会・経済環境の変化する中で、市内中小企業が自己改革を図りつつ、創造的な事業展開を行うために必要な人材育成事業に取り組む事業所を支援することを目的とする。

（出典：条例第1条及び施行規則第1条）

② 交付対象（事業内容）

市内に主たる事業所を有する中小企業者若しくはその従業員または組合若しくはその組合員が独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校、福島県ハイテクプラザ、福島県立テクノアカデミー郡山、会議所、商工会その他これらに準ずると市長が認める団体が開催する研修に参加するための当該年度分の受講料及び宿泊料。

（出典：施行規則第2条及び同別表第1）

③ 交付額

補助対象経費の100分の50以内の額とする。ただし、補助額は、1組合または1中小企業者につき30万円を限度とする。

（出典：施行規則第2条及び同別表第1）

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2施行規則第5条の2）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	2,000,000	1,761,000	1,345,000
決算額 (円)	319,000	311,000	533,000
執行率 (%)	15.9	17.6	39.6
補助件数 (件)	8	8	7
1件当たり補助金額 (円)	39,875	38,875	76,142

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

34 こおりやま産業博実行委員会負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

本負担金は、「郡山市商工振興事業負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、本市の商工振興事業（商工業、観光、農業、福祉）の円滑な運営を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

本市産業の魅力を発信するイベントの開催により、産業観光のPR、地元製品の販路拡大、地域産業を担う企業の情報発信等を図る事業を交付対象事業として、会場設営費、企画事業費、販売促進費その他こおりやま産業博の開催に要する経費を交付対象経費とする。

（出典：交付要綱第4条及び同別表）

③ 交付額

予算の範囲内で定める額とする。

（出典：交付要綱第4条及び同別表）

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、

補助金を概算払の方法により交付することができる。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2及び交付要綱第7条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
決算額 (円)	—	2,450,824	8,359,562
執行率 (%)	—	24.5	83.5
補助件数 (件)	—	1	1
1件当たり補助金額 (円)	—	2,450,824	8,359,562

(3) 監査の結果

【意見】

補助対象経費の明確化について

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「予算の範囲内で定める額」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、報償費（物品）は補助対象外とされている。

郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、以下のように規定されている。

(ウ)補助の目的、補助対象経費の明確化

・補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。

他市の監査等で、公金でまかなうことがふさわしくないもの（交際費、慶弔費、懇親会費など）に対して補助金を支出していたことを指摘されている事例があり、本市においても明確に規定する必要がある。特に、要綱で補助対象経費を「〇〇事業の実施に要する経費」と大雑把にしているものは、見直しが必要。（「郡山市補助金等適正化基本方針（H31.1策定）」に基づく見直しを実施する。）

本補助金について、補助対象外とする経費については、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。

【産業観光部/産業雇用政策課】

35 中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、本市における商業の活性化を

図るため、市内の商店街において空き店舗等を集客力向上や商店街の活性化のために活用する事業を実施する商店街の組合等を支援することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

② 交付対象（事業内容）及び交付額

補助対象及び補助率は、郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱に以下のとおり規定されている。

名称	内容	補助対象経費	補助率	補助対象期間	補助金交付の条件等																																								
空き店舗等活用支援事業	空き店舗賃借料補助 (商店街の空き店舗を店舗として活用する場合の賃借料を補助する事業をいう。)	空き店舗を店舗 その他商店街の 魅力向上に寄与 する施設として 活用する場合の 賃借料	新規創業者による店舗 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">補助率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>都市機能誘導区域内</th> <th>その他の区域</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>12分の11</td> <td>12分の10</td> <td>330万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>12分の7.5</td> <td>12分の7</td> <td>(1月当たり27.5万円)</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td colspan="2">12分の4</td> <td>27.5万円</td> </tr> </tbody> </table> 新規創業者以外による店舗 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">補助率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>都市機能誘導区域内</th> <th>その他の区域</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>12分の8</td> <td>12分の7</td> <td>240万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>12分の6</td> <td>12分の5</td> <td>(1月当たり20万円)</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>12分の4</td> <td>12分の3</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	補助率					都市機能誘導区域内	その他の区域	限度額	1年目	12分の11	12分の10	330万円	2年目	12分の7.5	12分の7	(1月当たり27.5万円)	3年目	12分の4		27.5万円	補助率					都市機能誘導区域内	その他の区域	限度額	1年目	12分の8	12分の7	240万円	2年目	12分の6	12分の5	(1月当たり20万円)	3年目	12分の4	12分の3	20万円	3年	(1)商店街の区域内に存在すること。 (2)1年以上の賃借契約が締結されること。 (3)活力ある商店街支援事業補助金交付要綱運用基準の3(1)に定める事項に合致すること
補助率																																													
	都市機能誘導区域内	その他の区域	限度額																																										
1年目	12分の11	12分の10	330万円																																										
2年目	12分の7.5	12分の7	(1月当たり27.5万円)																																										
3年目	12分の4		27.5万円																																										
補助率																																													
	都市機能誘導区域内	その他の区域	限度額																																										
1年目	12分の8	12分の7	240万円																																										
2年目	12分の6	12分の5	(1月当たり20万円)																																										
3年目	12分の4	12分の3	20万円																																										
商業起業家支援事業	(1)商業起業家支援事業費補助 (商店街の空き店舗を、新規に開業しようとする者が、経営のノウハウを学ぶための店舗として活用する場合の事業に要する経費を補助する事業をいう。)	経営指導費、消耗品費、印刷製本費、空き店舗及び機器賃借料、水道光熱費、通信費、宣伝広告費、その他これらに類する経費及び市長が必要と認める経費	補助率 2分の1 限度額 240万円 (1月当たり20万円)	3年 ただし、事業による当該商店街への活性化効果が特に良好と認められ、かつ、補助対象の空き店舗以外に当該商店街内の空き店舗が解消されていない場合限り、3年を超えて1年ごとに継続することができる。	(1)商店街の区域内に存在すること。 (2)1年以上事業を継続して実施すること。																																								
	(2)店舗改装費補助 (商店街の空き店舗を、新規に開業しようとする者が、経営のノウハウを学ぶための店舗として活用する場合の改装費を補助する事業をいう。)	店舗の改装工事費 (内装及び外装工事を含む。)	補助率 3分の1 限度額 200万円	1年	(1)商店街の区域内に存在すること。 (2)1年以上の賃借契約が締結されること。																																								

備考

ア 「都市機能誘導区域」とは、郡山市立地適性化計画(郡山市平成31年3月制定)で定める区域をいう。

イ 市が補助金の財源の一部とする県からの補助金がない場合の市の補助率及び限

度額は、次のとおりとする。

空き店舗活用支援事業	空き店舗賃借料補助	新規創業者による店舗	1年目	12分の6	180万円 (1月当たり15万円)
			2年目	12分の4	
			3年目	12分の2	
		新規創業者以外による店舗	1年目	12分の4	120万円 (1月当たり10万円)
			2年目	12分の3	
			3年目	12分の2	

ウ 市の補助金のほか他の団体から同一の補助対象経費について補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を控除するものとする。

エ 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとするものとする。

(出典：交付要綱第4条、7条及び同別表)

③ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2及び交付要綱第9条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	1,650,000	1,650,000	1,650,000
決算額 (円)	—	—	—
執行率 (%)	—	—	—
補助件数 (件)	—	—	—
1件当たり補助金額 (円)	—	—	—

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

36 こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱」(以

下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、産業の振興を図るため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う個人、法人、任意団体及び商工団体等を支援することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

② 交付対象（事業内容）

補助金の対象となるプロジェクトは、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 本市内における創業
- イ 新商品及び新サービスの開発並びに販路の開拓

(出典：交付要綱第4条)

③ 交付額

補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は次のとおりとし、補助金の額は対象経費の3分の2以内で50万円を限度とする。

- ア クラウドファンディングに係るサービス利用料
- イ クラウドファンディングに要した経費のうち、以下に掲げるもの（目標支援金額または調達した支援金額のうち、いずれか低い方の額の10%を限度とする。）

対象経費	内容	
専門家による支援に要する委託料等	ライティング	プロジェクトを掲載するサイト及びプロジェクト周知に係る印刷物作成における、掲載文章の構成又は文章ライティングの指導及び実行に関すること。
	写真、映像撮影および編集	プロジェクトを掲載するサイト、プロジェクト周知に係る印刷物作成及び返礼品の作成における、写真又は動画の撮影及び編集の指導並びに実行に関すること。
	デザイン	プロジェクトを掲載するサイト、プロジェクト周知に係る印刷物作成及び返礼品の作成における、デザインの指導及び実行に関すること。
	マーケティング	プロジェクトに係る返礼品の制度設計、ブランディング戦略、事業計画、経営企画等の指導及び実行に関すること。
印刷費	プロジェクト周知に係る印刷物の作成	
送料	出資者への返礼品の送付	

(出典：交付要綱第5条及び同別表1)

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第 16 条の 2)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額 (円)	1,480,000	6,400,000	5,000,000
(下段は補正後予算額)	5,000,000	—	—
決算額 (円)	2,365,000	4,634,000	689,000
執行率 (%)	47.3	72.4	13.7
補助件数 (件)	9	5	6
1 件当たり補助金額 (円)	262,777	926,800	114,833

(3) 監査の結果

【指摘事項】

実績報告書の記載誤りについて

本補助金の実績報告書は、交付要綱にて第 7 号様式を用いることとされており、記載内容は当該様式に基づくものとされている。

サンプル検証対象とした株式会社tentoTenに対する補助金に関して、実績報告書の添付書類欄に必要書類の記載がなく、当該欄には店舗の写真が貼り付けられて提出されていたにもかかわらず、提出されるべき必要な添付書類の提出はあったことをもって補助金の交付を行っていた。

補助金交付の審査手続を効率的にかつ公正に行うためにも必要書類の様式、記載内容、添付書類等は交付要綱の定めに従って、適切に行われるべきである。

なお、本件については、実績報告書の所定の様式は用いており、また必要な添付書類に不足がないため、実質的には実績報告は適正に行われていたとの判断であるが、実績報告書記載上の不備として、適切な記載に訂正を求めることが望まれる。

【産業観光部/産業雇用政策課】

37 事業承継支援補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市事業承継支援補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、市内経済の発展及び成長並びに雇

用の維持を図るため、円滑な事業承継を図ることを目的とし、支援機関からの支援を受け、事業承継及び承継した事業の販路開拓等に取り組む市内の中小企業者または創業を予定している者を支援することを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付の対象となる事業は、支援機関の支援を受けて行う事業承継または事業承継の完了日から6か月以内に行う承継した事業の販路開拓等のうち、それぞれ以下の要件を満たすものとする。

事業の別	対象となる事業の要件
事業承継	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三者承継を行うこと。 2 申請日時点で業務に従事する者を雇用している場合は、事業承継後も引き続きその者を雇用する見込みであること。ただし、業務に従事する者から退職の申し出があった場合等雇用者都合によらない場合を除く。 3 市内において1年以上の期間に渡り事業が営まれており、事業継承後も引き続き市内で事業が営まれる見込みであること。
承継した事業の 販路開拓等	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業承継にあたって、雇用者都合による退職等がなかったこと。 2 市内において1年以上の期間に渡り営まれていた事業の事業承継が行われ、市内で事業が営まれるものであること。

(出典：交付要綱第3条及び同別表第1)

補助の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、支援機関の支援を受けて行う、事業承継または承継した事業の販路開拓等に要する経費のうち、それぞれ以下に定める経費とする。

事業の別	対象経費
事業承継	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託料（事業承継に係る業務（初期診断、課題分析、コンサルティング、譲渡価格の算定、企業概要書の作成、M&A計画の策定、マッチングの登録等。以下同じ。）のうち委託契約を締結するものに係る経費） 2 報償費及び旅費（事業承継に係る業務のうち士業等専門家の報償費及び旅費）
承継した事業の 販路開拓等	<ol style="list-style-type: none"> 1 販路開拓に係る広報費、展示会出展費 2 店舗改装費 3 設備工事費 4 備品購入費（備品とは通常の状態でおおむね3年以上の使用に耐える

	物品で、取得価格が10万円以上の額のものを用いる。）
5	士業等専門家への報償費及び旅費

(出典：交付要綱第5条及び同別表第2)

③ 交付額

補助金の額は、対象経費の2分の1以内で、第三者承継は30万円を限度とし、親族承継及び企業内承継は10万円を限度とする。

(出典：交付要綱第5条)

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業等実績報告書の審査後、交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	1,800,000	3,800,000
決算額 (円)	—	300,000	—
執行率 (%)	—	16.6	—
補助件数 (件)	—	1	—
1件当たり補助金額 (円)	—	300,000	—

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

38 BCP策定等支援補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市BCP等策定等支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、市内の事業者等が新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害、事故その他の突発的な事由が生じた場合に事業の継続または早期復旧を可能とするために行う感染症対策を含めたBCPまたは事業継続力強化計画の策定または改定を支援することを目的とし、交付に

関して必要な事項を定めるものである。

(出典：交付要綱第1条)

② 交付対象（事業内容）

市内の事業所に関する独自のBCP等の策定または改定に要する費用を補助対象経費として、以下のとおり定めている。

対象経費	対象経費区分	対象経費の例
市内の事業所に関する独自のBCP等の策定等に要する費用	報償費	・アドバイザーへの謝金
	旅費	・アドバイザー及び研修会への参加に係る交通費及び宿泊費
	需用費	・BCP等の策定等に係る印刷製本費、専門書の図書購入費
	委託料	・コンサルタント会社等への委託料
	使用料及び賃借料	・会議室又はパソコン等機材の使用料
	負担金、補助及び交付金	・研修会への参加に係る負担金

(出典：交付要綱第4条及び同別表)

③ 交付額

補助金の額は、対象経費の5分の4の額とし、15万円を限度とする。

(出典：交付要綱第5条)

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業の実績に基づき精算額で交付決定を受けて支給する。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第15条、16条の2、交付要綱第7条及び9条)

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	2,000,000	1,500,000
(下段は補正後予算額)	5,000,000	2,158,000	—
決算額 (円)	3,196,000	2,158,000	368,000
執行率 (%)	63.9	100	24.5
補助件数 (件)	15	11	6
1件当たり補助金額 (円)	213,066	196,181	61,333

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

39 融資返済計画変更等支援補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市融資返済計画変更等支援補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」、郡山市中小企業融資制度「売上高等減少対策資金融資型」、郡山市中小企業融資制度「売上高等減少対策資金融資」を受けた市内の中小企業者が、福島県中小企業活性化協議会の支援を受けて策定した経営改善計画、早期経営改善計画の策定経費及び信用保証料に対し、補助金を交付し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内の中小企業者の事業の継続及び経営の安定を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付対象者は県融資等を受け、計画策定経費を認定支援機関に対し支払った中小企業者で、令和3年4月1日以降に福島県中小企業活性化協議会へ事業利用申請書を提出し、計画策定費用支払通知書の交付を受けた者とする。

補助の対象となる経費は、令和3年4月1日以降に認定支援機関に支払った計画策定経費または県融資等の条件変更等に伴い、令和3年4月1日以降に福島県信用保証協会へ支払った保証料とする。

（出典：交付要綱第3条及び4条）

③ 交付額

補助金の額は、補助対象経費の全額とし、経営改善計画策定支援事業の申請を行ったものは100万円（ただし、福島県信用保証協会による計画策定経費に関する補助を受けたものはその補助額を除いた額）、早期経営改善計画策定支援事業の申請を行ったものは10万円を限度とする。

（出典：交付要綱第5条）

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業の実績に基づき精算額で交付決定を受けて支給する。

（出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第15条、16条の2、交付要綱第6条及び9条）

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	4,575,000	3,838,000
決算額 (円)	—	—	500,000
執行率 (%)	—	—	13.0
補助件数 (件)	—	—	1
1件当たり補助金額 (円)	—	—	500,000

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/産業雇用政策課】

40 信用保証料等補助金

(1) 補助金の概要

「信用保証料補助金」

① 目的

本補助金は、「郡山市中小企業融資制度信用保証料補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、市内中小企業の金融の円滑化と負担軽減により、経営の安定と事業の発展を図ることを目的とし、交付に関して必要な事項を定めるものである。

（出典：交付要綱第1条）

② 交付対象（事業内容）

補助金の交付の対象となる経費は、融資要綱に規定する制度のうち、一般融資制度、無担保無保証人融資制度、短期小口融資制度、成長融資制度、創業融資制度、災害等対策資金融資制度により融資を受けた保証料の支払いに要する経費とする。

（出典：交付要綱第3条）

③ 交付額

補助金の額は、予算の範囲内で以下の制度の区分に応じ算出した額とする。ただし、災害等対策資金融資制度については、その都度市長が決定するものとする。

制度名	補助率	限度額
一般融資	50%	50万円
無担保無保証人融資	100%	なし
短期小口融資	100%	なし
成長融資	50%	50万円
創業融資	100%	なし

また、特定の期間において、一定の要件を満たす場合には、補助率、限度額の特例が定められている。

(出典：交付要綱第3条、同別表及び同附則)

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業の実績に基づき精算額で交付決定を受けて支給する。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第15条、16条の2、交付要綱第4条及び8条)

「利子補給補助金」

① 目的

種類	目的
みらい創造融資利子補給補助金	経営上の課題解決に積極的に取り組む中小企業者に対する事業資金の供給を図り、経営基盤の強化及び持続的発展に資すること
令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金	令和元年台風第19号による災害により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者の事業再開及び早期の経営の安定を図ること
売上高等減少対策資金融資利子補給補助金	令和元年台風第19号、新型コロナウイルス感染症等の災害により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者の事業再開及び早期の経営の安定を図ること
令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者の事業再開及び早期の経営の安定を図ること
令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者の事業再開及び早期の経営の安定を図ること

(出典：郡山市みらい創造融資利子補給補助金交付要綱第1条、郡山市令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第1条、郡山市売上高等減少対策資金融資利子補給補助金交付要綱第1条、郡山市令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第1条、郡山市令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第1条)

② 交付対象（事業内容）

種類	交付対象
みらい創造融資利子補給補助金	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに郡山市中小企業融資制度要綱の規定に基づき、同要綱第2条第1号に規定する取扱金融機関からの貸付が実行された、みらい創造融資に係る利子
令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金	令和元年10月12日から令和2年9月30日までに郡山市中小企業融資制度要綱の規定に基づき取扱金融機関の貸付が実行された災害対策資金融資に係る利子
売上高等減少対策資金融資利子補給補助金	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに郡山市中小企業融資制度要綱の規定に基づき、同要綱第2条第1号に規定する取扱金融機関の貸付が実行された売上高等減少対策資金融資に係る利子
令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	令和3年3月10日から令和3年7月31日までに郡山市中小企業融資制度要綱の規定に基づき取扱金融機関の貸付が実行された災害対策資金融資に係る利子
令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	令和4年4月1日から令和4年8月31日までに郡山市中小企業融資制度要綱の規定に基づき取扱金融機関の融資が実行された災害対策資金融資に係る利子

(出典：郡山市みらい創造融資利子補給補助金交付要綱第4条、郡山市令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第3条、郡山市売上高等減少対策資金融資利子補給補助金交付要綱第3条、郡山市令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第3条、郡山市令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第3条)

③ 交付額

種類	補助金の額
みらい創造融資利子補給補助金	補助対象融資が実行された日から3年までの期間に中小企業者が負担する当該融資に係る約定利子の額に相当する額とする。
令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金	補助金の額は、補助対象融資に係る約定利子の全額に相当する額とする。ただし、融資期間が7年を超える場合の補助対象融資に係る補助金の額

	は、貸付が実行された日から7年までの期間に負担する約定利子の額に相当する額とする。
売上高等減少対策資金融資利子補給補助金	貸付が実行された日から3年までの期間に負担する約定利子の額に相当する額とする。
令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	補助対象融資に係る約定利子の全額に相当する額とする。ただし、前項の規定にかかわらず、融資期間が7年を超える場合の補助対象融資に係る補助金の額は、貸付が実行された日から7年までの期間に負担する約定利子の額に相当する額とする。
令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	補助対象融資に係る約定利子の全額に相当する額とする。ただし、前項の規定にかかわらず、融資期間が7年を超える場合の補助対象融資に係る補助金の額は、融資が実行された日から7年までの期間に負担する約定利子の額に相当する額とする。

(出典：郡山市みらい創造融資利子補給補助金交付要綱第5条、郡山市令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第4条、郡山市売上高等減少対策資金融資利子補給補助金交付要綱第4条、郡山市令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第4条、郡山市令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第4条)

④ 交付方法

補助金等の交付は、補助事業の実績に基づき精算額で交付決定を受けて支給する。

(出典：郡山市補助金等の交付に関する規則第15条、16条の2、郡山市みらい創造融資利子補給補助金交付要綱第6条、8条、郡山市令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第5条、7条、郡山市売上高等減少対策資金融資利子補給補助金交付要綱第5条、7条、郡山市令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第5条、7条、郡山市令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第5条、7条)

(2) 交付金額及び件数の推移

① 信用保証料補助金

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	62,187,000	51,943,000	42,761,000
(下段は補正後予算額)	177,187,000	188,943,000	117,761,000
決算額 (円)	217,117,783	208,099,353	55,116,231
執行率 (%)	122.5	110.1	46.8
補助件数 (件)	223	608	406
1件当たり補助金額 (円)	973,622	342,268	135,754

② 利子補給補助金

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	42,304,167	67,649,453	113,790,000
(下段は補正後予算額)	—	—	128,957,000
決算額 (円)	29,008,395	68,260,580	83,733,793
執行率 (%)	68.5	100.9	64.9
補助件数 (件)	347	947	996
1件当たり補助金額 (円)	83,597	72,080	84,070

(令和4年度補助金内訳)

種類	件数	交付申請額	交付決定額
みらい創造融資利子補給補助金	1	376,325	376,325
令和元年台風第19号災害対策資金融資利子補給補助金	233	15,645,345	15,592,142
売上高等減少対策資金融資利子補給補助金	293	32,816,318	27,704,978
令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	367	34,098,267	32,627,223
令和4年3月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金	102	7,531,091	7,433,125
合計	996	90,467,346	83,733,793

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【産業観光部/観光課】

41 サマーフェスタ実行委員会負担金

(1) 補助金の概要

① 目的

本負担金は、「郡山市観光物産振興事業負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、「本市の観光物産の振興を図るため、本市が参画する団体に対する負担金（市が参加する研修会費等の負担金、国、地方自治体または公益的法人で構成する団体への負担金及び市が出展する観光物産展等への負担金を除く。）」の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
サマーフェスタ実行委員会	サマーフェスタ開催事業

② 交付対象（事業内容）

本負担金の交付対象事業である「サマーフェスタ」は、郡山市のPRと地域活性化を目的に平成7年から開催され、本市を代表する夏のイベントとなっている。令和4年度については、郡山市民の気概と思い出に残る「熱い夏」とするよう郡山の夏祭りとして、市民が盛り上がるイベントとして開催するとともに、事業者のサステイナブルとニューノーマルを促進し、地域の様々な団体と協奏することで、まちなかの元気と賑わいを創出し、交流人口を拡大し、観光振興と物産PRに寄与することを目的としている。

本負担金の交付対象経費は、交付要綱において「事業運営費、会場設営費、広告宣伝費、会議費その他のサマーフェスタの開催に要する経費」とされている。

なお、令和4年度の「サマーフェスタ」の実施概要は以下のとおりである。

- ・ イベント名：ビール祭 in 郡山駅前
- ・ 開催日時：令和4年8月11日（木）～13日（土） 16:00～21:00
- ・ 開催場所：郡山駅前大通り、なかまち夢通り、大町通り、郡山駅西口駅前広場、エリートパーク1
- ・ 来場者数：20,440人（3日間計）
- ・ 出店店舗数：88店舗
- ・ 実施イベント等：郡山駅前大通りと郡山駅西口駅前広場で出演者22グループにより、30のプログラムが披露された。その他、キッズエリアでの縁日コーナー等の開催、市内観光地や飲食店を巡る「市内周遊デジタルスタンプラリー2022」等を実施。

(令和4年度のサマーフェスタ実行委員会の収支予算・決算)

(単位：千円)

	予算	決算	差額	摘要
負担金	27,600	28,700	1,100	郡山市、郡山商工会議所
売上	15,000	42,030	27,030	チケット代
協賛金	3,000	7,390	4,390	企業協賛
出店料	1,000	4,171	3,171	出店料(売上精算額10%)
雑収入	50	3,002	2,952	観光庁補助金等
収入計	46,650	85,293	38,643	
会場費	7,500	13,119	5,619	会場備品・仮設トイレ他
設備	5,500	11,927	6,427	音響・看板・電気設備他
管理費	4,500	4,422	△78	警備、駐車場補償他
広報費	5,500	5,646	147	イベント告知他
飲食費	18,000	42,565	24,565	飲食店チケット精算
イベント費	3,500	2,557	△942	出演者謝金他
販売促進費	500	1,870	1,370	ビアカップ、チケット販売手数料他
運営諸費	900	2,098	1,198	ゴミ処理・救護他
会議費	150	685	535	会議室使用料
事務諸費	500	403	△97	振込手数料、切手他
予備費	100	—	△100	
支出計	46,650	85,293	38,643	
収支差	—	—	—	

③ 交付額

交付要綱において、「総事業費から事業収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「概算払の方法により交付することができる」とされており、一括概算払の方法により交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	18,600,000	18,600,000	18,600,000
(下段は補正後予算額)	173,000	211,000	—
決算額 (円)	172,919	210,158	18,600,000
執行率 (%)	99.9	99.6	100.0
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	172,919	210,158	18,600,000

※ 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から開催中止。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

評価項目	評価	効果の状況及び評価															
公益性	5/5	<p>【効果の評価】一定の評価がある</p> <p>【補助の方向性】継続</p> <p>夏の風物詩として定着している本イベントは、会場をこれまでの開成山公園から郡山駅前へと移し、より一層の観光誘客及び中心市街地の活性化に繋げる。感染防止対策の徹底のもとイベントを実施することで、周辺飲食店の支援も含めた地域経済再生に寄与し、各指標の達成度は75%以上であり、本補助金の目的である本市観光物産の振興に十分寄与していると考えられることから、今後も継続していく必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標名</th> <th>R4年度実績</th> <th>R5年度予定</th> <th>計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動指標</td> <td>イベント開催件数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>成果指標</td> <td>来場者数</td> <td>20,440人</td> <td>58,189人</td> <td>60,000人</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値	活動指標	イベント開催件数	1回	1回	1回	成果指標	来場者数	20,440人	58,189人	60,000人
	指標名		R4年度実績	R5年度予定	計画値												
活動指標	イベント開催件数		1回	1回	1回												
成果指標	来場者数	20,440人	58,189人	60,000人													
必要性	4/4																
妥当性	5/5																
適正化に向けた取組み		該当事項無し。															

(4) 監査の結果

【意見】

① 補助対象経費の明確化について

本負担金の交付対象経費は、交付要綱において「事業運営費、会場設営費、広告宣伝費、会議費その他のサマーフェスタの開催に要する経費」とされているが、実務上は、補助対象者の収支予算の支出のうち、飲食費、予備費を補助対象外としているとのことである。

郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、以下のように規定されている。

(ウ) 補助の目的、補助対象経費の明確化

・ 補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。
他市の監査等で、公金でまかなうことがふさわしくないもの（交際費、慶弔費、懇親会費など）に対して補助金を支出していたことを指摘されている事例があり、本市においても明確に規定する必要がある。特に、要綱で補助対象経費を「〇〇事業の実施に要する経費」と大雑把にしているものは、見直しが必要。（「郡山市補助金等適正化基本方針（H31.1策定）」に基づく見直しを実施する。）

本負担金について、飲食費はチケット売上により賄われることが想定されているのであれば、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。

【指摘事項】

② 交付事業内容の変更手続について

交付要綱において、「交付事業の内容の変更の手続」として、以下のように定めている。

第5条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定により、申請するものとする。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

本負担金においては、交付対象経費（総事業費から飲食費、予備費を除く）が予算額28,550千円から決算額42,728千円と約50%増加しており、上記規定の「交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更」に該当せず、事業内容の変更の申請が必要である。

この点について市担当課へ質問した結果、負担金交付額に変更がなかったことから変更申請を不要としたとのことであるが、負担金交付額を変更するかどうかは変更申請を受けてその内容を審査した上で行われるべきであり、本件の取扱いは、上記の規定に違反しており、適切な処理ではない。

交付額は、交付要綱において「総事業費から事業収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額」としており、今回の場合、協賛金や出店料等が予算よりも増加していることから、予算の前提として計画された事業を行うのであれば、郡山市の負担金を減額する措置もあったと考えられる。対象事業が効率的に運営されているかの検証を行うため、交付要綱に定める手続を適切に運用する必要がある。

る。

【意見】

③ 事業の効果について

事業目的の1つとして「観光誘客」が掲げられているが、事業の成果指標は「来場者数」のみとされており、「市外からの来場者」は指標とされていない。事業目的である「観光誘客」の視点から、適切な成果指標を掲げ、補助対象者が行う事業内容についても、成果指標の達成に有効なものか検証することが望まれる。

【産業観光部/観光課】

42 郡山うねめまつり実行委員会負担金

(1) 補助金の概要

① 目的

本負担金は、「郡山市観光物産振興事業負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、「本市の観光物産の振興を図るため、本市が参画する団体に対する負担金（市が参加する研修会費等の負担金、国、地方自治体または公益的法人で構成する団体への負担金及び市が出展する観光物産展等への負担金を除く。）」の交付に関して必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
郡山うねめまつり実行委員会	郡山うねめまつり開催事業

② 交付対象（事業内容）

本負担金の交付対象事業である「郡山うねめまつり」は、郡山市民及びこおりやま連携中枢圏の住民が郡山駅前エリア等に集い、交流することで中心市街地のにぎわい創出と、郡山地域の経済活性化に寄与するため、参加者や来街者が一体となって楽しむことができる市民総参加型のイベントを郡山駅前エリア等にて実施することをもって、郡山地域における社会福祉の増進に資するものとしている。

本負担金の交付対象経費は、交付要綱において「事業運営費、会場設営費、広告宣伝費、会議費その他の郡山うねめまつりの開催に要する経費」とされている。

なお、令和4年度の「郡山うねめまつり」の実施概要は以下のとおりである。

- ・ イベント名：第58回郡山うねめまつり
- ・ 開催日時：令和4年8月4日（木）～6日（土）
- ・ 人出：延べ6万人（3日間計）

・実施イベント等：

【4日（木）開催】

奈良市親善使節団歓迎セレモニー、采女供養祭

【5日（金）・6日（土）開催】

踊り流し（5日：20団体、約1,500人、6日：20団体、約1,100人）、踊り流しYouTube配信、うねめde縁日（参加店28店舗）、まちなかパフォーマンスステージ、ゆかたdeうねめコンテスト

（令和4年度の郡山うねめまつり実行委員会の収支予算・決算）

（単位：千円）

	予算	決算	差異	摘要
負担金	24,500	24,832	332	郡山市、会議所他
スポンサー収入	22,900	15,905	△6,995	
広告料	6,400	6,600	200	看板広告
協賛金	16,500	9,305	△7,195	市内事業所協賛金
雑収入	89	2	△87	受取利息
前期繰越金	1,011	1,011	-	前年度より繰越
収入計	48,500	41,750	△6,750	
ミスうねめ関係費	2,600	2,516	△84	
ミスうねめ関係費	2,600	2,516	△84	コンテスト経費、研修費他
祭り運営費	22,600	15,270	△7,330	
参加団体費	600	775	175	楽器運搬費他
踊り運営費	3,000	2,587	△413	移動舞台修繕費他
祭り運営費	10,800	10,109	△691	警備、うちわ制作費他
イベント関係費	8,200	1,800	△6,400	うねめ供養祭、片平町補助金他
祭り装飾関係費	16,200	15,636	△564	
装飾設備費	16,100	15,548	△552	竹提灯装飾設営、電気工事他
装飾舞台費	100	88	△12	ウイングトラックレンタル
広報関係費	5,700	5,796	96	
広報費	2,000	1,760	△240	ポスター、チラシ、HP制作費他
公告関係費	3,500	4,035	535	新聞特集記事
キャンペーン関係費	200	-	△200	
事務関係費	1,150	1,017	△133	
会議費	150	114	△36	会議開催費
事務局費	50	3	△47	文具代
交通通信費	500	468	△32	切手代他
使節団関係費	400	382	△18	奈良采女祭旅費他
雑費	50	50	△0	振込手数料他
保勝会費	230	223	△8	うねめ公園保勝会費
予備費	20	-	△20	
次期繰越金	-	1,293	1,293	
支出計	48,500	41,750	△6,750	

③ 交付額

交付要綱において、「総事業費から事業収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「概算払の方法により交付することができる」とされており、一括概算払の方法により交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	27,000,000	26,500,000	22,500,000
(下段は補正後予算額)	5,500,000	10,000,000	—
決算額 (円)	5,024,289	7,835,054	21,038,378
執行率 (%)	91.3	78.3	93.5
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	5,024,289	7,835,054	21,038,378

※ 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から事業縮小。

※ 令和4年度は決算額ベースで、郡山市補助金等適正化基本方針に定める補助率2分の1以下を上回っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和4年度ちびっこうねめまつりが開催されず、西部地区からの協賛金確保が厳しい状況であったことなどを考慮したものである。

※ 令和4年度は、交付決定額は22,500千円であったが、実績報告に基づき1,462千円の返還を受けている。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

評価項目	評価	効果の状況及び評価				
公益性	5/5	【効果の評価】 一定の効果がある 【補助の方向性】 継続 新型コロナウイルス感染症が5類に変更後初開催され、踊り流し及び入込数は前年度よりも大幅に増加した。本年はアドバイザーを招致し、来年の60回目の節目の年に合わせ今後の祭りの在り方を検討中である。来年度以降、新たな企画を盛り込むことにより、更なる観光誘客が推進されるよう引き続き事業展開を行う。				
必要性	4/4					
妥当性	5/5		指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値
		活動指標	実施日	3日	3日	3日
			誘客PR活動	10回	10回	10回
		成果指標	参加者数	60,000人	114,240人	100,000人
踊り流し参加者数	2,600人		3,400人	3,500人		
適正化に向けた取組み		定期的に支出状況を確認し、補助対象経費の明確化及び歳出削減等を補助事業者へ指導していく。				

(4) 監査の結果

【意見】

事業の効果について

事業評価として「更なる観光誘客が推進されるよう引き続き事業展開を行う」とされているが、事業の成果指標は「参加者数」とされており、「市外からの参加者数」は指標とされていない。観光誘客の視点から、適切な成果指標を掲げ、補助対象者が行う事業内容や活動指標としているPR活動の内容についても、成果指標の達成に有効なものか検証することが望まれる。

【産業観光部/観光課】

43 一般社団法人郡山市観光協会運営費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市観光物産振興事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、地域の特性を生かした観光物産事業の振興を図るため、観光物産振興団体に対する補助金の交付に対し、必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
一般社団法人郡山市観光協会	国内外への観光宣伝及び観光誘客、観光振興に関する調査研究、観光商品の開発、観光客受入環境の向上、地域団体の支援、観光交流拡大に関する事業並びに法人管理事務

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金その他法人管理に要する経費」とされている。

本補助金の交付対象者である「一般社団法人郡山観光協会」の概要は以下のとおりである。

所在地	福島県郡山市燧田 195 JR 郡山駅 2 階
目的	郡山市及びその周辺地域との緊密な連携のもと、観光事業の振興及び地域の活性化と、国内外からの観光交流を図り、もって郡山市の地域経済の発展及び文化の発展・向上に寄与すること。
事業	(1) 国内外への観光宣伝及び観光誘客 (2) 観光情報の収集及び発信

	(3) 観光振興に関する調査及び研究 (4) 観光コンテンツの開発及び商品化 (5) 観光客受入環境の充実促進 (6) 観光の観光関係団体の事業支援 (7) 地方自治体及び観光関連団体、事業者との連絡調整 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
代表者	会長 菅野 豊（一般社団法人磐梯熱海温泉観光協会会長）
役員	理事 19 名、監事 3 名
会員数	正会員 78 名、賛助会員 101 名、計 179 名（令和 5 年 3 月末現在）

（当法人の過去 3 年度の決算の状況）

【貸借対照表】

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,653	11,821	4,196
未収会費	-	5	10
未収金	2,461	4,039	2,813
商品	1,995	2,078	1,823
貯蔵品	714	866	3,105
立替金	-	-	24
流動資産計	23,824	18,809	11,970
資産合計	23,824	18,809	11,970
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	16,543	11,221	2,958
預り金	-	59	-
未払法人税等	72	72	72
未払消費税等	499	514	13
流動負債計	17,114	11,865	3,042
負債合計	17,114	11,865	3,042
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	6,710	6,944	8,928
正味財産合計	6,710	6,944	8,928
負債及び正味財産合計	23,824	18,809	11,970

【正味財産増減計算書】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	△20	1,635	3,080
事業収益	9,934	10,276	199
広告収益	1,100	1,198	201
受取前受金	4,219	-	-
受取補助金等	96,333	95,061	53,912
受取負担金	324	324	264
雑収益	7	1	0
経常収益計	111,897	108,495	57,657
(2) 経常費用			
事業費	105,635	97,628	46,852
管理費	6,335	10,561	8,749
経常費用計	111,970	108,189	55,601
当期経常増減額	△73	306	2,056
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
税引前一般正味財産増減額	△73	306	2,056
法人税、住民税及び事業税	72	72	72
当期一般正味財産増減額	△145	234	1,984
一般正味財産期首残高	6,855	6,710	6,944
一般正味財産期末残高	6,710	6,944	8,928

【令和4年度事業別経常増減額】

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	経常増減額
公益会計			
郡山版DMO推進事業	-	4,407	△4,407
情報発信事業	264	11,581	△11,317
観光コンテンツ創出事業	-	3,924	△3,924
受入環境向上事業	-	777	△777
地域団体活動支援事業	-	10,503	△10,503
教育旅行誘致促進事業	-	4,133	△4,133
観光案内所運営事業	-	3,423	△3,423
合宿の里ふくしま復興事業	113	1,160	△1,047
周遊促進に向けた研修事業	314	2,130	△1,816
ワーケーションを活用した観光支援事業	1,014	2,777	△1,763
公益会計小計	1,704	44,815	△38,704
収益会計			
情報発信事業	400	2,038	△1,637
収益会計小計	400	2,038	△1,637
法人会計	55,553	8,749	46,804
合計	57,657	55,601	2,056

(令和4年度の当法人の収支予算・決算)

(単位:千円)

	予算		決算(見込)		差異	
		補助対象経費		補助対象経費		補助対象経費
収入						
受取会費	3,260		3,080		△180	
事業収益	497		199		△298	
広告収益	1,390		201		△1,189	
受取補助金等 (うち市補助金)	55,343 (50,877)		53,912 (49,659)		△1,431 (△1,218)	
受取負担金	324		264		△60	
雑収益	361		0		△361	
収入計	61,175		57,657		△3,518	
支出						
事業費						
郡山版DMO推進事業	2,578	2,578	2,128	2,128	△450	△450
情報発信事業	9,678	8,748	8,767	8,120	△911	△628
観光コンテンツ創出事業	2,364	898	2,015	938	△349	40
受入環境向上事業	221	221	100	100	△121	△121
地域団体活動支援事業	9,338	9,338	9,148	9,148	△190	△190
教育旅行誘致促進事業	1,857	1,190	1,793	673	△64	△517
観光案内所運営事業	1,193	1,193	1,144	1,144	△49	△49
合宿の里ふくしま復興事業	300	300	113	113	△187	△187
周遊促進に向けた研修事業	344	344	344	344	-	-
ワーケーションを活用した観光支援事業	1,114	114	1,114	114	△0	△0
事業費計	28,987	24,924	26,666	22,821	△2,322	△2,103
管理費	32,188	31,842	30,991	30,865	△1,196	△977
支出計	61,175	56,766	57,657	53,686	△3,518	△3,080

※法人決算上で事業費に計上されている人件費等の共通費については、上表では管理費に計上されている。
 ※地域団体活動支援事業として関連団体への補助金交付を行っている。(間接補助)

「郡山市補助金等適正化基本方針」では、間接補助の見直しを掲げているが、当法人は地域DMOであり、観光地域づくりの中心であることから、間接補助を認める場合の「間接補助を行うほうが効率性や効果を見たなかでも有意義である場合」に該当するとして、現状は取扱っている。

③ 交付額

交付要綱において、「補助対象経費から補助対象事業に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「概算払の方法により交付することができる」とされており、一括概算払の方法により交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	40,874,000	41,136,000	50,877,000
(下段は補正後予算額)	48,874,000	—	—
決算額 (円)	33,066,617	29,916,944	49,659,439
執行率 (%)	67.6	72.7	97.6
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	33,066,617	29,916,944	49,659,439

※ 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から事業変更等が生じたことから、執行率が低下。

※ 令和4年度は、概算払 50,877 千円に対して、確定額 49,659 千円であり、1,218 千円の返還を受けている。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

評価項目	評価	効果の状況				
公益性	5/5	【効果の評価】 十分に効果がある 【補助の方向性】 継続 情報発信に注力していた形から自主財源確保に向けた団体とするため、令和5年度に旅行業を取得し、指標を変更して実施する。地域の各団体・協会と連携を図り、市と協働でコンテンツを造成し、販売口としての役割を担う必要がある。				
必要性	4/4		指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値
妥当性	5/5	活動指標	OTAサイト掲載数	0件	5件	10件
			物販イベント出展	0件	12件	13件
			プレスリリース件数	5件	8件	10件
成果指標		観光客入込数	2,813,866人	5,000,000人	5,000,000人	
		日本人延べ宿泊者数	522,886人	600,000人	600,000人	
		外国人延べ宿泊者数	3,505人	4,000人	4,000人	

適正化に向けた取組み	令和5年度に活動指標・成果指標を設定した活動指標及び成果指標に基づき、市と一体的に事業を推進し、検証を図っていく。
------------	---

なお、当法人が策定した「観光地域づくり法人形成・確立計画」において、KPI等として上記項目のほか、旅行消費額、来訪者満足度、リピーター率、Webサイトのアクセス回数、観光施策に対する住民満足度、コンベンション開催数が掲げられている。さらに、同計画において、自律的・継続的な活動に向けた運営資金確保の取組方針として、地域限定旅行業を申請予定であるDMO等との連携・拡大、会員事業者の確保、公告型事業の拡充、一般酒類小売業免許取得による物販拡大を掲げている。

また、令和4年度に係る第三セクターの財務・経営状況の評価の内容は以下のとおりである。

自己評価		
評価項目	現在（分析・自己評価）	将来展望・中長期的ビジョン
法人の自立性	国・県等の財源活用、会費の通常徴収化等により、市からの収入割合が減少。	国・県等の財源活用、体験コンテンツの販売、旅行業免許取得によるツアー販売、郡山市観光物産振興協会との事業統合・相乗効果による事業収益の拡大など、継続的に自主財源確保に取り組む。
組織運営の効率性	令和3年度まで減免を行っていた会費徴収を通常に戻したが、新型コロナ支援事業による補助金収入がなくなり、総収入が減少し、販売・管理費率が増加。	コンテンツ販売や令和5年度の郡山市観光物産振興協会との事業統合を契機にした新たな商品販売等による収入確保を図るとともに、業務の最適化による経費削減に努める。
財務の健全性	令和4年度は会費徴収の開始をはじめ、通常化に向けてシフトしているが、令和3年度の新型コロナ支援事業による補助金収入の額が大きかったため、数字上大きな推移が見られる。	新たなコンテンツ・商品の販売、新規会員の獲得及び広告等の収入等により、事業収入を確保するとともに、利益率の回復を図り、財務の健全化を目指す。
市の評価	市の新型コロナ対策支援事業の終了に伴い、事業の運営主体であった当協会の収入支出ともに減少しており、さらには、会費収入の減免措置を終了したため、各指標が通常化に移行している。観光案内所においては、令和4年度から市との共同運営に変更し、3月末にリニューアルオープンしたところであり、今後においても、「郡山観光の顔」として責任を持った運営を図られたい。近年の市と協働して国及び県の観光補助金を活用した新たな事業の推進については、評価できる。今後においても、旅行業の取得、造成したツアー等の販売による財源確保を目指し、DMOとして地域事業者との連携を図りながら事業の推進を図られたい。	

(4) 監査の結果

【意見】

① 補助対象経費の明確化について

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金その他法人管理に要する経費」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、交際費、租税公課（消費税）を補助対象外としているとのことである。

郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、以下のように規定されている。

(ウ) 補助の目的、補助対象経費の明確化

・補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。
他市の監査等で、公金でまかなうことがふさわしくないもの（交際費、慶弔費、懇親会費など）に対して補助金を支出していたことを指摘されている事例があり、本市においても明確に規定する必要がある。特に、要綱で補助対象経費を「〇〇事業の実施に要する経費」と大雑把にしているものは、見直しが必要。（「郡山市補助金等適正化基本方針（H31.1策定）」に基づく見直しを実施する。）

本補助金について、補助対象外とする経費については、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。

【意見】

② 法人の事業計画について

当法人が令和5年8月に策定した「観光地域づくり法人形成・確立計画」において、自律的・継続的な活動に向けた運営資金確保の取組方針として、地域限定旅行業を申請予定であるDMO等との連携・拡大、会員事業者の確保、公告型事業の拡充、一般酒類小売業免許取得による物販拡大を掲げている。しかし、当該計画において示されている今後3年間の収支計画は以下のとおり計画期間内で横ばいであり、自主財源の増加拡大が数値計画に反映しておらず、また、事業別の支出内訳も一定である。上記の取組方針に沿った事業計画の策定を求めるとともに、事業計画の進捗状況を検証することが望まれる。

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入			
補助金	54,030	54,030	54,030
事業受託収入	3,773	3,773	3,773
会費収入	3,920	3,920	3,920
収益事業収入	2,524	2,524	2,524
その他	361	361	361
収入計	64,608	64,608	64,608
支出			
一般管理費	32,873	32,873	32,873
郡山版DMO推進事業	1,815	1,815	1,815
情報発信事業	9,811	9,811	9,811
観光コンテンツ創出事業	231	231	231
受入環境向上事業	321	321	321
地域団体活動支援事業	9,820	9,820	9,820
観光案内所運営事業	1,852	1,852	1,852
教育旅行・合宿誘致促進事業	3,850	3,850	3,850
物産振興・販路拡大事業	5,173	5,173	5,173
支出計	64,608	64,608	64,608

※上記は公表値であり、支出計と支出内訳の合計が不一致である。

【産業観光部/観光課】

44 公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、当法人の安定的な運営を支援するため、当法人に対する補助金の交付に対し、必要な事項を定めるものとされている。

本補助金とは別に、「公益財団法人郡山市観光交流振興公社補助金交付要綱」において退職手当に対する補助を規定している。

② 交付対象(事業内容)

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、手数料、租税公課、支払負担金、委託料、燃料費、光熱水費、損害保険料その他の公益財団の法人管理に要する経費」とされている。

なお、当法人は、指定管理者として市から指定管理料を受けているが、指定管理料の積算には、管理費等の共通経費は入っていない。(令和3年3月に「郡山市指定管理者制度ガイドライン」を改訂し、令和4年度の指定管理公募案件から共通経費(一般管理費)を計上することとしている。)

本補助金の交付対象者である「公益財団法人郡山観光交流振興公社」の概要は以下のとおりである。

所在地	福島県郡山市安積町成田字東丸山 61 番地 (郡山カルチャーパーク)
目的	地域社会の発展と潤いのあるまちづくりに寄与すること
事業	<p>(公益目的事業)</p> <p>(1) 地域の振興に関する事業</p> <p>(2) 観光の振興に関する事業</p> <p>(3) スポーツの振興に関する事業</p> <p>(4) 畜産の振興に関する事業</p> <p>(5) 都市緑化の振興に関する事業</p> <p>(6) 児童・青少年の健全な育成に関する事業</p> <p>(7) その他公益目的を達成するために必要な事業</p> <p>(その他の事業)</p> <p>(1) 畜産加工品の製造及び販売に関する事業</p> <p>(2) 公園緑地内の食堂及び売店に関する事業</p> <p>(3) その他公益目的事業の推進に資する事業</p> <p>現在、郡山石筵ふれあい牧場、郡山カルチャーパーク、21 世紀記念公園、麓山公園、八山田こども公園の指定管理者として当該施設の管理運営を行っている。(指定期間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで (5 年間))</p>
代表者	代表理事 本田文男
役員	理事 9 名、監事 2 名、評議員 8 名
基本財産	90,000,000 円 (郡山市出捐)

(当法人の過去3年度の決算の状況)

【貸借対照表】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	128,917	142,083	149,303
未収金	34,888	16,077	15,197
貯蔵品	2,222	1,668	2,826
製品	1,249	1,343	2,885
流動資産計	167,277	161,170	170,212
2. 固定資産			
基本財産	90,000	90,000	90,000
特定資産	7,166	4,280	3,400
その他固定資産	13,607	10,083	6,380
固定資産計	110,773	104,363	99,780
資産合計	278,050	265,534	269,991
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	42,459	49,813	46,978
前受金	225	247	237
賞与引当金	-	352	-
預り金	1,238	1,071	1,029
流動負債計	43,921	51,482	48,244
負債合計	43,921	51,482	48,244
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
郡山市よりの出捐金	90,000	90,000	90,000
郡山市からの補助金	6,308	3,758	2,991
地方競馬全国協会からの補助金	858	523	409
指定正味財産合計	97,166	94,280	93,400
2. 一般正味財産	136,963	119,771	128,348
正味財産合計	234,129	214,051	221,747
負債及び正味財産合計	278,050	265,534	269,991

【正味財産増減計算書】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	9	2	2
事業収益	486,311	491,078	543,247
受取補助金等	128,476	97,837	86,161
受取寄附金	500	-	79
雑収益	41,309	18,141	10,148
経常収益計	656,604	607,057	639,638
(2) 経常費用			
事業費	583,199	576,531	625,797
管理費	79,710	48,994	5,223
経常費用計	662,909	625,525	631,020
当期経常増減額	△6,305	△18,468	8,617
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	1,257	1,932	380
(2) 経常外費用	206	585	348
当期経常外増減額	1,051	1,348	31
税引前一般正味財産増減額	△5,254	△17,120	8,649
法人税、住民税及び事業税	72	72	72
当期一般正味財産増減額	△5,326	△17,192	8,577
一般正味財産期首残高	142,288	136,963	119,771
一般正味財産期末残高	136,963	119,771	128,348
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	2,937	2,886	881
当期指定正味財産増減額	△2,937	△2,886	△881
指定正味財産期首残高	100,103	97,166	94,280
指定正味財産期末残高	97,166	94,280	93,400
III 正味財産期末残高	234,129	214,051	221,747

※本補助金の補助対象とされている管理費は、過去3年間で減少傾向にあるが、令和2年度、3年度は退職手当分が含まれていたこと、令和4年度は、管理費の事業費への配賦を行ったことによるものである。

(令和4年度の管理費に係る収支予算・決算の状況)

(単位:千円)

	予算	決算(見込)	差異
収入			
郡山市補助金収入	35,050	34,034	△1,016
雑収入	56	71	15
他会計振替額	33	-	△33
収入計	35,139	34,104	△1,035
支出			
役員報酬	9,803	9,582	△221
給料手当	14,905	14,844	△61
福利厚生費	4,691	4,568	△123
臨時雇賃金	1,800	1,730	△70
旅費交通費	150	57	△93
通信運搬費	332	327	△5
消耗品費	353	353	△0
印刷製本費	107	71	△36
賃借料	1,307	1,307	△0
手数料	98	93	△5
租税公課	290	-	△290
支払負担金	303	216	△87
委託料	849	812	△37
燃料費	12	3	△9
光熱水料費	34	35	1
損害保険料	105	105	-
支出計	35,139	34,104	△1,035

③ 交付額

交付要綱において、「補助対象経費から公益財団の法人管理に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「概算払の方法により交付することができる」とされており、一括概算払の方法により交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	34,388,000	34,473,000	35,050,000
決算額 (円)	33,371,646	33,617,136	34,033,572
執行率 (%)	97.0	97.5	97.1
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	33,371,646	33,617,136	34,033,572

※令和4年度は、概算払 35,050 千円に対して、確定額 34,034 千円であり、1,016 千円の返還を受けている。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

評価項目	評価	効果の状況及び評価				
公益性	5/5	<p>【効果の状況】一定の効果がある</p> <p>【補助の方向性】継続</p> <p>当該財団は、本市産業の復興と観光事業の発展に寄与することを目的として事業を展開している団体であることから、継続して実施する。</p>				
必要性	4/4		指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値
		活動指標	指定管理者制度受託件数	2件	2件	2件
妥当性	3/5	成果指標	カルチャーパーク利用者数	948,753人	950,000人	1,045,800人
			石筵ふれあい牧場利用者数	81,053人	85,000人	104,000人
適正化に向けた取組み		歳出削減や安定した自主財源の確保等を補助事業者へ指導し、補助割合を減少できるよう取り組んでいく。				

また、令和4年度に係る第三セクターの財務・経営状況の評価の内容は以下のとおりである。

自己評価		
評価項目	現在（分析・自己評価）	将来展望・中長期的ビジョン
法人の自立性	当法人はカルチャーパークドリームランド、プール及び石筵ふれあい牧場等屋外施設の利用料金等が主な収入源であるが、令和4年度は夏休み期間におけるドリームランド平日フリーパスの販売や、公社独自の「ベビーファースト活動宣言」に伴う、「ドリームランド”キッズデー”」の開催、さらにこおりやま広域圏内各小学校の全児童を対象とした招待事業の実施などにより、利用者サービスの向上及び収益の回復	令和4年度は利用料金収入等の大幅な回復により、市からの収入割合が相対的に減少したところであり、今後も、引き続きSNSやDMなどを積極的に活用し、こおりやま広域圏をはじめ、県内外に対して誘客を図りながら、新たな事業創出等により魅力度を上げていくほか、収益事業の販売収益の一層の向上など、自主財源の確保に努めるとともに歳出削減にも継続的に取り組んでいく。また、当法人の骨格的な事業である指定管理事業においても、次期指定申請に万全

	<p>に向けた取り組みを行ってきた結果、利用料金収入等が大幅に回復したことで、市からの収入割合も相対的に減少したところである。</p>	<p>を期し、中長期的な安定運営に繋げていく。</p>
<p>組織運営の効率性</p>	<p>販売・管理費比率の大幅な減少は、令和2年度包括外部監査からの指摘により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第19条の規定（関連する費用額の配賦）に基づき、管理費のうち人件費の一定割合を各事業費に配賦したことが要因である。当公社役員・評議員には、公益法人の趣旨に則り財団運営に関連性の深い団体から就任していただいております、それぞれの立場から様々な助言をいただきながら、適正かつ効率的な組織運営が行われていると考えている。</p>	<p>令和7年度、10年度、15年度にはそれぞれ退職予定者がいるため、販売・管理費比率は令和4年度に比して増加するが、組織の運営については、順次定年退職を迎える職員の再雇用と新たな人材の確保の両面から、バランスの取れた人員配置に努めるとともに、職員の資質向上を図るため新たに自治研修センターが主催する研修に参加するなど、さらなる組織の活性化、効率化を図り、公益法人として地域に根ざした組織運営に努める。事業についても、PDCAサイクルを活用し、常に改善を図ることにより、利用者サービス及び効率性の向上に努める。</p>
<p>財務の健全性</p>	<p>職員の高齢化などから人件費率がやや高い数値を示しているが、自己資本比率及び流動比率が引き続き高い水準で推移している。また、昨年度に引き続き収益事業における収支改善に関する職員研修を実施し、職員の意識向上に努めたことなどにより利益率がプラスに転じるなど、概ね財務の健全性は確保できていると考えている。</p>	<p>人件費率については、定年退職者の再雇用や新規職員の採用等により、当面は徐々に抑制できるものとする。自己財源確保に向けた収益事業の強化のため、一層の誘客事業の推進及び利益率向上に向けた研修等により、収益拡大に向けた取り組みを行っていく。財務の効率化を図るため公益目的事業の再構築などについて、引き続き福島県と協議を行う。</p>
<p>市の評価</p>	<p>令和3年度までコロナウイルスの影響による入場制限及び緊急事態宣言による閉場等を余儀なくされたことならびに市民の自主規制等により4期連続で当期純利益が赤字となっていたが、令和4年度より</p>	

	<p>赤字を解消する策（夏休み期間における平日フリーパスの販売、キッズデーの開催等）を積極的に講じることにより黒字に転じたことについては評価できる。また、流動比率や自己資本比率は高い状況で推移しており、財務状況は概ね健全であると考えられるが、当財団は100%市が出資する公益財団法人で市への依存度が高い現状にある上、将来的に保有している建物の改修なども必要となることが想定されるため、支出減少の策ならびに市からの収入割合を減らすための自主財源確保策（企画・コンテンツ作り、ロケ地提供による収入の確保、物価高に伴う価格の改定など）を積極的に講じる必要がある。なお、今後更なる増収及び更なる法人の自立に向けた経営を図るためにも経営改善を目的とした外部人材の登用などを積極的に検討することが必要と考える。また令和2年度包括外部監査における指摘事項について早急に対応し、明らかになった課題の改善について期待するとともに更なる財務の健全化を図られたい。</p>
--	---

(4) 監査の結果

【意見】

補助金額の妥当性の検証について

本補助金は当法人の管理経費を対象にしており、市は当法人の管理経費のほぼ全額を補助している。

一方、「郡山市補助金等適正化基本方針」において、団体等の繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証することとしている。

当法人においては、管理経費だけを見ると収支は一致しており繰越金がないことになっているが、令和4年度末の現金預金が1億4,900万円計上されており、市が法人設立時に運転資金として出捐した運用財産を除き、過年度を含めて事業収支において繰越金が生じていたものと考えられる。

公益法人においては、公益目的事業会計から収益事業会計や法人会計への利益の移転を行うことができないという制約はあるが、当法人における今後の事業計画に基づく収支見通しを踏まえて、制度の枠内において管理経費の一部を事業収支や繰越金で賄うことができる場合は補助金額の減額を行うなど、補助金額の妥当性について適切に検証することが望まれる。

また、第3章3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金についての再掲となるが「郡山市補助金等適正化基本方針」では、運営費補助の見直しが掲げられており、事業費補助に移行するよう見直しを図ることとされている。当法人に関連して令和6年度以降の指定管理制度において指定管理料に共通経費を含めることとされており、その場合には本補助金で従来賄われていた共通経費の一部

が指定管理料で賄われることになることから、本補助金のあり方についても検討する必要がある。

なお、現状、当法人が指定管理者となっている施設を所管する部署が公園緑地課及び園芸畜産振興課であるのに対して、当法人を所管する部署は観光課である。当法人に関わる指定管理制度及び本補助金制度を適正に運用するために、所管する部署を同一とするなど事務分掌のあり方についても検討する必要がある。

【産業観光部/観光課】

45 公益財団法人郡山コンベンションビューロー運営費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市観光物産振興事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付されている。交付要綱は、地域の特性を生かした観光物産事業の振興を図るため、観光物産振興団体に対する補助金の交付に対し、必要な事項を定めるものとされており、交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりとされている。

交付対象者	交付対象事業
公益財団法人郡山コンベンションビューロー	国内外のコンベンションの誘致、調査研究及び開催支援に関する事業並びに法人管理事務

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金その他法人管理に要する経費とする。」とされている。

本補助金の交付対象者である「公益財団法人郡山コンベンションビューロー」の概要は以下のとおりである。

所在地	福島県郡山市中町 10-6 駅前大通り会館 3階
目的	郡山地域及び福島県域の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、各種大会・会議・展示会などの開催に伴う波及効果により、地域の総合的な発展を図るコンベンション都市構想を推進するため、国内外のコンベンションを積極的に誘致・企画・支援を行い、郡山地域及び福島県域におけるコンベンションの振興を図り、もって国際的な相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資すること

事業	(1) コンベンションの誘致及び支援 (2) コンベンションの調査及び企画 (3) コンベンションに関する情報の収集及び提供 (4) コンベンション都市郡山及び福島地域の広報・宣伝 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
代表者	理事長 滝田康雄 (郡山商工会議所会頭)
役員	理事 15 名、監事 3 名、評議員 10 名
会員数	賛助会員 311 社 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

(当法人の過去 3 年度の決算の状況)

【貸借対照表】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	23,966	13,211	7,306
未収金	10	-	-
立替金	117	-	71
運用財産特別積立	10,000	10,000	10,000
流動資産計	34,093	23,211	17,376
2. 固定資産			
基本財産	120,634	120,634	120,634
その他固定資産	1,980	1,679	994
固定資産計	122,613	122,313	121,628
資産合計	156,707	145,524	139,004
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	18,678	9,093	3,780
預り金	-	68	68
流動負債計	18,678	9,161	3,847
負債合計	18,678	9,161	3,847
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	138,029	136,364	135,157
正味財産合計	138,029	136,364	135,157
負債及び正味財産合計	156,707	145,524	139,004

【正味財産増減計算書】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	13	5	3
受取会費	7,620	7,270	7,390
事業収益	4,290	2,785	5,269
受取補助金等	45,444	53,654	61,191
雑収益	44	71	147
経常収益計	57,411	63,785	73,999
(2) 経常費用			
事業費	22,692	29,456	40,547
管理費	32,182	35,995	34,659
経常費用計	54,874	65,450	75,206
当期経常増減額	2,537	△1,665	△1,206
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	-
(2) 経常外費用	-	0	-
当期経常外増減額	-	△0	-
税引前一般正味財産増減額	2,537	△1,665	△1,206
法人税、住民税及び事業税	-	-	-
当期一般正味財産増減額	2,537	△1,665	△1,206
一般正味財産期首残高	135,491	138,029	136,364
一般正味財産期末残高	138,029	136,364	135,157
II 正味財産期末残高	138,029	136,364	135,157

【令和4年度事業別経常増減額】

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	経常増減額
公益目的事業会計			
誘致支援活動事業	8,011	39,491	△31,481
調査研究事業	-	1,495	△1,495
広報宣伝事業	-	14,601	△14,601
共通	46,370	-	46,370
公益目的事業会計小計	54,381	55,587	△1,206
法人会計	19,618	19,618	-
合計	73,999	75,206	△1,206

(令和4年度の収支予算・決算の状況)

(単位:千円)

	予算		決算(見込)		差異	
経常収益						
基本財産運用益	3		3		0	
受取会費	7,780		7,390		△390	
事業収益	5,910		5,269		△641	
受取補助金等	55,155		51,376		△3,780	
(うち市補助金)	(35,125)		(31,346)		(△3,780)	
受取寄附金	2		-		△2	
雑収益	206		147		△59	
収入計	69,056		64,184		△4,872	
経常費用		補助対象経費		補助対象経費		補助対象経費
事業費						
誘致支援活動事業	21,485	21,072	18,991	18,371	△2,494	△2,701
調査研究事業	1,762	1,762	1,091	1,091	△671	△671
広報宣伝事業	10,427	10,427	10,650	10,650	223	223
事業費計	33,674	33,261	30,732	30,112	△2,943	△3,149
管理費	35,860	35,745	34,595	34,576	△1,265	△1,169
経常費用計	69,534	69,006	65,326	64,688	△4,208	△4,318
当期経常増減額	△478		△1,142		△664	

※誘致支援活動事業として開催助成金の補助を行っている。(間接補助)

「郡山市補助金等適正化基本方針」では、間接補助の見直しを掲げているが、当法人では各種物品貸出等、開催助成金の補助以外の支援も行うなど MICE 誘致の中心的な団体であることから、間接補助を認める場合の「間接補助を行うほうが効率性や効果を見たなかでも有意義である場合」に該当するとして、現状は取扱っている。

③ 交付額

交付要綱において、「補助対象経費から補助対象事業に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、「概算払の方法により交付することができる」とされており、一括概算払の方法により交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	33,423,000	32,325,000	35,125,000
(下段は補正後予算額)	35,801,000	—	—
決算額 (円)	23,232,123	24,235,000	31,345,500
執行率 (%)	64.8	74.9	89.2
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	23,232,123	24,235,000	31,345,500

※ 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大によりコンベンション開催件数が減少したことに伴い、コンベンション開催助成金の支出が減少したため、執行率が低下。

※ 令和4年度は、上記のほかスポーツコンベンション開催支援補助金(当初予算額2,800千円、決算額1,246千円)はスポーツ振興課に執行委任。また、概算払35,125千円に対して、確定額31,345千円であり、3,800千円の返還を受けている。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

評価項目	評価	効果の状況及び評価																											
公益性	5/5	<p>【効果の評価】十分に効果がある</p> <p>【補助の方向性】継続</p> <p>各指標の達成度は75%以上であり、本補助金の目的である国内外のコンベンション誘致及び支援による地域経済の活性化に寄与していると考えられ、今後も継続していく必要がある。経済波及効果は新型コロナウイルス感染症流行前から回復途中にあるため、誘致可能性の高い主催者を見極めて営業活動を行うとともに、コンベンション開催についても、既に開催が決定している案件が確実に開催されるよう、より効果的な支援方法の検討が求められる。</p>																											
必要性	4/4	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標名</th> <th>R4年度実績</th> <th>R5年度予定</th> <th>計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動指標</td> <td>営業回数</td> <td>19回</td> <td>20回</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>商談会参加回数</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果指標</td> <td>コンベンション開催件数</td> <td>561件</td> <td>600件</td> <td>600件</td> </tr> <tr> <td>コンベンション開催による経済波及効果</td> <td>6,952 百万円</td> <td>9,269 百万円</td> <td>9,269 百万円</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値	活動指標	営業回数	19回	20回	20回	商談会参加回数	4回	5回	5回	成果指標	コンベンション開催件数	561件	600件	600件	コンベンション開催による経済波及効果	6,952 百万円	9,269 百万円	9,269 百万円
	指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値																									
活動指標	営業回数	19回	20回	20回																									
	商談会参加回数	4回	5回	5回																									
成果指標	コンベンション開催件数	561件	600件	600件																									
	コンベンション開催による経済波及効果	6,952 百万円	9,269 百万円	9,269 百万円																									
妥当性	4/5	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標名</th> <th>R4年度実績</th> <th>R5年度予定</th> <th>計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動指標</td> <td>営業回数</td> <td>19回</td> <td>20回</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>商談会参加回数</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果指標</td> <td>コンベンション開催件数</td> <td>561件</td> <td>600件</td> <td>600件</td> </tr> <tr> <td>コンベンション開催による経済波及効果</td> <td>6,952 百万円</td> <td>9,269 百万円</td> <td>9,269 百万円</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値	活動指標	営業回数	19回	20回	20回	商談会参加回数	4回	5回	5回	成果指標	コンベンション開催件数	561件	600件	600件	コンベンション開催による経済波及効果	6,952 百万円	9,269 百万円	9,269 百万円
	指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値																									
活動指標	営業回数	19回	20回	20回																									
	商談会参加回数	4回	5回	5回																									
成果指標	コンベンション開催件数	561件	600件	600件																									
	コンベンション開催による経済波及効果	6,952 百万円	9,269 百万円	9,269 百万円																									
適正化に向けた取組み		<p>会員であることのメリットを可視化し会員数を維持させるとともに、継続的に会員事務所を訪問し新規広告件数を増加させる等、自主財源の確保により注力していく。</p>																											

また、令和4年度に係る第三セクターの財務・経営状況の評価の内容は以下のとおりである。

自己評価		
評価項目	現在（分析・自己評価）	将来展望・中長期的ビジョン
法人の自立性	<p>賛助会員のコロナ禍による影響対策として行ったガイドブック掲載無料の措置を止め、通常通りの請求にしたことなどにより、一般事業収益は増加した。また、コロナ禍により落ち込んだ社会経済活動が回復傾向にあ</p>	<p>自主財源のさらなる増加に向け、新たな賛助会員を募るほか、エクスカーション先として福島県が進めるホープツーリズムの対象となる浜通り地区の市町村で新たな賛助会員の獲得を目指し、市町村への営業活動を年度内に実施する。</p>

	り、コンベンションの開催件数が増え、支払助成金（郡山市補助）も併せて増加した。以上の結果、市からの収入割合は結果として3.0%増加した。	
組織運営の効率性	社会経済活動の回復によりコンベンションの増加、そして支払助成金の財源となる受取助成金は増加しているものの、事務局運営費、会議費及び事務所費が全般的に減少したことにより、販売・管理費比率は9.6%減少している。	引き続きコスト意識をもって業務にあたり、義務的経費が少しでも減少するよう取り組む。例としては、コンベンション開催情報を的確に把握し、より誘致可能性の高い主催者に対して営業活動を行い、当財団の旨とする地域経済の活性化に取り組む。
財務の健全性	令和3年度と比較し、補助金返還額の減少による未払金の減少により、自己資本比率が3.6ポイント増加、流動比率が204.9%増加している。また、人件費の減少により、人件費率が7.4%減少している。なお、2年連続で利益率が赤字となっているが、余剰金が存在し、県からも余剰金を減らすよう指摘されているため、中長期的に余剰金を減らしていくものとする。	財務の健全性確保のため、上記の1段2段に取り組むことはもとより、主催者との打ち合わせを密にし、コンベンション開催を成功に導く。これにより、コンベンション開催件数を増加させ、経済波及効果を高め、市及び会議所からの補助金で運営する当財団の健全性確保に努める。
市の評価	コンベンション開催件数が増加したことに伴い未払金が減少し、令和3年度に引き続き流動比率が増加していること、また効果的な事業展開により販売・管理費比率が減少していることは評価できる。令和元年度と比較すると経済波及効果は未だ回復していないため、誘致可能性の高い主催者を見極めて営業活動を行うとともに、継続的に会員事務所を訪問し新規広告件数を増加させる等、自主財源の確保により注力していくことが求められる。なお、5社の新規会員入会があったことは評価できるため、会員であることのメリットを可視化し会員数を維持させる方法を模索していく必要がある。コンベンション開催についても、既に開催が決定している案件が確実に開催されるよう、効果的な支援方法を引き続き検討されたい。	

(4) 監査の結果

【意見】

補助対象経費の明確化について

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金その他法人管理に要する経費とする。」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、慶弔費、減価償却費を補助対象外としているとのことである。

郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、以下のように規定されている。

(ウ) 補助の目的、補助対象経費の明確化

- ・ 補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。
他市の監査等で、公金でまかなうことがふさわしくないもの（交際費、慶弔費、懇親会費など）に対して補助金を支出していたことを指摘されている事例があり、本市においても明確に規定する必要がある。特に、要綱で補助対象経費を「〇〇事業の実施に要する経費」と大雑把にしているものは、見直しが必要。（「郡山市補助金等適正化基本方針（H31.1策定）」に基づく見直しを実施する。）

本補助金について、補助対象外とする経費については、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。

【産業観光部/産業創出課】

46 新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付することとされている。交付要綱は、市内企業の技術開発力の強化を図るとともに、研究開発型企業の創出を促進することを目的として、公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構（以下「テクノポリス」という。）からの助成を受けた者に対し、補助金を交付することとされている。交付要綱は令和4年9月から施行されている。

なお、テクノポリスの概要は以下のとおりである。

所在地	福島県郡山市南二丁目 52 番地
目的	産業技術基盤の強化に必要な業務を効果的に行うことにより、高度技術に立脚した工業開発を促進し、もって郡山地域テクノポリ

	スの形成、ひいては福島県産業の振興に寄与すること
事業	(1) 企業が研究開発を行うための資金の借入れに対する債務保証に関する事業 (2) 新事業創出の促進を図る施設の設置、管理運営及び新事業創出育成に関する事業 (3) 研究開発活動の取り組みを促進する人材の育成のために行う研修・指導に関する事業 (4) 研究開発に対する助成等研究開発活動の支援に関する事業 (5) 産業技術基盤の強化に係る調査研究、事業連携に関する事業 (6) 地域技術の起業化の促進に関する事業 (7) その他目的を達成するために必要な事業

② 交付対象（事業内容）

本負担金の交付対象者は、交付要綱において以下のいずれにも該当するものとされている。

- ア 中小企業法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者で、市内に本社または主たる事業者を有している者及びこれらを主たる構成員とする団体または協同研究グループ
- イ テクノポリス助成事業実施要綱に基づき助成金の交付の決定を受けた者

本補助金の補助対象経費は、交付要綱において、テクノポリス助成事業実施要綱に定める経費のうち、既にテクノポリスから交付を受けた助成金の算定に含まれる経費を除いた経費（テクノポリスから交付を受けた助成金を除いた経費）とされている。また、補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 3 月 31 日を末日とする 1 年間とするとされている。

なお、テクノポリス助成事業実施要綱とは、交付要綱において、テクノポリスが定める「研究開発助成事業実施要綱」及び「地域技術起業化助成事業実施要綱」をいうとされており、各助成制度の概要は以下のとおりである。

1) 研究開発助成事業実施要綱

目的	郡山地域テクノポリス圏域内企業等の技術開発力の強化を図り、付加価値の高い、国際競争力のある企業群を育成するため、新技術又は新製品の開発、生産工程の合理化又は製品の高付加価値化、これらに類する技術の高度化に関する研究開発を行う中小企業者等に対して、研究開発に要する経費を助成するもの
助成	下記のいずれかに該当する者。ただし、申請年度前 3 カ年以内に

対象者	<p>当該助成金の交付を受けた者を除く。</p> <p>①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、玉川村、三春町の6市町村を区域とする郡山地域テクノポリス圏域（以下「テクノポリス圏域」という。）内に本社又は主たる事業所等を有している者及びこれらを主たる構成員とする団体・共同研究グループ</p> <p>②テクノポリス圏域で法人を設立しようとする個人</p> <p>③郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）入居者又は、所期の成果目的を達成し退去した企業等</p> <p>④郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議の構成員</p> <p>⑤その他上記に準ずると理事長が特に認めるもの</p>
助成対象事業	<p>上記の助成対象者が行う下記の事業。ただし、研究開発期間は助成決定から1年間。なお、他の補助金を受けている事業は対象外。</p> <p>①新技術又は新製品の開発に関する研究開発</p> <p>②生産工程の合理化又は製品の高付加価値化に関する研究開発</p> <p>③その他前号に類する技術の高度化に関する研究開発</p>
助成対象経費	<p>上記事業に係る下記の経費。</p> <p>①原材料、副資材の購入に要する経費</p> <p>②構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費</p> <p>③機械装置又は工具器具の購入に要する経費</p> <p>④工業所有権の導入に要する経費</p> <p>⑤外注加工に要する経費</p> <p>⑥技術指導の受入れに要する経費</p> <p>⑦技術情報の取得に要する経費</p>
助成内容	<p>助成対象経費の総額の3分の2以内で200万円（ただし、再生可能エネルギー、医療福祉及びロボットに関する技術高度化に要する研究内容については300万円）を限度に理事長が決定。</p>
助成実績	<p>令和2年度：1件、令和3年度：0件、令和4年度：0件</p>

2) 地域技術起業化助成事業実施要綱

目的	<p>研究段階を終え起業化の可能性が高まった地域技術を応用可能な段階へ熟成させ製品化・商品化するため、商品・デザイン開発、情報収集、市場開拓などの事業を行う中小企業者等に対して、起業化に要する経費を助成するもの</p>
----	---

助成対象者	下記のいずれかに該当する者。ただし、申請年度前3カ年以内に当該助成金の交付を受けた者を除く。 ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、テクノポリス圏域内に本社又は主たる事業所等を有している者及びこれらを主たる構成員とする団体・共同研究グループ ②テクノポリス圏域で法人を設立しようとする個人 ③インキュベーションセンター入居者又は、所期の成果目的を達成し退去した企業等 ④郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議の構成員 ⑤その他上記に準ずると理事長が特に認めるもの
助成対象事業	上記の助成対象者が複数の中小企業者等の協力により行う下記の事業。ただし、助成対象事業期間は助成決定から1年間。なお、他の補助金を受けている事業は対象外。 ①地域技術を利用した商品・デザイン開発事業 ②市場開拓、情報収集事業 ③その他起業化に関する事業
助成対象経費	上記事業に係る下記の経費。 ①原材料、副資材の購入に要する経費 ②機械装置又は工具、器具の購入に要する経費 ③外注加工に要する経費 ④工業所有権の導入に要する経費 ⑤技術指導の受入れに要する経費 ⑥市場調査・研究に要する経費 ⑦販路開拓に要する経費 ⑧デザイン開発に要する経費 ⑨前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費
助成内容	助成対象経費の総額の3分の2以内で300万円を限度に理事長が決定。
助成実績	令和2年度：1件、令和3年度：1件、令和4年度：0件

③ 交付額

交付要綱において、「補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度」とされている。

④ 交付方法

交付要綱において、テクノポリス助成金の確定後、実績に基づき精算額で交付するものとされている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	—	1,000,000
決算額 (円)	—	—	—
執行率 (%)	—	—	—
補助件数 (件)	—	—	—
1件当たり補助金額 (円)	—	—	—

※ 令和4年度に創設したため、令和2～3年度は該当無し。令和4年度は採択企業無しのため実績ゼロ。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

補助制度の評価		効果の状況及び評価				
評価項目	評価	【効果の評価】一定の効果がある				
公益性	4/5	【補助の方向性】継続				
必要性	3/4	成果指標の達成度が25%未満ではあるが、今後活用が想定されるため、達成率向上が見込まれる。				
妥当性	3/3		指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値
		活動指標	申請企業数	1件	2件	2件
		成果指標	補助金交付額	0千円	1,000千円	1,000千円
適正化に向けた取組み		今後活用が想定されているが、まだ実績がないため、今年度の実績を踏まえ次年度以降補助内容について見直しの必要がある。				

(4) 監査の結果

【意見】

補助対象期間の見直しについて

本補助金の補助対象経費は、交付要綱において、テクノポリス助成事業実施要綱に定める経費のうち、テクノポリスから交付を受けた助成金の算定に含まれる経費からテクノポリスから交付を受けた助成金を除いた額とされている。一方、期間については、テクノポリス助成事業実施要綱では、研究開発期間が助成決定から1年間とされているのに対して、本補助金の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間とするとされている。そのため、研究開発期間が年度を跨ぐ場合には、テクノポリスから交付される助成金の算定期間と、本補助金の対象期間が異なり、各助成金及び補助金の対象となる経費が異なる可能性がある。

補助対象者の事務負担を軽減し、本補助金の活用を促進するために、本補助金の補助対象期間をテクノポリス助成金の算定期間と整合させることを検討することが望まれる。

【産業観光部/産業創出課】

47 企業立地補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商工業振興条例」（以下「条例」という。）及び「郡山市商工業振興条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき交付することとされている。

条例の目的は、「商工業の活性化のための必要な施策を講ずることにより、商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の育成強化に努めるとともに企業立地を促進し、もって本市商工業を図ること」とされており、助成措置の1つとして「補助金の交付」があげられている。また、補助金の交付対象について定めており、その1つとして、「商工業の活性化又は技術推進の高度化に寄与する工場等を設置する場合」があげられている。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象は、施行規則において以下のとおりとされている。

補助対象者	新設をする商工業者	増設又は移転をする商工業者
対象施設	工場等（※1）	
対象区域	特定区域（※2）	
交付要件	1) 投下固定資産総額が3億円以上。ただし、中小企業者は1億円以上。 2) 郡山市と土地譲渡契約を締結し、契約締結後5年以内に新設。	1) 投下固定資産総額が3億円以上。ただし、中小企業者は1億円以上。 2) 郡山市、郡山市開発公社又は郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結。 3) 建物の取得を伴う。

※1 工場等とは、工場、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設をいう。

※2 特定区域とは、本市区域内において、市、郡山市開発公社、解散前の環境事業団が設置した工業団地をいう。

③ 交付額

施行規則において、補助額は以下のとおりとされている。

補助対象者	新設をする商工業者	増設又は移転をする商工業者
交付額	新設した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以後5年度分の固定資産税及び都市計画税の合計額。ただし、各年度2,000万円を限度。	増設し、又は移転した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以後3年度分の固定資産税及び都市計画税の合計額。ただし、各年度2,000万円を限度。

④ 交付方法

固定資産税等の納付実績に基づき交付申請が行われ、交付決定後に交付される。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	33,537,000	115,870,000	116,446,000
(下段は補正後予算額)	—	70,481,000	83,688,000
決算額 (円)	23,443,000	45,237,000	50,024,000
執行率 (%)	69.9	64.1	59.7
補助件数 (件)	5	10	12
1件当たり補助金額 (円)	4,688,600	4,523,700	4,168,667

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

補助制度の評価		効果の状況及び評価																						
評価項目	評価	【効果の評価】十分に効果がある																						
公益性	1/5	【補助の方向性】継続 企業誘致活動の成果により、西部第一工業団地の分譲が順調に進んでおり、それに伴い市の補助金支出額の増加が見込まれる。																						
必要性	1/4	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標名</th> <th>R4年度実績</th> <th>R5年度予定</th> <th>計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動指標</td> <td>交付件数</td> <td>12件</td> <td>14件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果指標</td> <td>西部第一工業団地分譲区画数</td> <td>5区画</td> <td>1区画</td> <td>26区画※</td> </tr> <tr> <td>西部第二工業団地分譲区画数</td> <td>1区画</td> <td>0区画</td> <td>0区画※</td> </tr> </tbody> </table>					指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値	活動指標	交付件数	12件	14件	14件	成果指標	西部第一工業団地分譲区画数	5区画	1区画	26区画※	西部第二工業団地分譲区画数	1区画	0区画	0区画※
	指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値																				
活動指標	交付件数	12件	14件	14件																				
成果指標	西部第一工業団地分譲区画数	5区画	1区画	26区画※																				
	西部第二工業団地分譲区画数	1区画	0区画	0区画※																				
妥当性	4/5	※未分譲区画数（西部第一工業団地については第一工区は令和5年8月に全区画完売となっており、現在第二工区を造成中であり、令和6年9月造成完了予定（全26区画））																						

適正化に向けた 取組み	分譲申込状況や他市町村の動向を注視しながら、適宜見直し を実施する。
----------------	---------------------------------------

(4) 監査の結果

【意見】

交付要件の判定基礎の明確化について

本補助金の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、施行規則において、消費税抜きの金額か消費税込みの金額が不明確である。

実務上は消費税抜きの金額で判定しているとのことであり、施行規則等において明確に規定することが望ましい。

【産業観光部/産業創出課】

48 操業補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商工業振興条例」（以下「条例」という。）及び「郡山市商工業振興条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき交付することとされている。

条例の目的は、「商工業の活性化のための必要な施策を講ずることにより、商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の育成強化に努めるとともに企業立地を促進し、もって本市商工業を図ること」とされており、助成措置の1つとして「補助金の交付」があげられている。また、補助金の交付対象について定めており、その1つとして、「商工業の活性化又は技術推進の高度化に寄与する工場等を設置する場合」があげられている。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象は、施行規則において以下のとおりとされている。

（取得型）

補助対象者	新設をする商工業者	増設又は移転をする商工業者
対象施設	工場等（※1）	
対象区域	特定区域（※2）	
交付要件	1) 投下固定資産総額が3億円以上。ただし、中小企業者は1億円以上。 2) 郡山市と土地譲渡契約を締	1) 投下固定資産総額が3億円以上。ただし、中小企業者は1億円以上。 2) 郡山市、郡山市開発公社又

	結し、契約締結後5年以内に新設。	は郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結。
--	------------------	-----------------------

※1 工場等とは、工場、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設をいう。

※2 特定区域とは、本市区域内において、市、郡山市開発公社、解散前の環境事業団が設置した工業団地をいう。

(賃借型)

補助対象者	賃借物件により新設をする商工業者		賃借物件により増設をする商工業者	
対象施設	工場、試験研究施設及び情報通信関連施設	物流施設	工場、試験研究施設及び情報通信関連施設	物流施設
対象区域	市内全域	郡山西部第一・第二工業団地	市内全域	郡山西部第一・第二工業団地
交付要件	1) 新設した日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用していること。 2) 2年次及び3年次にあつては、その補助金交付の対象となる期間に1年間引き続き雇用している前号の新規雇用者が5人以上いること。		1) 増設した日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用していること。 2) 2年次及び3年次にあつては、その補助金交付の対象となる期間に1年間引き続き雇用している前号の新規雇用者が5人以上いること。 3) 申請をする日の雇用者の数から増設をした日の1年前の雇用者の数を減じた数が5人以上であること。	

③ 交付額

施行規則において、補助額は以下のとおりとされている。

区分	取得型	賃借型
補助額	土地取得費の25%以内の額とし、1億円を限度とする。	新設し、又は増設した日以後3年分の業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の合計額の2分の1以内の額とし、各年度500万円を限度とする。ただし、当該土地に対して操業補助金(取得型)の交付がなされている場合は、この補助金の交付の対象としない。

④ 交付方法

土地の取得実績等に基づき交付申請が行われ、交付決定後に交付される。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	208,480,000	172,184,000	129,569,000
(下段は補正後予算額)	172,635,000	144,629,000	115,885,000
決算額 (円)	158,177,000	83,970,000	115,885,000
執行率 (%)	91.6	58.0	100
補助件数 (件)	7	5	7
1件当たり補助金額 (円)	22,596,714	16,794,000	16,555,000

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

補助制度の評価		効果の状況及び評価
評価項目	評価	【効果の評価】十分に効果がある 【補助の方向性】継続
公益性	1/5	都市間競争において、優位に企業誘致活動を進める上で友好的な制度であり、今後は更に再生可能エネルギーや医療関連産

必要性	1/4	業の集積を図るため、より一層充実した支援制度としていく。				
			指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値
妥当性	4/5	活動指標	交付件数	7件	3件	4件
		成果指標	西部第一工業団地分譲区画数	5区画	1区画	26区画※
			西部第二工業団地分譲区画数	1区画	0区画	0区画※
		※未分譲区画数				
適正化に向けた取組み		分譲申込状況や他市町村の動向を注視しながら、適宜見直しを実施する。				

(4) 監査の結果

【意見】

補助額の算定基礎及び交付要件の判定基礎の明確化について

本補助金（賃借型）の補助額の算定基礎となる年間賃借料及び本補助金（取得型）の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、施行規則において、消費税抜きの金額か消費税込みの金額が不明確である。

実務上は消費税抜きの金額で判定しているとのことであり、施行規則等において明確に規定することが望ましい。

【産業観光部/産業創出課】

49 雇用促進補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市商工業振興条例」（以下「条例」という。）及び「郡山市商工業振興条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づき交付することとされている。

条例の目的は、「商工業の活性化のための必要な施策を講ずることにより、商工業者の自主的な努力を助長し、商工業の育成強化に努めるとともに企業立地を促進し、もって本市商工業を図ること」とされており、助成措置の1つとして「補助金の交付」があげられている。また、補助金の交付対象について定めており、その1つとして、「商工業の活性化又は技術推進の高度化に寄与する工場等を設置する場合」があげられている。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象は、施行規則において以下のとおりとされている。

(取得型)

補助対象者	新設をする商工業者	増設又は移転をする商工業者
対象施設	工場等 (※1)	
対象区域	特定区域 (※2)	
交付要件	<p>1) 投下固定資産総額が3億円以上。ただし、中小企業者は1億円以上。</p> <p>2) 郡山市と土地譲渡契約を締結し、契約締結後5年以内に操業を開始。</p> <p>3) 新設した日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用。</p>	<p>1) 投下固定資産総額が3億円以上。ただし、中小企業者は1億円以上。</p> <p>2) 郡山市、郡山市開発公社又は郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結。</p> <p>3) 増設し、又は移転した日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用。</p> <p>4) 申請をする日の雇用者の数から、増設し、又は移転した日の1年前の日の雇用者の数を減じた数が5人以上。</p>

※1 工場等とは、工場、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設をいう。

※2 特定区域とは、本市区域内において、市、郡山市開発公社、解散前の環境事業団が設置した工業団地をいう。

(賃借型)

補助対象者	賃借物件により新設をする商工業者		賃借物件により増設をする商工業者	
対象施設	工場、試験研究施設及び情報通信関連施設	物流施設	工場、試験研究施設及び情報通信関連施設	物流施設
対象区域	市内全域	郡山西部第一・第二工業団地	市内全域	郡山西部第一・第二工業団地
交付要件	新設した日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用していること。		1) 増設した日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用していること。	

		2) 申請をする日の雇用者の数から増設をした日の1年前の雇用者の数を減じた数が5人以上であること。
--	--	---

③ 交付額

施行規則において、補助額は以下のとおりとされている。

(取得型)

区分	新設をする商工業者	増設又は移転をする商工業者
補助額	新規雇用者1人につき10万円を乗じて得た額以内の額とし、2,000万円を限度とする。	新規雇用者1人につき10万円を乗じて得た額以内の額とする。ただし、申請をする日の雇用者の数から、増設し、又は移転した日の1年前の日の雇用者の数を減じた数に10万円を乗じて得た額又は2,000万円のいずれか低い額を限度とする

(賃借型)

区分	新設をする商工業者	増設をする商工業者
補助額	新規雇用者1人につき10万円(短時間・有期雇用労働者にあつては、5万円)を乗じて得た額以内の額とし、2,000万円を限度とする。	新規雇用者1人につき10万円(短時間・有期雇用労働者にあつては、5万円)を乗じて得た額以内の額とする。ただし、申請をする日の雇用者の数から、増設した日の1年前の雇用者の数を減じた数に10万円(短時間・有期雇用労働者にあつては、5万円)を乗じて得た額又は2,000万円のいずれか低い額を限度とする。

④ 交付方法

土地の取得実績等に基づき交付申請が行われ、交付決定後に交付される。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	1,000,000	3,100,000	3,100,000
(下段は補正後予算額)	—	4,850,000	2,500,000
決算額 (円)	2,300,000	4,050,000	1,500,000
執行率 (%)	※	83.5	60.0
補助件数 (件)	3	2	2
1件当たり補助金額 (円)	766,666	2,025,000	750,000

※ 令和2年度については、令和3年3月に追加の申請があったため、不足分は同じ費目の執行残から支払っており、決算額が予算額を上回っている。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

補助制度の評価		効果の状況及び評価				
評価項目	評価	【効果の評価】十分に効果がある				
公益性	1/5	【補助の方向性】継続				
		企業立地に際し、新規雇用は必要不可欠であり、西部第一工業団地に操業する企業も増えてくることから、当該補助金は企業誘致を進める上で有効な制度である。				
必要性	1/4	指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値	
		活動指標	交付件数	2件	2件	2件
妥当性	4/5	成果指標	西部第一工業団地分譲区画数	5区画	1区画	26区画※
			西部第二工業団地分譲区画数	1区画	0区画	0区画※
		※未分譲区画数				
適正化に向けた取組み		分譲申込状況や他市町村の動向を注視しながら、適宜見直しを実施する。				

(4) 監査の結果

【意見】

交付要件の判定基礎の明確化について

本補助金（取得型）の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、施行規則において、消費税抜きの金額か消費税込みの金額が不明確である。

実務上は消費税抜きの金額で判定しているとのことであり、施行規則等において明確に規定することが望ましい。

【産業観光部/産業創出課】

50 工業用水道関連支援事業補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市工業用水道関連支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付することとされている。

交付要綱の目的は、「郡山市工業用水道事業（以下「工水事業」という。）の廃止による上水道事業への切替えに伴い、水道料金の支払いが増える工水事業の契約企業（以下「契約企業」という。）の負担の軽減を図るとともに、持続的な生産活動を支援すること」とされており、「契約企業に対し、工業用水道料金（メーター使用料含む）と上水道への切替え後の水道料金との差額（以下「料金差額」という。）」について、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるとされている。

※ 郡山市工業用水道事業は、郡山西部第二工業団地内で平成4年10月に開始し、令和2年4月時点で12社が契約。給水から令和2年時点で28年が経過し、設備部品の生産終了等により維持補修が困難となり、施設更新を行った場合は、更新費用が40年で約48億円が見込まれ、約8倍の値上げが必要との試算の結果、令和3年度で上水道への切替えを行い、工業用水道は廃止することとなった。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象者は、交付要綱において以下のとおりとされている。

- ア 交付要綱の施行の日（令和3年8月30日）における契約企業
- イ 市税等を滞納していない者

また、補助対象経費は、交付要綱において以下のとおりとされている。

補助対象経費	補助対象経費の内容
料金差額	令和2年度における工業用水道料金（メーター使用料含む）と、上水道切替え後の対象メーターの水道料金との差額

③ 交付額

交付要綱において、補助率は以下のとおりとされている。

補助率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	8分の8	8分の8	8分の7	8分の6	8分の5
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	8分の4	8分の3	8分の2	8分の1	
補助対象期間	上水道切替え後の対象メーター初回検針日から令和11年度3月分検針日まで。				

④ 交付方法

契約企業は、各年度に係る4月分から9月分までの水道料金に係る申請は10月末日までに、10月分から翌年3月分までの水道料金に係る申請は3月末日までに実績に基づき精算額で交付申請が行われ、交付決定後に交付される。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	56,075,000	64,432,000
(下段は補正後予算額)	—	32,120,000	—
決算額 (円)	—	28,209,000	76,630,000
執行率 (%)	—	87.8	
補助件数 (件)	—	8	9
1件当たり補助金額 (円)	—	3,526,125	8,514,444

※ 令和3年度に創設したため、令和2年度は該当無し。

※ 令和4年度は、産業創出費から12,249千円の予算流用を行っている。

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

補助制度の評価		効果の状況及び評価			
評価項目	評価	【効果の評価】一定の効果がある			
公益性	1/5	【補助の方向性】継続			
必要性	2/4	当該補助事業については代替措置がない一方で十分な妥当性があり、補助を通じて目的である企業の継続的な生産活動に寄与していると考えられるため、継続すべきである。			
妥当性	4/5	指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値
		活動指標	交付件数	18件	24件
		成果指標	移転企業数	0社	0社
適正化に向けた取組み		当該事業は水道料金の激変緩和措置であり、段階的に補助率を引下げつつ各企業での対応を促すスキームとなっている。			

(4) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【建設部／道路建設課】

51 私道整備事業費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市私道整備事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付することとされている。

交付要綱の目的は、「私道の整備を促進し、もって生活環境の向上を図るため」私道の整備に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるとされている。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象者は、交付要綱において、「自ら費用を負担し私道の整備工事を行おうとする者」とされている。

また、補助金の交付対象となる私道（以下「補助対象私道」という。）は、交付要綱において、以下のいずれにも該当するものとされている。

- 1) 私道整備を行う延長が 20 メートル以上であるもの
 - 2) 幅員がおおむね 3 メートル以上であるもの
 - 3) 両端又は一端が公道に接続しているもの
 - 4) 私道の隣接地に存する住宅及び公益施設の 3 戸以上が利用しているもの
- なお、以下のいずれかに該当する場合は、補助金は交付しないものとされている。
- 1) 私道が築造されてからおおむね 10 年以上経過していないとき。
 - 2) 排水設備の整備が、流末排水に支障を来すとき。
 - 3) 私道の整備について、次に掲げる全ての者の同意を受けていないとき。
 - ア 私道の敷地の所有権、借地権等を有する者
 - イ 隣接地に所有権又は借地権を有する者
 - ウ 隣接地に存する建物に所有権を有する者
 - エ 私道を利用している者、私道整備により影響を受ける者その他の私道の関係者で、市長が私道整備について同意が必要であると認める者
 - 4) 私道の敷地、隣接地及び隣接地に存する住宅の全ての所有者が同一の者であるとき。
 - 5) この要綱による補助金の交付を受けた私道で、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 10 年を経過していないとき。
 - 6) 開発行為に伴い施工者が行うべき工事であるとき。
 - 7) その他市長が補助することが適当でないとき。

また、補助対象経費は、交付要綱において、「私道整備に要する工事費（私人が所有及び管理する水路に接続する排水施設の整備に要する経費を除く。）」とされ

ている。

③ 交付額

補助額は、交付要綱において、「予算の範囲内で、対象経費の2分の1以内の額」とされている。

④ 交付方法

補助対象者から実績報告が行われ、市がこれを審査し、補助金額の確定後に交付される。また、交付要綱第10条に基づき、概算払の方法により交付することもできる。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	(円)	5,000,000	8,000,000	5,000,000
決算額	(円)	2,442,000	4,400,000	4,537,000
執行率	(%)	48.8	55.0	90.7
補助件数	(件)	2	1	2
1件当たり補助金額	(円)	1,221,000	4,400,000	2,268,500

(3) 事業評価

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

評価項目	評価	効果の状況
公益性	3/5	【一定の効果がある】設置後10年以上経過した私道の整備に対して補助金を交付することにより、私道の整備が促進され生活環境の向上が図られている。今後は、舗装新設に加え、申請工事後10年以上経過し、老朽化した私道の全面打替工事のための補助申請の増加が予想される。 ※活動指標、成果指標は設定されていない。
必要性	3/4	
妥当性	4/5	
今後の方向性		【継続】平成24年以降の6年間においては、私道整備補助事業の実施件数が1～3件と少ない件数で推移しており、交付条件が現状に合わないことが課題となっていたため、平成29年11月に要綱を見直した。また、令和5年4月に民法改正に合わせて、行方不明者等の取扱要件を緩和する等の改正をしたため、相談件数は増加傾向であるが、申請件数は増加していない。次年度以降の申請件数の推移を見た上で、事業費の検討が必要である。

(4) 監査の結果

【指摘事項】

財産処分制限条項の補助金等交付決定通知書への記載について

郡山市の「補助金等交付決定通知書チェックリスト」において、財産処分の制限について「財産処分の制限に該当する補助事業の場合は、摘要欄に記入例のとおり記入したか。」とのチェック項目が掲げられている。

本補助金の交付要綱第 13 条において財産処分の制限について規定されているが、補助金等交付決定通知書にその旨の記載が行われていない。

質問の結果、交付要綱に基づいた取扱いであることから、交付決定通知書への記載をしていないとのことであったが、交付対象者への注意喚起のためにも、記載を徹底する必要がある。

【都市構想部／都市政策課】

52 市街地再開発事業補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市市街地再開発事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付することとされている。

交付要綱の目的は、都市再開発法第 122 条第 1 項の規定に基づき、本市において市街地再開発事業を施行する者に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるとされている。

都市再開発法より一部抜粋

（費用の補助）

第 122 条 地方公共団体は、施行者（政令で定める施行者を除く。）に対して、市街地再開発事業に要する費用の一部を補助することができる。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象者は、交付要綱において、「本市において市街地再開発事業を施行する者」とされており、都市再開発法第 2 条第 1 号において、市街地再開発事業は以下のように定義されている。

都市再開発法より一部抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第百号）及びこの法律（第

7章を除く。)で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいい、第3章の規定により行われる第一種市街地再開発事業と第四章の規定により行われる第二種市街地再開発事業とに区分する。

また、補助対象経費は、交付要綱において、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱、市街地再開発事業等補助要領及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目に定める経費とされている。

③ 交付額

補助額は、交付要綱において、国及び県からの補助金の額を参考として予算の範囲内で定める額とされている。

④ 交付方法

補助対象者から実績報告が行われ、市がこれを審査し、補助金額の確定後に交付される。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	973,724,000	507,040,000
決算額 (円)	—	690,048,000	283,676,000
執行率 (%)	—	70.8	55.9
補助件数 (件)	—	1	1
1件当たり補助金額 (円)	—	690,048,000	283,676,000

令和4年度の補助金交付の内訳は以下のとおりである。

補助対象事業 (実施業務)	交付額 (千円)	財源内訳 (千円)	
郡山駅前一丁目第二地区第一種市街地再開発事業 (既存建築物の解体工事及び実施設計)	283,676	国庫支出金	141,838
		県支出金	70,919
		一般財源	70,919

(出典：郡山市資料)

なお、上記補助金については、令和3年度において交付決定となったものの、工期延長となったことから、令和4年3月31日付で変更承認申請を行った繰越分について令和4年度で交付されたものである。

また、令和4年度において同事業にて223,364千円の交付申請があり、令和4年6月20日付で交付決定となったが、建築資材の価格高騰の影響で当初建築工事費

よりも大幅に建築費が増加し、設計内容及び資金計画の見直しに期間を要したため、令和4年度中の建築工事着手が困難となったことから、補助事業等内容変更等承認申請があり、令和4年度での補助事業の廃止を承認している。

(3) 事業評価

事業の評価は事業完了後に行うため行っていない。

(4) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【都市構想部／総合交通政策課】

53 バス運行対策費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市バス運行対策費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき交付することとされている。

交付要綱の目的は、市民の生活にとって不可欠なバス路線運行の維持を図るため、バス事業者等に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるとされている。

なお、令和4年度において、上限收受運賃路線補助金を新設している。

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象者は、交付要綱において、以下のとおりとされている。

区分	補助対象事業者	補助対象路線
市町村生活交通路線補助金※	市町村生活交通路線を運行する交通事業者	道路運送法に規定する許可又は登録を受けた路線のうち、福島県知事が指定した路線
委託バス等運行費補助金	補助対象路線において委託バス等の運行を受託した者	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の廃止した路線のうち、市長が特に委託バス等を運行する必要があると認めた路線
生活交通路線補助金	補助対象路線を運行する乗合バス事業者	福島県生活交通対策協議会が地域住民の生活に必要と認めた地域間幹線系統バス路線であって、国要綱に規定する生活交通確保維持改善計画及び被災地域生活交通確保維持計画に基づき運行

		するバス路線
地域生活路線補助金	補助対象路線を運行する乗合バス事業者	乗合バス事業者が自身で維持することが困難な路線で、市長が市民の生活に必要な交通手段として当該路線の維持を必要と認める路線
上限收受運賃路線補助金	補助対象路線を運行する乗合バス事業者	本市と協議の上、上限收受運賃路線(市長が市民の生活に必要な交通手段として乗合バス事業者と協議のうえ利用者からの運賃收受額の上限額を定めた路線)に指定している路線

※ 本市において「市町村生活交通路線」として県から指定されている路線は5路線あり、「福島県市町村生活交通対策事業補助金交付要綱」で指定要件として直営事業または委託事業であることとなっているが、本市で「市町村生活交通路線」の指定を受けている路線は、運行事業者と委託契約を締結しており、「委託バス等運行費補助金」にて補助を行っており、「市町村生活交通路線補助金」の交付はない。

③ 交付額

補助額は、交付要綱において、以下の額を限度として予算の範囲内で定める額とされている。なお、補助対象期間は補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とされている。

区分	補助額
市町村生活交通路線補助金	市町村生活交通路線の経常費用から経常収益を差し引いた額。但し、対象路線の一部が他市町村の区域に含まれる場合は、 $(\text{経常費用} - \text{経常収益}) \times \{(1 - \text{人口割}) + \text{距離割}\} / 2$ で算出された額。
委託バス等運行費補助金	対象路線の経常費用から経常収益を差し引いた額。
生活交通路線補助金	$(\text{補助対象経常費用} - \text{経常収益} - \text{当該補助金の対象路線について交付される国県補助金}) \times \{(1 - \text{人口割}) + \text{距離割}\} / 2$ で算出された額。
地域生活路線補助金	補助対象経常費用から経常収益を差し引いた額。但し、対象路線の一部が他市町村の区域に含まれる場合は、 $(\text{経常費用} - \text{経常収益}) \times \{(1 - \text{人口割}) + \text{距離割}\} / 2$ で算出された額。
上限收受運賃路線補助金	補助路線の認可運賃収入額 - 補助路線の收受運賃収入額

④ 交付方法

補助対象者から補助事業の実績に基づき精算額にて申請が行われ、市がこれを審査し、補助金額の確定後に交付される。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	155,246,000	125,781,000	105,681,000
(下段は補正後予算額)	189,411,000	147,181,000	124,894,000
決算額 (円)	185,598,193	139,528,777	124,892,856
執行率 (%)	97.9	94.8	99.9
補助件数 (件)	2	2	2
1件当たり補助金額 (円)	92,799,096	69,764,388	62,446,428

※ 令和2年度～4年度にわたり増額補正が行われているが、新型コロナウイルスによる公共交通機関利用者の減少による経常収益の減や原油高に伴う燃料油高騰等によるものであり、当初予算は、新型コロナウイルスの収束時期が見通せず、各バス路線への影響も明確に予測することができなかったため、コロナ禍前の実績ベースに基づき補助金を算出していた。

※ 令和4年度の補助金交付の内訳は以下のとおりである。

区分	交付 先数	交付額 (千円)	財源別内訳 (千円)	
市町村生活交通路線補助金	—	—	—	—
委託バス等運行費補助金	2	43,269	県支出金	1,460
			一般財源	41,809
生活交通路線補助金	1	29,045	一般財源	29,045
地域生活路線補助金	1	48,699	一般財源	48,699
上限收受運賃路線補助金	1	3,880	一般財源	3,880
計	2	124,893		

令和6年度予算編成に際して行われた事業評価の内容は以下のとおりである。

補助制度の評価		効果の状況及び評価				
評価項目	評価	【効果の評価】一定の効果がある				
公益性	4/5	【補助の方向性】継続				
必要性	3/4	各指標の達成率は75%以上であり、本補助金の目的である市民生活の足の確保に十分寄与していると考えられ、今後も継続していく必要がある。(市郊外部へと向かう路線の多くが補助路線となっており、通勤・通学・通院の足として、バス路線運行の維持が図られている。)				
妥当性	3/5					
			指標名	R4年度実績	R5年度予定	計画値
		活動指標	補助対象路線数	15路線	16路線	15路線
		成果指標	補助路線利用者数	433,633人	450,000人	400,000人
適正化に向けた取組み		該当事項無し。				

(出典：郡山市資料)

(3) 監査の結果

【意見】

対象路線の見直しについて

要綱において、「委託バス等運行費補助金」の対象路線は「一般乗合旅客自動車運送事業の廃止した路線のうち、市長が特に委託バス等を運行する必要があると認めるもの」とされており、「地域生活路線補助金」は、要綱において対象路線は「乗合バス事業者が自身で維持することが困難な路線で、市長が市民の生活に必要な交通手段として当該路線の維持を必要と認める路線」とされており、郡山市の判断に委ねられている。

現状の対象路線は、主に郊外部における交通手段確保のための路線が主であり、基本的には維持方針としているが、運行の要否については、今後、各地区における最適な交通体系の検討の中で、現在のバスを継続すべきなのか、新しい交通手段(例えば、デマンド型乗合タクシー等)に切り替えるべきなのかを総合的に判断していく方針とのことである。

令和4年度における対象路線別の補助額は以下のとおりとなっており、利用者数に比して補助額が高い路線も見られることから、今後も引き続き効率的な地域交通のあり方を検討することが望まれる。

補助区分	事業者	No	運行系統名	起点	終点/中継	年間輸送人員(人)	経常収益(千円)	経常費用(千円)	経常損益(千円)	市補助金(千円)	輸送人員1人当たり市補助金(円)
委託バス等 運行事業	福島交通	1	あぶくま台団地	郡山駅前	あぶくま台団地	9,963	2,079	4,507	△2,428	2,428	244
		2	蒲倉	郡山駅前	荒井	3,395	650	3,514	△2,863	2,863	843
		3	東山霊園	郡山駅前	東山霊園	15,051	4,464	9,611	△5,147	5,147	342
					計	28,409	7,193	17,632	△10,439	10,439	
	会津乗合自 動車	1	上戸・熱海	勝田内	磐梯熱海駅前	417	388	2,900	△2,513	2,513	6,026
		2	上戸・熱海	勝田内	上戸駅前	4,837	1,361	13,748	△12,387	12,387	2,561
		3	上戸・熱海	赤津	上戸駅前	10,633	1,670	12,190	△10,520	10,520	989
		4	勝田内・大槻営業所	勝田内	大槻営業所	933	678	3,887	△3,210	3,210	3,440
		5	湖南中学校	湖南中学校	浜路	3,945	38	928	△889	889	225
		6	湖南中学校	勝田内	湖南中学校	8,465	107	2,663	△2,556	2,556	302
		7	湖南中学校	福良大阪屋前	湖南中学校	2,844	10	247	△237	237	83
		8	湖南中学校	舟津公園入口	湖南中学校	4,948	22	540	△519	519	105
					計	37,022	4,273	37,103	△32,830	32,830	
					合計	65,431	11,466	54,735	△43,269	43,269	
生活交通路 線運行事業	福島交通	1	船引	郡山駅前	船引駅前	26,316	7,716	22,268	△14,552	2,661	101
		2	三春	郡山駅前	三春清水	67,294	18,631	40,025	△21,394	4,898	73
		3	長沼(R4.3廃止)	郡山駅前	長沼車庫	13,523	4,887	15,629	△10,742	4,372	323
		4	蓬田	郡山駅前	上蓬田	36,242	17,219	43,030	△25,810	8,088	223
		5	小野	郡山駅前	小野駅前	34,902	14,279	50,563	△36,284	9,025	259
						合計	178,277	62,733	171,515	△108,782	29,045
地域生活路 線運行事業	福島交通	1	玉川経由熱海	郡山駅前	熱海車庫	65,429	18,396	42,088	△23,691	23,691	362
		2	蟻塚・河内(R4.3廃止)	蟻塚	逢瀬荘	2,905	900	4,984	△4,084	4,084	1,406
		3	安積団地	郡山駅前	安積団地	36,068	7,896	10,564	△2,667	2,667	74
		4	旧道経由須賀川	郡山駅前	六軒	17,992	5,133	13,287	△8,154	2,381	132
		5	まちなか循環方八町回り	郡山駅前	方八町二丁目	4,722	448	862	△414	414	88
		6	まちなか循環方八町・イ オンタウン回り	郡山駅前	イオンタウン郡山 イベント広場前	25,579	2,067	4,528	△2,461	2,461	96
		7	郡山西部工業団地	郡山駅前	産総研前	51,770	17,022	22,093	△5,071	5,071	98
		8	まちなか循環南回り	郡山駅前	谷島町	7,300	691	2,959	△2,268	2,268	311
		9	まちなか循環北回り	郡山駅前	星総合病院	8,189	750	2,595	△1,845	1,845	225
		10	西の内・安積	太田西の内病院前	安積団地	23,421	5,642	9,458	△3,816	3,816	163
				合計	243,375	58,946	113,419	△54,472	48,699		

(出典) 補助金申請書等から監査人作成

【総務部/防災危機管理課】

54 自主防災連絡協議会補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

本補助金は、「郡山市自主防災連絡協議会補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき交付されている。交付要綱は、郡山市自主防災連絡協議会の育成及び充実を図るため、当該協議会に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとされている。監査対象年度の交付対象者及び交付対象事業は以下のとおりであった。

交付対象者	交付対象金額(円)
久留米地区自主防災会	100,000
三中地区自主防災連絡会	70,000
名倉地区防災会	70,000
赤木方部自主防災会	100,000
芳山方部自主防災組織連合会	100,000

南地区連合自主防災会	70,000
緑ヶ丘地区防災連絡協議会	100,000
富田地区自主防災連絡協議会	100,000
大槻六町内会自主防災組織連合会	100,000
大槻東地区自主防災組織連合会	70,000
針生地区自主防災会	100,000
橘地区自主防災会	70,000
桃見台方部連合自主防災会	100,000
鶴見坦地区自主防災会	70,000
東部地区自主防災会	100,000
桑野地区自主防災会	100,000
大島地区連合自主防災会	100,000
小山田地区自主防災会	60,000
大成地区自主防災会	100,000
希望ヶ丘地区自主防災会	100,000
小原田地区自主防災会	100,000
香久山地区自主防災会	70,000
南部地区自主防災会	70,000
原田地区自主防災会	70,000
安積町自主防災組織連絡会	100,000
三穂田地区自主防災連絡協議会	100,000
逢瀬地区防災連絡協議会	100,000
片平地区自主防災連絡協議会	100,000
富久山地区自主防災会	100,000
湖南地区防災連絡協議会	44,750
熱海町自主防災連絡協議会	100,000
西田地区自主防災連絡会	100,000
中田町自主防災連絡協議会	100,000
合計	2,935,000

② 交付対象（事業内容）

本補助金の交付対象先である「郡山市自主防災連絡協議会」は、市内の単独または複数の町内会で組織された協議会として市内各地にある。地域の自主的な防災

活動を行うことにより災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、地域における消火訓練、応急救護訓練、地域の危険個所の確認などを行っている。

本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「補助の対象となる経費は、協議会の運営に要する経費であり、特段の限定はされていない。

③ 交付額

交付要綱において、補助金は、予算の範囲内で年度ごとに交付するものとし、その額は、各協議会の区分に応じ、以下①または②を限度として市長が定める額としている。①「おおむね 1,000 世帯以上で組織される協議会 100,000 円」②「①に満たない世帯数で組織される協議会で市長が認めたもの 70,000 円」。

④ 交付方法

交付要綱において、「概算払の方法により交付することができる」とされており、一括概算払の方法により交付されている。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額 (円)	3,930,000	3,930,000	3,930,000
決算額 (円)	3,287,625	3,179,404	2,934,750
執行率 (%)	83.6	80.9	74.6
補助件数 (件)	37	37	33
1 件当たり補助金額 (円)	88,854	85,929	88,931

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【学校教育部/学校教育推進課】

55 全国音楽祭等参加支援事業費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

郡山市の音楽活動の振興を図るため、市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒が実演を伴う全国規模等の大会に参加する場合に、当該児童生徒の音楽活動を支援する目的で組織されたその保護者等の団体を支援することを目的とするものである。

② 交付対象（事業内容）

補助の対象となる経費は、補助対象となる大会への参加資格を有する児童生徒の参加に要する経費のうち、宿泊費及び交通費等である。

③ 交付額

補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、定額及び実費額を補助する。

「郡山市立学校全国音楽祭等参加支援事業費補助金交付要綱」より抜粋

（補助の対象となる大会）

第2条 補助の対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) NHK全国学校音楽コンクール全国コンクール
- (2) 一般社団法人全日本合唱連盟主催の全日本合唱コンクール全国大会
- (3) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟主催の全日本吹奏楽コンクール
- (4) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟主催の全日本小学校バンドフェスティバル
- (5) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟主催の全日本マーチングコンテスト
- (6) 日本学校合奏コンクール委員会主催の日本学校合奏コンクール全国大会
グランドコンテスト
- (7) 日本学校合奏コンクール委員会主催のソロ&アンサンブルコンテスト全国大会
- (8) 福島県、福島県教育委員会及び声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会主催の声楽アンサンブルコンテスト全国大会
- (9) NHK全国学校音楽コンクール東北ブロックコンクール

2 前項の規定にかかわらず、国内外の政府又は地方公共団体等の公的機関からの招へいに基づき開催される全国規模の大会で、郡山市長（以下「市長」という。）が認めるものについては、補助の対象とすることができる。

（補助対象経費及び補助額）

第3条 補助の対象となる経費は、団体が負担する大会の開催要項（以下「要項」という。）に定める参加資格を有する児童生徒の当該大会への参加に要する経費のうち、宿泊費及び交通費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊費 福島県の区域外で開催される大会に係る宿泊費で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ア 要項に特段に定めがない場合

市長が別に定める額に市長が別に定める宿泊基準により算出した宿泊日数を乗じて得た額とする。

イ 要項に特段に定めがある場合

市長が特に必要と認める額とする。

(2) 交通費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ア 鉄道賃、船賃、航空賃

実費額に基づき市長が定める額とする。ただし、郡山市職員等の旅費に関する条例（昭和40年郡山市条例第31号）による額を上限とする。

イ 車賃

貸切旅客自動車（以下「貸切バス」という。）を利用する場合（学校規模の関係から貸切バスを利用するよりも経済的である場合のタクシー利用を含む。）は、その現に要した費用の実費額を補助することができる。ただし、別に定める貸切バス代算定基準で算出した額を上限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該参加のために必要な経費で、市長が特に必要と認める場合は、これを別に定め、補助することができる。

4 補助額が50,000円に満たない場合は補助金を交付しない。

5 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てるものとする。

郡山市では、補助金の性質が「補助を受ける者が自主的に公益的な事業を行うことに対する支援」という観点から、補助率は原則として補助対象経費の2分の1以下とすることになっている。ただし、施策を推進していく上において、特に市長が認めるものについては、この限りではないとされている。

宿泊を伴う大会の場合は、補助対象経費以外の必要経費が高額となることから、保護者の負担軽減を図るため、交通費について実費額（実費額が上限を上回る場合は上限額）を補助している。

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。

交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

「郡山市立学校全国音楽祭等参加支援事業費補助金交付要綱」より抜粋
(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(実績報告)

第8条 補助事業の実績報告は、補助事業完了後速やかに規則第14条に規定する補助事業実績等報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より抜粋

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業等事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等実績報告書（第7号様式）に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定した場合は、報告は要しないものとする。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	(円)	18,443,000	20,025,000	17,714,000
(下段は補正後予算額)		3,122,000	13,495,000	8,933,000
決算額	(円)	1,354,000	11,548,000	7,670,000
執行率	(%)	43.3	85.5	85.8
補助件数	(件)	6	9	19
1件当たり補助金額	(円)	225,666	1,283,111	403,684

(3) 監査の結果

【意見】

① 要綱における別段の定めについて

「補助金等交付事務マニュアル」において、「原則、規則と要綱で補助金交付事務が分かるようにするため、要綱には「別に定める」等の規定はせずに、具体的に定めること。」と記載されている。しかしながら、要綱第3条第2項第1号アにおいて、宿泊費について大会の開催要項に別段の定めのない場合は、「市長が別に定める額に市長が別に定める宿泊基準により算出した宿泊日数を乗じて得た額」とすることになっている。

原則、規則と要綱で補助金交付事務が分かるようにするため、内容を具体的に要綱上に明示されたい。

【意見】

② 申請時の提出書類について

交付申請書を閲覧した結果、交付申請時には、事業計画書と収支予算書に加え、大会の開催要項や参加計画書を徴求している。補助金の交付決定の判断には必要な書類であると考えられることから、交付要綱の提出書類に当該書類等も明示されたい。

【意見】

③ 実績報告時の提出書類について

実績報告書を閲覧した結果、添付書類は交付要綱に規定されている事業報告書と収支決算書のみであった。事業実績の検証には参加者名簿等の事業の具体的な内容が分かる資料の確認も必要と考えられるため、交付要綱の提出書類には参加者名簿等を加えることを検討されたい。

【学校教育部/学校管理課】

56 中学校体育大会参加費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

郡山市の体育・スポーツの振興を図るため、市立中学校の生徒が中学校体育連盟主催の県大会、東北大会または全国大会に参加する場合に、当該生徒の体育活動を支援する目的で組織されたその保護者等の団体（以下「団体」という。）を支援することを目的とするものである。

② 交付対象（事業内容）

補助の対象となる経費は、団体が負担する大会の開催要項に定める参加資格を有する生徒（競技参加申込書に記載されたものをいう。）の大会の参加に要する経費のうち、宿泊費及び交通費である。

③ 交付額

補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、定額及び実費額を補助する。

「郡山市中学校体育大会参加費補助金交付要綱」より抜粋

（補助対象経費及び補助額）

第2条 補助の対象となる経費は、団体が負担する大会の開催要項に定める参加資格を有する生徒（競技参加申込書に記載されたものをいう。）の大会の参加に要する経費のうち宿泊費及び交通費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、次に定めるとおりとする。

(1) 宿泊費

県外で開催される大会に係る宿泊で、大会の宿泊要項等に定める額に大会参加期間の宿泊日数を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該期間の前後の宿泊又は県内で開催される大会に係る宿泊に要する経費の額を補助することができる。

(2) 交通費

県外で開催される大会に係るものにあつては別表第1に定める額に参加生徒数を乗じて得た額とし、県内で開催される大会に係るものにあつては別表第2に定める額に参加生徒数を乗じ、これに往復した回数に乗じて得た額とする。

3 前項第2号の規定にかかわらず、バスを借上げた場合における交通費の補助金の額は、当該バスの借上げに要する経費の額とする。ただし、同号の規定の例により算出された額を超えることができないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、大会に参加する条件として新型コロナウイルス感染症に感染していないことを証明する書類の提出を求められたときの検査及び陰性証明に係る経費については、参加資格を有する生徒の人数分の全額を補助する。

別表第1（第2条関係）

開催地	金額(円)	開催地	金額(円)	開催地	金額(円)	開催地	金額(円)	開催地	金額(円)
北海道	70,600	茨城	5,100	静岡	28,000	島根	53,400	長崎	99,300
青森	26,300	栃木	10,100	愛知	36,200	岡山	45,000	熊本	94,500
岩手	20,200	埼玉	13,500	三重	41,000	広島	49,200	大分	94,000
宮城	10,700	東京	16,300	滋賀	42,800	山口	53,300	宮崎	93,900
秋田	19,900	千葉	17,800	京都	40,100	高知	83,700	鹿児島	100,500
山形	11,600	神奈川	17,200	大阪	40,700	徳島	79,200	沖縄	102,100
新潟	31,400	群馬	20,400	兵庫	41,800	香川	79,900		
富山	36,500	山梨	24,000	奈良	40,700	愛媛	83,900		
石川	39,100	長野	25,400	和歌山	44,800	福岡	93,700		
福井	43,500	岐阜	37,700	鳥取	51,000	佐賀	94,400		

別表第2（第2条関係）

地区名	開催地	金額(円)
県北地区 (近隣市町村除く)	福島市、伊達市、伊達郡	2,000
県中地区 (近隣市町村除く)	小野町、石川郡	1,500
県南地区	白河市、西白河郡、東白川郡	1,600
会津地区	喜多方市、会津若松市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	3,100
南会津地区	南会津郡	5,300
相双地区	相馬市、南相馬市、相馬郡、双葉郡	5,100
いわき地区	いわき市	3,300
近隣市町村	須賀川市、田村市、鏡石町、三春町、玉川村、二本松市、 本宮市、矢吹町、天栄村、大玉村	600

郡山市では、補助金の性質が「補助を受ける者が自主的に公益的な事業を行うことに対する支援」という観点から、補助率は原則として補助対象経費の2分の1以下とすることになっている。ただし、施策を推進していく上において、特に市長が認めるものについては、この限りではないとされている。

中学校における運動部活動は学校教育の一環であり、市の学校体育・スポーツの振興と保護者の費用負担軽減を目的とする本補助金は「補助を受ける者が自主的に公益的な事業を行うことに対する支援」とは性質が異なるため、交付要綱に定める額を基準に予算の範囲内で交付している。

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。

交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

「郡山市中学校体育大会参加費補助金交付要綱」より一部抜粋

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、中学校体育大会参加費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 宿泊要項
- (3) 参加申込書の写し
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(実績報告等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体の代表者は、補助事業が完了したときは、速やかに中学校体育大会参加費補助事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 参加者名簿
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	15,943,000	14,351,000	14,800,000
(下段は補正後予算額)	1,674,000	—	—
決算額 (円)	233,330	11,344,610	13,850,388
執行率 (%)	13.9	79.0	93.5
補助件数 (件)	8	61	76
1件当たり補助金額 (円)	29,166	185,977	182,241

(3) 監査の結果

【意見】

① 申請時の提出書類について

「補助金等交付事務マニュアル」において、交付申請時の提出が必須とされている「事業計画書」と「収支予算書」が要綱上規定されていない。ただし、「事業計画書」については交付要綱に定めることにより提出の省略が可能となっている。

交付申請書を閲覧した結果、交付申請時には、大会要項等に加え、収支予算書を実際には徴求している。交付要綱上も必要書類として明示されたい。

【意見】

② 実績報告時の提出書類について

「補助金等交付事務マニュアル」において、実績報告時の提出が必須とされている「収支決算書」が要綱上規定されていない。実績報告書を閲覧した結果、実績報告時には、実際には収支決算書を徴求している。要綱上も必要書類として明示されたい。

【学校教育部/学校管理課】

57 学校給食費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

新型コロナウイルス感染症や食費等の物価高騰に直面する子育て世代の経済的な負担を軽減することを目的としている。

② 交付対象（事業内容）

補助金の対象となる者は、保護者が負担する学校給食費等を当該保護者の代わりに負担した、または補助した学校給食会計団体とする。

なお、学校給食会計団体とは、学校給食法第3条に基づき実施されている学校給

食のうち同法第 11 条第 2 項の規定により保護者の負担とされている経費を保護者から集金し、給食の食材費を支払うことを目的に結成している団体をいう。

学校給食法より一部抜粋

(定義)

第 3 条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(経費の負担)

第 11 条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とする。

学校給食施行令より一部抜粋

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第 2 条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第 11 条第 1 項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

1 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条（同法第 49 条、第 49 条の 8 及び第 82 条において準用する場合を含む。）又は第 69 条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

2 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

③ 交付額

補助金の額は以下のとおりである。

郡山市立学校給食費補助金交付要綱（第 1 学期）より一部抜粋

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費等 学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により保護者の負担とされている経費、又は法第3条に基づき実施されている学校給食を喫食していない場合は、それと同等の昼食費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、保護者が負担する学校給食費等を当該保護者に代わり負担した、又は補助した学校給食会計団体とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和4年度の郡山市立学校管理規則(郡山市教育委員会規則第1号)第10条に規定する第1学期に係る学校給食費等(就学援助者等で免除されている学校給食費等を除く。以下「第1学期給食費等」という。)のうち学校給食会計団体が当該保護者に代わり負担した額又は当該保護者に対し補助した額(以下「補助対象経費」という。)の全額とする。補助金の額は小学生(義務教育学校前期課程含む)が10,000円、中学生(義務教育学校後期課程含む)12,000円を上限とし、第1学期の中途における転出入等により、郡山市立学校の在籍に変更があった場合は、各月15日を基準日として、月割で補助額を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食の停止ができなかった新型コロナウイルス感染症陽性者等に係る第1学期給食費等は、その全額を補助することができる。

3 第1項及び前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の算定に用いる第1学期給食費等の1食当たりの単価は、年度当初に学校給食会計団体が市に対して報告した額を超えることはできない。

郡山市立学校給食費補助金交付要綱(第2学期)より一部抜粋

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和4年度の郡山市立学校管理規則(郡山市教育委員会規則第1号)第10条に規定する第2学期に係る学校給食費等(就学援助者等で免除されている学校給食費等を除く。以下「第2学期給食費等」という。)のうち学校給食会計団体が当該保護者に代わり負担した額又は当該保護者に対し補助した額(以下「補助対象経費」という。)の全額とする。補助金の額は小学生(義務教育学校前期課程含む)が12,000円、中学生(義務教育学校後期課程含む)が14,000円を上限とし、第2学期の中途における転出入等により、郡山市立学校の在籍に変更があった場合は、各月15日を基準日として、月割で補助額を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食の停止ができなかった新型コロナウイルス感染症陽性者等に係る第2学期給食費等は、その全額を補助することができる。
- 3 第1項及び前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の算定に用いる第2学期給食費等の1食当たりの単価は、年度当初に学校給食会計団体が市に対して報告した額を超えることはできない。

郡山市立学校給食費補助金交付要綱（第3学期）より一部抜粋
（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 令和4年度の郡山市立学校管理規則（郡山市教育委員会規則第1号）第10条に規定する第3学期に係る学校給食費等（就学援助者等で免除されている学校給食費等を除く。（以下「第3学期給食費等」という。）のうち学校給食会計団体が当該保護者に代わり負担した額又は当該保護者に対し補助した額（以下「補助対象経費」という。）の全額とする。補助金の額は小学生（義務教育学校前期課程含む）が17,850円及び中学生（義務教育学校後期課程含む）が18,870円を上限とする。ただし、学校給食の停止ができなかった新型コロナウイルス感染症陽性者等に係る第3学期給食費等は、その全額を補助することができる。
- (2) 令和4年度の郡山市立学校管理規則（郡山市教育委員会規則第1号）第10条に規定する第2学期及び第3学期に係る学校給食費等のうち補助対象経費の全額とする。補助金の額は小学生（義務教育学校前期課程含む）が3,000円、中学生（義務教育学校後期課程含む）が4,000円を上限とし、第2学期及び第3学期の中途における転出入等により、郡山市立学校の在籍に変更があった場合は、各月15日を基準日として、月割で補助額を決定する。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

令和4年度補助額の概要

	小学校	中学校
令和4年度1学期 （コロナウイルス感染症対策）	補助対象経費の全額 （上限：10,000円） ただし、コロナウイルス感染症陽性者は補助対象経費の全額	補助対象経費の全額 （上限：12,000円） ただし、コロナウイルス感染症陽性者は補助対象経費の全額

令和4年度2学期 (コロナウイルス感染症対策)	補助対象経費の全額 (上限：12,000円) ただし、コロナウイルス感染症陽性者は補助対象経費の全額	補助対象経費の全額 (上限：14,000円) ただし、コロナウイルス感染症陽性者は補助対象経費の全額
令和4年度3学期 (コロナウイルス感染症対策)	補助対象経費の全額 (上限：17,850円であり、事実上の全額補助) ただし、コロナウイルス感染症陽性者は補助対象経費の全額	補助対象経費の全額 (上限：18,870円であり、事実上の全額補助) ただし、コロナウイルス感染症陽性者は補助対象経費の全額
令和4年度2学期及び3学期 (物価高騰対策)	補助対象経費の全額 (上限：3,000円)	補助対象経費の全額 (上限：4,000円)

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

<p>郡山市立学校給食費補助金交付要綱（第1学期）より一部抜粋 (交付の申請)</p> <p>第5条 学校給食会計団体は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給食費等予定一覧（第1号様式） (2) 給食喫食者等予定一覧（第2号様式） (3) 就学援助対象者等予定一覧（第3号様式） (4) 新型コロナウイルス感染症陽性者等予定一覧（第4号様式）</p> <p>(実績報告)</p> <p>第8条 補助金の決定を受けた学校給食会計団体は、令和4年度第1学期の学校給食が終了した日から45日以内に、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給食費等実績一覧（第5号様式） (2) 給食喫食者等実績一覧（第6号様式） (3) 就学援助対象者等実績一覧（第7号様式） (4) 新型コロナウイルス感染症陽性者等実績一覧（第8号様式）</p>
--

なお、第3学期交付要綱には、交付申請時に「(5) 在籍児童生徒予定一覧(第5号様式)」と実績報告時に「(5) 在籍児童生徒実績一覧(第10号様式)」が追加されている。

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より一部抜粋

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、補助事業等実績報告書(第7号様式)に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、報告は要しないものとする。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	—	260,300,000	368,400,000
(下段は補正後予算額)	453,158,000	719,300,000	955,135,000
決算額 (円)	417,967,071	698,510,712	882,084,004
執行率 (%)	92.2	97.1	92.3
補助件数 (件)	省 略		下記参照
1件当たり補助金額 (円)			下記参照

※令和4年度補助金の交付先の明細は以下のとおりである。

交付内容	決算額 (円)	補助件数 (件)	1件当たり補助金額 (円)
第1学期 定額	228,656,652	80	2,858,208
第1学期 コロナウイルス感染症陽性者分	2,297,610	66	34,812
第2学期 定額	270,911,763	80	3,386,397

第2学期 コロナウイルス感染症陽性者分	10,130,774	80	126,634
第3学期 定額	311,409,529	80	3,892,619
第3学期 コロナウイルス感染症陽性者分	1,068,526	80	13,356
物価高騰分	57,609,150	80	720,114
合計	882,084,004		

(出典：郡山市資料)

(3) 監査の結果

学校給食は、各学校に設置された保護者が代表となる学校給食会計団体が1年間の1食あたりの経費を定め、その中で運営しており、そのうち学校給食費（食材費）は、学校給食法第11条で保護者が負担すると規定されている。しかしながら、コロナ禍や物価高騰等の影響を考え、各家庭の経済的負担を軽減することを目的に、国の臨時交付金を活用し、令和2年度2学期から令和4年度2学期まで給食費の2分の1相当額を補助している。さらに、令和4年度3学期については、全学年の給食費を全額公費で補助している。

また、令和4年度2・3学期については、更なる物価高騰の影響により、学校給食会計団体が定めた1食あたりの経費では賄えなくなっている差額を、小学生1人につき3,000円、中学生1人につき4,000円を追加で補助している。

なお、郡山市では、経済的な理由によって学校に通うことが困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、別途学用品費、学校給食等に係る費用の一部を一時的に援助する事業である就学援助制度もあわせて実施しており、就学援助の対象となる場合は当該制度により食材費全額が補助されることになる。

郡山市ホームページより抜粋

(就学援助の対象になる方)

原則として、市内に住所を有し、かつ、市立小学校、中学校、義務教育学校に在籍し、以下の基準のいずれかに該当する児童生徒の保護者のうち、教育委員会が認定する方です。

- ・生活保護法に基づき生活保護の停止又は廃止になった
- ・市民税が非課税
- ・市民税が減免されている
- ・固定資産税が減免されている
- ・国民年金の掛金の減免を受けている
- ・国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている
- ・児童扶養手当を受けている
- ・生活福祉資金による貸付けを受けている

また、上記に該当する者以外の者で、次のいずれかに該当するもの

- ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所に登録した日雇労働者
- ・職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ・学級費、PTA会費等の学校納付金の減免を受けている者
- ・学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している児童等の保護者で、生活状態が極めて悪いと認められるもの
- ・経済的理由により学校の欠席日数が多い児童等の保護者

(援助される費用)

- ・学用品費
- ・通学用品費（小学校・中学校1学年及び義務教育学校1学年・7学年は除く。）
- ・新入学児童生徒学用品費（新1学年及び義務教育学校新7学年のみ。ただし、年度当初認定者に限る。）
- ・校外活動費(泊なし)
- ・校外活動費(泊あり)
- ・修学旅行費
- ・体育実技用具費
- ・通学費（小学生（義務教育学校前期課程））の場合は片道4キロメートル以上、中学生（義務教育学校後期課程）の場合は片道6キロメートル以上で、いずれも公共交通機関を利用する場合に限る。）
- ・学校給食費
- ・医療費（学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病に要する経費で、保護者が負担することとなる額）
- ・卒業アルバム代
- ・クラブ活動費

令和5年度は、当該補助金の財源となる国の臨時交付金がなくなることとなったが、「地域全体で子どもを育むまち」の実現に向けて、教育費の負担が特に大きくなる中学生の給食費については全額市の独自予算で補助する当初予算を組んでいる。また、小学生の給食費にも継続して臨時交付金が交付されることが決まったため、4月の補正予算により、当該臨時交付金を財源として全額補助する体制が継続することとなっている。

【意見】

学校給食費の公費負担について

学校給食費の公費負担について、保護者が負担する給食費（食材費）の総額は、令和4年度実績では約14億3,000万円であり、この全額を毎年公費で負担した場

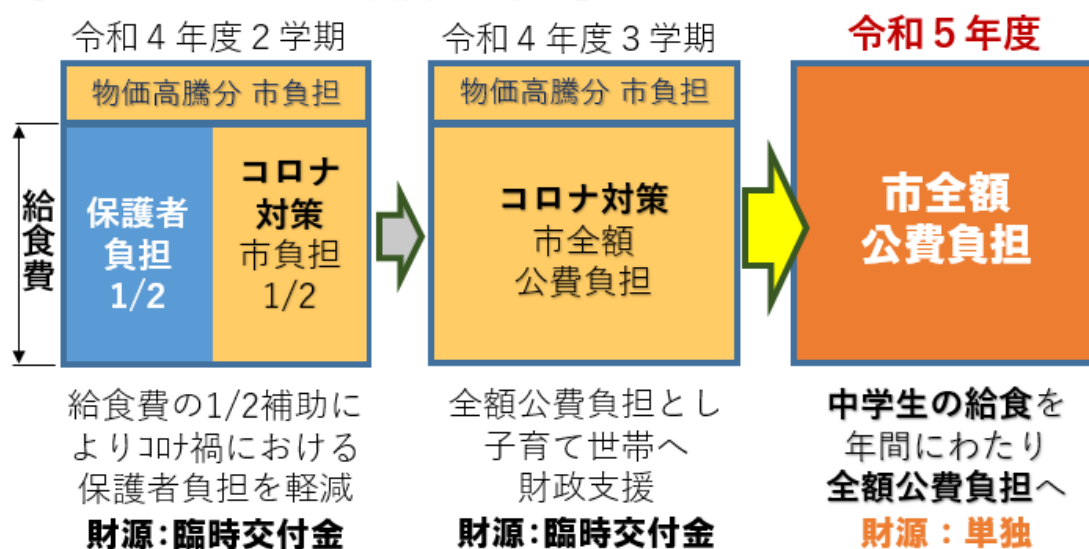
合、市の財政運営及び将来における安定的な学校給食運営に支障を来すことが懸念される。また、限られた財源で給食を提供することとなるため、食事内容が質素になり品数も少なくなり、栄養バランスを考えた食事を提供できなくなるといった懸念もある。

しかしながら、低所得世帯においては給食費の家計負担は大きいため、当該給食費の負担が家計に影響を及ぼすことで、費用面の制約により子どもたちの学びの機会を奪うこともありうる状況下では、全額公費負担により、各家庭において子どもたちの学びの機会や成長に必要な費用に割り当てることが可能となる。

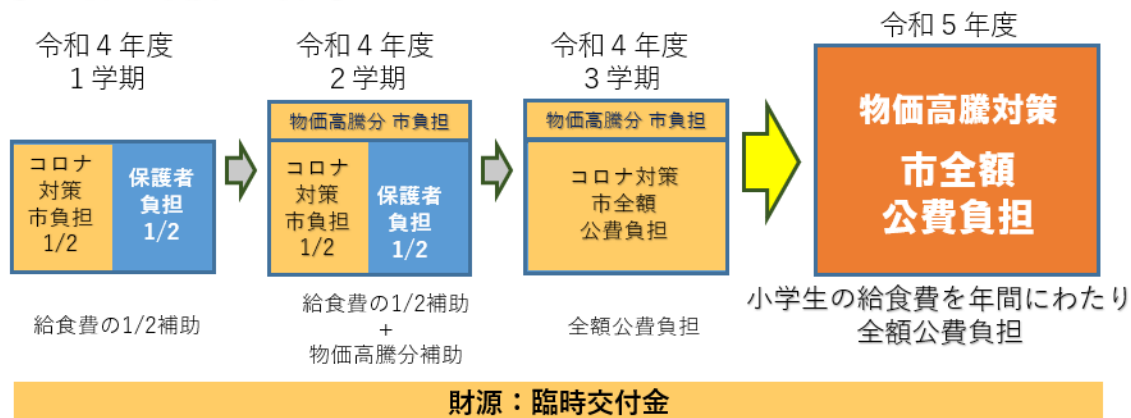
また、給食費の無償化により、教職員の給食費の集金や滞納への対応に要する時間や精神的負担がなくなるため、教職員が教育や勉強に軽減された分の時間等をより注力できるようになるといった副次的な効果も期待できる。

中学校については既に独自財源を充当しているが、小学校については現在は臨時交付金を使用している。仮に当該臨時交付金がなくなったとしても、「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」に掲げた基本理念である『「子ども思い」を第一に考えるまち こおりやま』の実現のため、是非とも当該支援体制を継続されたい。

【中学生 これまでの給食費負担状況】



【小学校の給食費負担状況】※小学校には義務教育学校前期課程を含む



(出典：市作成資料)

【教育総務部/生涯学習課】

58 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会の円滑な運営の推進を図ることを目的とする負担金である。

② 交付対象（事業内容）

負担金の対象となる経費は、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会の運営に要する経費である。当該負担金は、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会が郡山市より活動負担金を収入として受け入れ、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会の活動費に充てるほか、市内に35団体ある「地区明るいまちづくり推進委員会」に活動費を支出する、間接補助の形式をとっている。

「郡山市補助金等適正化基本方針」において間接補助の見直しが求められているが、間接補助を行うことで、各地区（再交付先）の事業計画及び予算が協議会（交付団体）の活動方針に沿ったものであるかを事前に確認でき、また年度末の事業報告も各地区の活動実績が協議会の活動方針に沿ったものであったかを効率的に統括できるため、間接補助の形式が保持されている。

地区明るいまちづくり推進委員会負担金交付要綱より一部抜粋

(対象経費及び負担額)

第2条 負担金の対象となる事業、経費及び負担額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 負担金の交付を受けようとする者は、負担金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 会長は、負担金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であるかどうかを調査し、負担金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその交付の決定をしなければならない。

(実績報告)

第10条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業等が完了したときは速やかに負担金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書
- (3) その他必要と認める書類

(額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに負担金交付額確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

別表（第2条関係）

対象事業	対象経費	負担金の額
当該地区における明るいまちづくりの推進に寄与すると会長が認める事業	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金・補助及び交付金	予算の範囲内で認める額

③ 交付額

負担金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金交付要綱より一部抜粋
(補助対象経費及び補助額)

第2条 負担金の対象となる経費は、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会の運営に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。

交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金交付要綱より一部抜粋
(交付の申請)

第3条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、郡山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(実績報告)

第6条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業等が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

郡山市補助金等の交付に関する規則より一部抜粋

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等実績報告書（第7号様式）に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付

して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定した場合は、報告は要しないものとする。

なお、当該負担金は間接補助の形式をとっており、交付申請時には、再交付先の各地区の負担金交付申請書及び添付書類も添付している。また、実績報告時には、再交付先の実績報告書及び添付書類も添付している。

(2) 交付金額及び件数の推移

内 容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)		5,910,000	5,910,000	5,910,000
内 訳	郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会	660,000	660,000	660,000
	地区明るいまちづくり推進委員会 (35地区)	5,250,000	5,250,000	5,250,000
決算額 (円)		5,623,819	5,691,739	5,910,000
内 訳	郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会	703,016	684,954	794,620
	地区明るいまちづくり推進委員会 (35地区)	4,920,803	5,006,785	5,115,380
執行率 (%)		95.1	96.3	100
補助件数 (件)		1	1	1
備 考	協議会から地区委員会へ再交付件数	35	35	35
	1件当たり補助金額 (円)	5,623,819	5,691,739	5,910,000
備 考	郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会	703,016	684,954	794,620
	地区明るいまちづくり推進委員会 (35地区)	140,594	143,051	146,153

(3) 監査の結果

【意見】

① 交付要綱における必要書類の明示について

交付申請時及び実績報告時には、再交付先である各地区の書類等も徴求している。交付要綱上も必要書類として明示されたい。

【指摘事項】

② 様式のアップデートについて

収支予算書及び収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるように見直し後の収支予算書及び収支決算書の様式を使用すべきである。

【教育総務部/生涯学習課・中央公民館】

59 郡山市民文化祭負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

郡山市立公民館共催事業負担金は、市内の各種団体等と公民館が共催して行う、教育、学術、文化及びスポーツに関する事業の円滑な運営を図るための負担金であるが、そのうち、「郡山市民文化祭実行委員会設置要綱」に基づき設置された郡山市民文化祭実行委員会に対する負担金が郡山市民文化祭負担金である。

② 交付対象（事業内容）

「郡山市立公民館共催事業負担金交付要綱」には、以下のように記載されている。

(負担金の交付対象者等)

第4条 負担金の交付対象者、交付対象事業及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

別表（第4条関係）

交付対象者	交付対象事業	交付額
郡山市民文化祭実行委員会	郡山市民文化祭のために実施する事業	予算の範囲内で定める額
地区・地域文化祭を運営する実行委員会等	地区・地域文化祭のために実施する事業	予算の範囲内で定める額
各種総合スポーツ振興事業を運営する実行委員会等	総合スポーツ振興事業	予算の範囲内で定める額
各種公民館分館事業を運営する実行委員会等	公民館分館事業	予算の範囲内で定める額
若人の広場事業実行委員会	若人の広場事業	予算の範囲内で定める額

③ 交付額

上記②に記載のとおり、予算の範囲内で定める額が交付される。

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。

交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

「郡山市立公民館共催事業負担金交付要綱」より抜粋
(交付の申請)

第5条 実行委員会等は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しな

なければならない。

- (1) 事業の概要が分かる書類
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認めて指示する書類
- (実績報告等)

第8条 実行委員会等は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する事業の実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より抜粋

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等実績報告書（第7号様式）に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定した場合は、報告は要しないものとする。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	3,250,000	3,250,000	3,250,000
(下段は補正後予算額)	958,000	661,000	—
決算額 (円)	198,801	661,000	2,710,395
執行率 (%)	20.7	100	83.3
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	198,801	661,000	2,710,395

(3) 監査の結果

【意見】

① 実績報告時の提出書類について

「補助金等交付事務マニュアル」において、交付申請時及び実績報告時の提出書類は具体的に規定することになっている。実際の実績報告書を確認すると、実績報告時には収支決算書のほか、主催行事・参加行事実績報告と会計監査報告書を徴求している。

実績報告時の提出書類として規定している「その他市長が必要と認めて指示する書類」では添付すべき書類が不明確であるため、実行委員会負担金毎に別表形式等で具体的な添付書類を規定されたい。

【指摘事項】

② 様式のアップデートについて

収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう見直し後の収支決算書の様式を使用すべきである。

【文化スポーツ部/文化振興課】

60 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

公益財団法人郡山市文化・学び振興公社（以下「公益財団」という。）の安定的な運営を支援することを目的としている。

② 交付対象（事業内容）

補助の対象とする経費は、役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、手数料、租税公課、支払負担金、委託料、燃料費、光熱水費、損害保険料、その他の公益財団の法人管理に要する経費である。

③ 交付額

補助金の額は、補助対象経費から公益財団の法人管理に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行

う。

交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

「公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金交付要綱」より抜粋
(交付の申請)
第4条 公益財団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。
(実績報告等)
第8条 公益財団は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より抜粋
(補助金等の交付の申請)
第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
(1) 補助事業等事業計画書
(2) 補助事業等に係る収支予算書
(3) その他市長が必要と認めて指示する書類
(実績報告)
第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、補助事業等実績報告書(第7号様式)に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定した場合は、報告は要しないものとする。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	54,610,000	52,220,000	52,319,000
決算額 (円)	49,958,706	49,089,335	50,192,406
執行率 (%)	91.4	94.0	95.9
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	49,958,706	49,089,335	50,192,406

(3) 監査の結果

【指摘事項】

補助金の名称について

当該補助金は公益財団の安定的な運営を支援することを目的としており、運営費を補助するものである。「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助金等の名称について運営費補助であることを明確にするため「公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人運営費補助金」と名称を改める必要がある。

【教育総務部/美術館】

61 企画展覧会負担金

(1) 補助金の概要

① 目的

国内外の優れた美術品の鑑賞機会の拡充及び市民の美術に関する学習機会の提供のため、特に単独では開催が難しい企画展覧会を開催することを目的としている。

② 交付対象（事業内容）

企画展覧会の開催都度締結する協定書における、企画展覧会の企画監修に関する費用、展示作品に関する借用及び返却に関する費用、保全及び保険料、展示撤去に関する費用等の諸経費が対象となる。企画展覧会は、企画書を基に、数年前から学芸員が展覧会や作品を実見し企画元と協議を重ね、展覧会の内容や出品作家や出品作品についての情報（郡山市立美術館での開催に向け特別に企画を作り上げる場合もあり）を精査して、開催するか否かを決定している。

③ 交付額

企画展覧会の開催都度締結する協定書における、開催経費負担金の額である。

④ 交付方法

企画展覧会終了後、相手先からの請求に基づき、相手先の指定する口座に支払う。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	27,430,000	31,050,000	29,700,000
(下段は補正後予算額)	21,930,000	—	—
決算額 (円)	8,857,343	21,050,000	29,700,000
執行率 (%)	40.3	67.7	100
補助件数 (件)	2	2	3
1件当たり補助金額 (円)	4,428,671	10,525,000	9,900,000

(3) 監査の結果

監査手続の結果、【指摘事項】または【意見】とすべき事項は発見されなかった。

【文化スポーツ部/スポーツ振興課】

62 郡山市体育協会補助金

(1) 補助金の概要

① 目的

郡山市体育協会事業の円滑な運営を図るため、郡山市体育協会の運営費を補助するものである。

② 交付対象（事業内容）

補助の対象となる経費は、協会の運営に要する経費とする。

③ 交付額

補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。

交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

「郡山市体育協会補助金交付要綱」より抜粋

(交付の申請)

第3条 協会は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 役員名簿

(4) 規約

(実績報告等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より抜粋

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業等事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、補助事業等実績報告書(第7号様式)に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、報告は要しないものとする。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	13,000,000	13,000,000	13,000,000
決算額 (円)	9,452,708	9,482,008	11,338,460
執行率 (%)	72.7	72.9	87.2
補助件数 (件)	1	1	1
1件当たり補助金額 (円)	9,452,708	9,482,008	11,338,460

(3) 監査の結果

【指摘事項】

① 補助金の名称について

当該補助金は郡山市体育協会事業の円滑な運営を支援することを目的としており、運営費を補助するものである。郡山市補助金等適正化基本方針に基づき、補助金等の名称について運営費補助であることを明確にするため「郡山市体育協会運

営費補助金」と名称を改める必要がある。

【意見】

② 実績報告時の提出書類について

交付要綱上、実績報告は規則 14 条に従うことになっている。当該規則では実績報告時の提出書類を「収支決算書」と「その他市長が必要と認めて指示する書類」と規定している。実際の実績報告書を確認した結果、添付書類として「収支決算書」と「事業報告書」を徴求している。交付要綱上、交付申請時の添付書類が明示されているのに対して、実績報告時の添付書類が曖昧となっているため、実績報告時の添付書類も交付要綱上明示されたい。

【指摘事項】

③ 様式のアップデートについて

収支予算書及び収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるように見直し後の収支予算書及び収支決算書の様式を使用すべきである。

【指摘事項】

④ 再交付の実績について

当該支出項目の中に、間接補助に該当するものが含まれている。実績報告の際には、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、再交付の実績及び再交付先の事業実績もあわせて報告すべきである。

【文化スポーツ部/スポーツ振興課】

63 郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金

(1) 負担金の概要

① 目的

マラソンを通じた生涯スポーツの振興並びに地域振興等を目的に開催される郡山シティーマラソン大会を実施する郡山シティーマラソン大会実行委員会の円滑な運営を図ることを目的とするものである。

② 交付対象（事業内容）

負担金の交付対象となる経費は、報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費その他の事業の運営に要する経費である。

③ 交付額

負担金の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

④ 交付方法

「郡山市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、交付申請及び実績報告を行う。
交付申請時及び実績報告時の添付書類は以下のように規定されている。

「郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金交付要綱」より抜粋
(交付の申請)
第3条 実行委員会は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 大会開催方針
(4) 大会要項
(5) 会則
(6) 役員名簿
(実績報告等)
第8条 実行委員会は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より抜粋
(補助金等の交付の申請)
第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
(1) 補助事業等事業計画書
(2) 補助事業等に係る収支予算書
(3) その他市長が必要と認めて指示する書類
(実績報告)
第14条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、補助事業等実績報告書(第7号様式)に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、報告は要しないものとする。

(2) 交付金額及び件数の推移

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額 (円)	6,500,000	6,500,000	6,500,000
(下段は補正後予算額)	8,500,000	8,500,000	8,500,000
決算額 (円)	—	7,379,393	7,332,695
執行率 (%)	—	86.8	86.2
補助件数 (件)	—	1	1
1件当たり補助金額 (円)	—	7,379,393	7,332,695

※ 毎年度補正予算を2,000,000円計上するのは、4月開催のシティーマラソン大会に合わせて例年前年度の11月頃に実行委員会を立ち上げてから予算化するため、大会開催の前年度分として必要な事業の支出をするためである。

なお、令和2年度(第28回大会)は新型コロナの影響により大会中止となっている。

(3) 監査の結果

市として限られた財源の中で補助金等を交付している現状を踏まて、交付団体等に対して自立運営に向けた自主財源の確保等について努めることを促すことが重要である。この点、実行員会において広告協賛を募っているほか、第31回大会(令和6年4月29日開催予定)においてはガバメントクラウドファンディング(ふるさと納税の返礼品として大会参加権を創設)を初めて導入するなど、自己財源確保の取組みが進められている。

【意見】

実績報告時の提出書類について

交付要綱上、実績報告は規則第14条に従うことになっており、当該規則では実績報告時の提出書類を「収支決算書」と「その他市長が必要と認めて指示する書類」と規定している。対象部局への確認の結果、「その他市長が必要と認めて指示する書類」として「事業報告書」を想定しているとのことである。「補助金等交付事務マニュアル」において、「その他の書類」は交付要綱上具体的に規定することになっているため、交付申請時の添付書類のように「事業報告書」を明示されたい。